

はじめに

障害者の権利に関する条約の批准、これは画期的なできごとだと思います。

条約の批准にあたっては、障害者基本法の改正や障害者総合支援法などが施行され、障害のある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における障害のある方に対する支援のあり方の課題が浮き彫りになりました。

今後、こうした大規模災害時における支援をはじめ、障害のある方が地域で安心して暮らせるための取り組み、就労の支援などをより一層推進していくことが、とても重要なことであると考えています。

このたび、このような取り組みをより一層推進するため、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定いたしました。

本市では、「選ばれるまち横須賀」という大きなビジョンを掲げていますが、このビジョンの実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、今回策定した計画の一つ一つの政策を確実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました横須賀市社会福祉審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリック・コメント手続などにご協力をいただきました多くの市民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成27年（2015年）2月

横須賀市長 **吉田 雄人**

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画への市民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 障害者を取りまく現状

- 1 人口構造の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 雇用・就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 障害者施策の課題及び施策の方向

- 1 障害者が地域で安心して暮らすための取り組み・・・・・・・・ 20
- 2 障害者の就労機会を拡大するための取り組み・・・・・・・・ 22
- 3 大規模災害時における障害者に対する支援の取り組み・・・・ 23
- 4 障害者の権利擁護に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 地域における支え合いを支援する取り組み・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 発達障害児者への支援に対する取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 福祉に携わる人材を確保するための取り組み・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 障害者施策の体系と事業

- 1 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 保健・医療サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 相談支援・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 療育・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 働く場・活動の場の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 6 バリアフリーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 7 権利擁護システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 8 障害者福祉の推進基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第5章 数値目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 地域生活支援拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第6章 障害福祉サービス等の見込量

- 1 障害福祉サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (1) 訪問系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (2) 日中活動系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
 - (3) 居住系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (4) 計画相談支援等の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (5) 障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスの見込量・・・・・・・・・・ 53
- 2 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - (1) 相談支援事業等の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - (2) 意思疎通支援事業の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - (3) 日常生活用具給付事業の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - (4) 移動支援事業の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - (5) 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み・・・・・・・・・・ 55

第7章 計画の推進体制等

- 1 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2 進行管理体制・評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

資料編

- 1 横須賀市社会福祉審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-1
- 2 障害者福祉計画等検討部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-3
- 3 障害者福祉計画等検討部会の開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-4
- 4 パブリック・コメント手続の結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-6
- 5 アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-8
- 6 第3期横須賀市障害福祉計画の実施状況（平成25年度末まで）・・・・ 資料-49

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

横須賀市は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成9年に第1期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）、平成15年に第2期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）を策定し、障害者施策に取り組んできました。

第1期「よこすか障害者福祉計画」では、障害の有無・種別・程度にかかわらず、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で「普通の生活」を営むことができるよう取り組んできました。

第2期「よこすか障害者福祉計画」では、それぞれのライフステージにおいて主体的な生活が営めること、長所に着目することで自己に自信を持ち、自己実現するために主体的に取り組むことができるよう取り組んできました。

また、第3期「よこすか障害者福祉計画」においては、誰もが共に生き、共に支え合う社会のあり方をめざして取り組み、現在に至っています。

国は平成19年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に署名しました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるもので、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の権利・尊厳を守ることをうたっており、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取り組みを締約国に対して求めています。

その後、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障害者の定義が見直されるとともに、合理的配慮の概念が盛り込まれました。

合理的配慮とは、例えば、身体障害を有する人に対して、車椅子等を利用できるスロープの設置や、講演会等における手話通訳者、要約筆記者の配置を行ったり、知的障害や発達障害を有する人に対して、分かりやすい方法での説明を行ったりするなど、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをさします。（障

害者の権利に関する条約第2条)

さらに平成25年には、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。

その他にも「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月）、が施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月）が成立し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成25年6月）、「学校教育法施行令」（平成25年9月）が改正されるなど、この10年の間に、障害者施策に係る数多くの法律が制定されています。「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

横須賀市においても、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」のような障害者施策に係る数多くの法律の制定に対応し、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指すため、この「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定します。

なお、この計画は、横須賀市における障害者のための施策に関する基本的な計画であり、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき策定します。

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」）がある者であって、障害及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条第1項第1号）とします。

また、この計画は横須賀市における他の計画との整合性を併せもつものです。

※社会的障壁・・・障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
(障害者基本法第2条第1項第1号)

2 計画の基本理念と目標

基本理念 ひとりひとりの個性と命を大切にする

目 標 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの
実現

障害者福祉施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目指して講じられる必要があります。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともに様々なものが生まれてきました。

この計画では、障害者と社会との「つながり」の再構築を意識した「インクルージョン」という考え方、つまり、障害者が地域社会の一員として、当たり前地域社会に溶け込み、参加・参画することが重要であるという考え方に重点を置き支持します。また、「インクルージョン」の考え方により、社会に溶け込んだ障害者が、より自分らしく過ごすことが出来るよう、本人の能力回復である「リハビリテーション」や本人が能力を最大限発揮できる環境を整える「エンパワメント」の考え方も併せて支持します。

上記の3つの考え方を踏まえた上で、障害をその人の有する個性として認識し、ひとりの人として、尊重していくことを基本とし、この計画の基本理念を「ひとりひとりの個性と命を大切にする」こととします。

この理念に基づき、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目標とします。

この目標の達成に向け、行政が公的責任において本計画に基づく社会福祉の増進を図り、必要な施策等の構築に努めるとともに、市民一人ひとりの理解と協力を得ながら取り組んでいきます。

※インクルージョン……誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心をつながりを築き、すべての人が疎外されることなく社会の中に含み込み、地域社会へ参加・参画するという考え方をいう。

※リハビリテーション…障害があることにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な支援をいう。

※エンパワメント……自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方をいう。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年計画とします。

障害者総合支援法により策定される第4期横須賀市障害福祉計画に該当する「第5章 数値目標」及び「第6章 障害福祉サービス等の見込量」については、国の基本指針に基づいて、平成27年度から平成29年度の3か年計画とします。

4 基本的視点

「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要な様々な支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

この計画の基本理念に基づき、目標を実現するため、基本的な視点を以下のように明らかにします。

- ① 地域での生活と生活の質の向上
- ② ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ③ 安全な暮らしの確保
- ④ 働く場の確保
- ⑤ 権利を守る社会の仕組みづくり
- ⑥ 施策の企画・推進への障害者の参画

5 計画への市民意見の反映

(1) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者及び難病患者（特定疾患医療受給者証）を対象としてアンケート調査を実施しました。

障害者手帳所持者及び難病患者に関するアンケート調査

対象者：市内在住の障害者・難病患者 2,448 人

実施期間：平成 26 年 8 月

回答数：1,434 人（回収率 58.6%）

対象者内訳：

- ①身体障害者：976 人（65 歳未満の身体障害者手帳所持者の 25%）
- ②知的障害者：750 人（療育手帳所持者の 25%）
- ③精神障害者：637 人（65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者の 25%）
- ④難病患者：85 人（難病患者団体の所属者や保健所健康づくり課での窓口配布）

(2) ヒアリング調査

郵送によるアンケート調査が困難な発達障害者について、3つのライフステージごとにヒアリング調査を実施しました。

発達障害者に対するヒアリング調査

対象者：

- ①児童期 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している発達障害児
- ②就労前期 養護学校高等部在籍中の発達障害傾向のある知的障害児
- ③就労期 就職活動や就労のための訓練をしている発達障害者

実施期間：平成 26 年 8 月～9 月

(3) 意見交換会の開催

障害当事者をはじめ多くの方から計画に関する意見を直接いただくため、障害者福祉計画等検討部会主催の意見交換会を開催しました。

障害者福祉計画等検討部会 意見交換会

開催日：平成 26 年 6 月 30 日

参加者：市民来場者約 40 名

(4) 計画検討部会等

計画の策定に当たっては、「横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」の下に、公募市民、障害当事者、障害福祉サービス事業従事者、学識経験者等により構成された「障害者福祉計画等検討部会」を設置し、検討を進めました。

また、「横須賀市障害とくらしの支援協議会」等からも意見を聞きました。

図表1 障害福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
2007	平成 19 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定など、国連が採択した条約に日本が署名した
2010	平成 22 年	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正	発達障害が、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化
2011	平成 23 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障害者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障害がある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める
2012	平成 24 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行	障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
2013	平成 25 年	「障害者総合支援法」施行	障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とし、障害者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など
2013	平成 25 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
2013	平成 25 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立（平成 28 年 4 月施行予定）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど
2013	平成 25 年	「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正（平成 28 年度から順次施行予定）	障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決の援助、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加するなど
2013	平成 25 年	「学校教育法施行令」改正	障害児の就学先について、特別支援学校を原則とせず、個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定するなど
2014	平成 26 年	「障害者の権利に関する条約」批准	平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約」を日本が批准した

第2章 障害者を取りまく現状

第2章 障害者を取りまく現状

1 人口構造の推移

横須賀市の人口構造の現状として、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

総人口及び年齢区分別の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。

図表2 横須賀市の人口

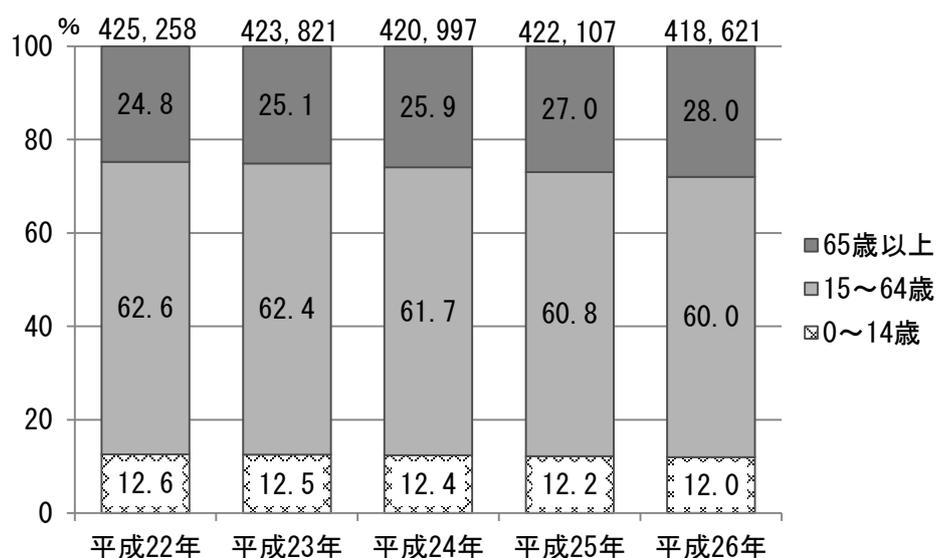
各年4月1日現在

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～14歳	53,594人	53,115人	52,212人	51,524人	50,274人
15～64歳	266,313人	264,387人	259,686人	256,789人	251,239人
65歳以上	105,351人	106,319人	109,099人	113,794人	117,108人
総数	425,258人	423,821人	420,997人	422,107人	418,621人

（資料）住民基本台帳

（注）住民基本台帳法の改正により、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となったことから、平成25年度以降の人口には、市内在住の外国人が含まれています。

図表3 年齢区分別人口構成比の推移



2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成26年4月1日現在13,969人です。平成22年度の13,743人と比較して約1.64%増加しています。

障害種別でみると、肢体不自由が52.5%、内部機能障害が31.1%で、この2つの障害種別で8割強となっています。また、障害種別・年齢区分別でみると、年齢区分による障害種別の顕著な差はみられませんが、年齢区分別障害者総数をみると、65歳以上が約72%となっています。さらに、障害種別・等級別でみると、一般的に重度障害と区分される1級及び2級が半数以上となっており、障害種別では、内部機能障害で1級の割合が高くなっています。

図表4 障害種別身体障害者数の推移

各年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
平成22年	人数 (構成比)	1,046人 (7.6%)	1,246人 (9.1%)	122人 (0.9%)	7,336人 (53.4%)	3,993人 (29.1%)	13,743人 (100.0%)
平成23年	人数 (構成比)	1,027人 (7.4%)	1,236人 (8.9%)	124人 (0.9%)	7,384人 (53.0%)	4,150人 (29.8%)	13,921人 (100.0%)
平成24年	人数 (構成比)	1,019人 (7.3%)	1,228人 (8.8%)	118人 (0.8%)	7,387人 (52.8%)	4,241人 (30.3%)	13,993人 (100.0%)
平成25年	人数 (構成比)	975人 (7.0%)	1,203人 (8.7%)	135人 (1.0%)	7,276人 (52.5%)	4,268人 (30.8%)	13,857人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)

(資料) 福祉部

図表5 障害種別・年齢区分別身体障害者の状況

平成26年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
0~17歳	人数 (構成比)	6人 (2.5%)	29人 (12.1%)	1人 (0.4%)	171人 (71.6%)	32人 (13.4%)	239人 (100.0%)
18~39歳	人数 (構成比)	32人 (5.0%)	74人 (11.6%)	9人 (1.4%)	380人 (59.4%)	145人 (22.6%)	640人 (100.0%)
40~64歳	人数 (構成比)	195人 (6.4%)	195人 (6.4%)	36人 (1.2%)	1,780人 (58.9%)	820人 (27.1%)	3,026人 (100.0%)
65歳以上	人数 (構成比)	710人 (7.1%)	891人 (8.9%)	104人 (1.0%)	5,006人 (49.7%)	3,353人 (33.3%)	10,064人 (100.0%)
計	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)

(資料) 福祉部

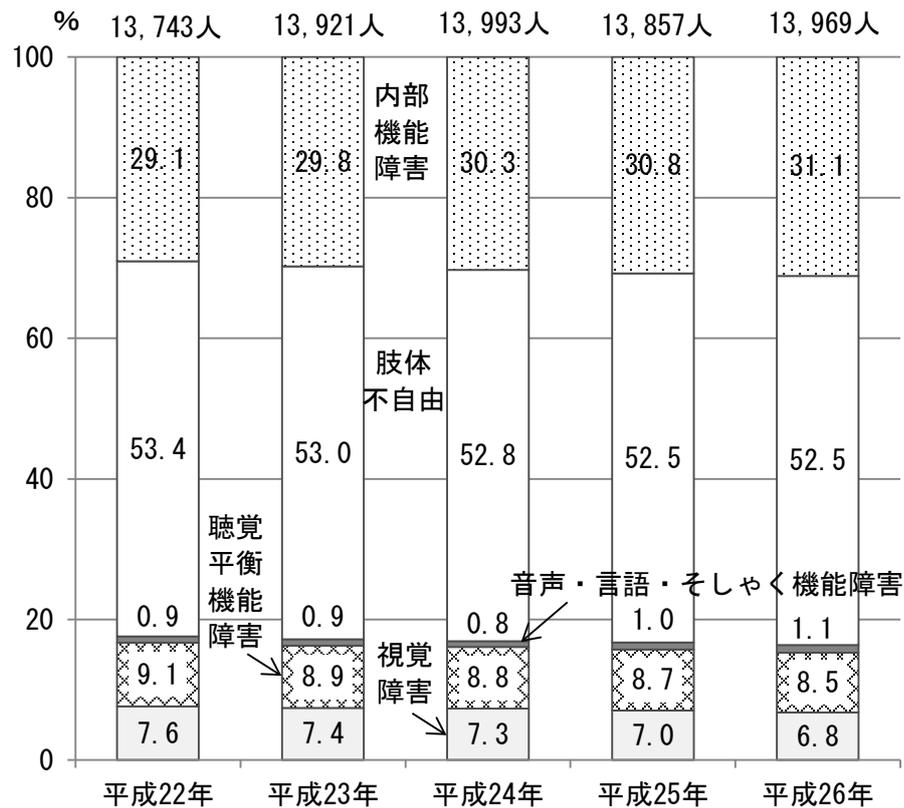
図表6 障害種別・等級別身体障害者の状況

平成26年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
1級	人数 (構成比)	343人 (6.7%)	25人 (0.5%)	6人 (0.1%)	1,549人 (30.2%)	3,211人 (62.5%)	5,134人 (100.0%)
2級	人数 (構成比)	317人 (12.5%)	327人 (12.8%)	14人 (0.6%)	1,850人 (72.7%)	36人 (1.4%)	2,544人 (100.0%)
3級	人数 (構成比)	69人 (3.5%)	125人 (6.3%)	77人 (3.9%)	1,369人 (68.7%)	351人 (17.6%)	1,991人 (100.0%)
4級	人数 (構成比)	59人 (1.9%)	255人 (8.3%)	53人 (1.7%)	1,969人 (63.8%)	752人 (24.3%)	3,088人 (100.0%)
5級	人数 (構成比)	97人 (19.4%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)	402人 (80.4%)	0人 (0.0%)	500人 (100.0%)
6級	人数 (構成比)	58人 (8.1%)	456人 (64.1%)	0人 (0.0%)	198人 (27.8%)	0人 (0.0%)	712人 (100.0%)
計	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)

(資料) 福祉部

図表7 身体障害者障害種別構成の推移



(2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は、平成26年4月1日現在3,000人です。平成22年度の2,569人と比較して16.8%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度の知的障害者数については、約33%増加しており、伸び率が大きくなっています。

また、最重度、重度、中度、軽度のそれぞれの構成比率は、ほぼ同じとなっています。

図表8 知的障害者数の推移

各年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
平成22年	人数 (構成比)	570人 (22.2%)	659人 (25.7%)	715人 (27.8%)	625人 (24.3%)	2,569人 (100.0%)
平成23年	人数 (構成比)	590人 (22.3%)	680人 (25.6%)	724人 (27.3%)	658人 (24.8%)	2,652人 (100.0%)
平成24年	人数 (構成比)	602人 (21.7%)	692人 (25.0%)	747人 (27.0%)	727人 (26.3%)	2,768人 (100.0%)
平成25年	人数 (構成比)	630人 (21.8%)	691人 (24.0%)	789人 (27.3%)	775人 (26.9%)	2,885人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	642人 (21.4%)	712人 (23.7%)	816人 (27.2%)	830人 (27.7%)	3,000人 (100.0%)

(資料) 福祉部

図表9 年齢区分別知的障害者の状況

平成26年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
0~17歳	人数 (構成比)	133人 (15.1%)	155人 (17.6%)	177人 (20.1%)	416人 (47.2%)	881人 (100.0%)
18~39歳	人数 (構成比)	318人 (28.6%)	254人 (22.8%)	278人 (25.0%)	263人 (23.6%)	1,113人 (100.0%)
40~64歳	人数 (構成比)	160人 (20.4%)	227人 (28.9%)	270人 (34.3%)	129人 (16.4%)	786人 (100.0%)
65歳以上	人数 (構成比)	31人 (14.1%)	76人 (34.5%)	91人 (41.4%)	22人 (10.0%)	220人 (100.0%)
計	人数 (構成比)	642人 (21.4%)	712人 (23.7%)	816人 (27.2%)	830人 (27.7%)	3,000人 (100.0%)

(資料) 福祉部

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成26年4月1日現在2,974人で、自立支援医療受給者証の発行枚数は、平成26年4月1日現在5,547枚です。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成22年度の2,449人と比較して約21.4%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、2級、3級の精神障害者数については、伸び率が大きくなっています。また、自立支援医療受給者証の発行枚数についても、平成22年度の4,740枚と比較して約17%増加しており、年々増加傾向にあります。

なお、国の全国調査によると、人口に占める精神障害者数の割合は約2.5%と推計されており（平成25年版 障害者白書/内閣府）、横須賀市においても、精神障害者の全ての方が、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を取得されているわけではない実態が推測されます。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

各年4月1日現在

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 級	348 人	349 人	371 人	384 人	359 人
2 級	1,489 人	1,602 人	1,654 人	1,747 人	1,872 人
3 級	612 人	619 人	651 人	676 人	743 人
合 計	2,449 人	2,570 人	2,676 人	2,807 人	2,974 人

(資料) 福祉部

図表 11 自立支援医療受給者証（精神通院）の発行状況

各年4月1日現在

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援医療受給者証発行数	4,740 枚	4,963 枚	5,164 枚	5,349 枚	5,547 枚

(資料) 福祉部

(4) 特定疾患医療受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する特定疾患医療給付制度があり、対象者には、特定疾患医療受給者証が交付されます。

特定疾患医療受給者証の交付数は、平成26年4月1日現在3,073枚で、年々増加傾向にあり、平成22年の2,699枚と比較すると、約12.2%増加しています。

なお、平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されることに伴い、対象疾患の拡大など、難病制度が大きく変わります。

図表12 疾患系別特定疾患医療受給者証交付数の推移

各年4月1日現在

		膠原病	血液系	循環器系	内分泌系	神経系	消化器系	代謝系	計
平成22年	交付数 (構成比)	720枚 (26.7%)	139枚 (5.2%)	116枚 (4.3%)	9枚 (0.3%)	1,041枚 (38.6%)	673枚 (24.9%)	1枚 (0.0%)	2,699枚 (100.0%)
平成23年	交付数 (構成比)	724枚 (26.4%)	145枚 (5.3%)	123枚 (4.5%)	20枚 (0.7%)	1,054枚 (38.4%)	677枚 (24.7%)	1枚 (0.0%)	2,744枚 (100.0%)
平成24年	交付数 (構成比)	732枚 (25.4%)	142枚 (4.9%)	136枚 (4.7%)	32枚 (1.1%)	1,099枚 (38.3%)	735枚 (25.6%)	1枚 (0.0%)	2,877枚 (100.0%)
平成25年	交付数 (構成比)	762枚 (25.4%)	145枚 (4.8%)	152枚 (5.1%)	36枚 (1.2%)	1,139枚 (37.9%)	768枚 (25.6%)	1枚 (0.0%)	3,003枚 (100.0%)
平成26年	交付数 (構成比)	780枚 (25.4%)	144枚 (4.7%)	155枚 (5.1%)	41枚 (1.3%)	1,143枚 (37.2%)	809枚 (26.3%)	1枚 (0.0%)	3,073枚 (100.0%)

(注) 平成26年9月現在、56疾患が対象。

(資料) 保健所

(5) 重症心身障害児(者)の認定状況

重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方のことをいい、児童相談所において認定されます。

図表13 重症心身障害児(者)の認定者数

各年4月1日現在

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	63人 (5人)	62人 (6人)	62人 (7人)	59人 (8人)	53人 (8人)
18歳以上	73人 (26人)	72人 (26人)	74人 (28人)	74人 (29人)	81人 (31人)
合計	136人 (31人)	134人 (32人)	136人 (35人)	133人 (37人)	134人 (39人)

(注) 表中の()は、内数で施設入所者数を表しています。

(資料) こども育成部

（6）障害児の療育・教育状況

障害児には、発育過程において障害の種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

障害のある子どもの数は年々増加しており、特に、小学校に通学する障害児の数は、3年前の387人から509人に増えるなど、増加が著しくなっています。

また、各相談件数も年々増加しています。外来療育相談総数に関しては、平成21年度に比べ、平成25年度は約32.2%増加しており、特に、初診を受ける児童は大幅に増加しているほか、電話相談・面接相談も大幅な増加がみられます。

図表 14 18歳未満の障害児の年齢層別の内訳

平成26年4月1日現在

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障害児	46人	141人	52人	239人
知的障害児	88人	526人	267人	881人

（注）身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

（注）両手帳を所持する児童は、身体障害児及び知的障害児のいずれの人数にも計上しています。

（資料）福祉部

図表 15 0～5歳児の児童発達支援利用状況

平成26年3月31日現在

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援 (ひまわり園利用者)	福祉型児童発達支援 (ひまわり園未利用)	計
利用者数実績	20人	74人	96人	191人

（注）身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含む。

（資料）福祉部

図表 16 ひまわり園の利用状況

各年度末

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療型児童発達支援 (肢体不自由児)	18人	16人	20人	17人	20人
福祉型児童発達支援 (知的障害児)	70人	74人	72人	78人	75人

（資料）こども育成部

図表 17 親子教室等の実施状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
親子教室 早期療育教室 療育教室	実施回数	332回	366回	427回	477回	485回
	参加延数	1,990人	2,137人	2,244人	2,616人	2,756人

（資料）こども育成部

図表 18 巡回相談及び所内、電話等の一般相談件数

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
巡回相談	訪問回数	144 件	162 件	161 件	164 件	235 件
	相談数	232 件	278 件	235 件	281 件	403 件
電話相談		448 件	484 件	661 件	1,144 件	1,867 件
面接相談		691 件	922 件	874 件	993 件	1,116 件

(資料) こども育成部

図表 19 外来療育相談実施件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
初 診	271 件	306 件	364 件	426 件	471 件
再 診	8,500 件	8,908 件	9,593 件	10,387 件	11,120 件
総受診件数	8,771 件	9,214 件	9,957 件	10,813 件	11,591 件
各種診察(小児精神・神経科ほか)	2,716 件	3,028 件	3,588 件	4,005 件	4,303 件
各種療法(心理・理学ほか)	5,537 件	5,823 件	6,030 件	6,377 件	6,609 件
その他(看護ほか)	518 件	363 件	339 件	431 件	679 件

(資料) こども育成部

図表 20 保育園における障害児の通園状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
公立保育園	保育園数(総数)	11 か所					
	保育園数(障害児通園か所数)	7 か所	6 か所	5 か所	7 か所	4 か所	
	障害児数	13 人	9 人	8 人	9 人	4 人	
	障害別	知的障害児	12 人	9 人	7 人	8 人	4 人
		身体障害児	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人
私立保育園	保育園数(総数)	29 か所	30 か所	30 か所	29 か所	30 か所	
	保育園数(障害児通園か所数)	12 か所	9 か所	12 か所	13 か所	11 か所	
	障害児数	21 人	14 人	15 人	18 人	17 人	
	障害別	知的障害児	14 人	10 人	13 人	15 人	15 人
		身体障害児	7 人	4 人	3 人	3 人	2 人

(注) 数値の時点：各年度末現在。

(資料) こども育成部

図表 21 幼稚園における障害児の通園状況

各年5月1日現在

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市立幼稚園	総施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	受入施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	障害児数	3人	4人	2人	2人	2人
市立ろう学校幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	12人	12人	7人	8人	6人
筑波大学附属 久里浜特別支援学校 幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	8人	7人	11人	11人	14人
私立幼稚園	総施設数	37か所	37か所	37か所	37か所	37か所
	受入施設数	27か所	33か所	20か所	23か所	22か所
	障害児数	108人	120人	104人	106人	134人

(注) 私立幼稚園については、補助金交付決定人数をもとに算出。

(資料) こども育成部、教育委員会、久里浜特別支援学校

図表 22 小学校における障害児の通学状況

平成26年5月1日現在

		学校数	児童数			
			低学年	高学年	計	
小学校 特別支援学級	知的障害	43か所	51人	81人	132人	
	自閉症・情緒障害	46か所	131人	117人	248人	
	聴覚障害(通級)	3か所	(12人)	(9人)	(21人)	
	言語障害(通級)	3か所	(58人)	(38人)	(96人)	
	病弱	3か所	1人	2人	3人	
	肢体	11か所	8人	5人	13人	
	弱視	1か所	0人	1人	1人	
市立養護学校	肢体 不自由	通学 訪問	1か所	17人	14人	31人
			1か所	0人	0人	0人
市立ろう学校	聴覚障害	1か所	6人	3人	9人	
県立武山養護学校	知的障害	1か所	16人	24人	40人	
	肢体不自由		1人	1人	2人	
県立金沢養護学校	知的障害	1か所	2人	2人	4人	
	肢体不自由		1人	1人	2人	
筑波大学附属久里浜 特別支援学校	知的障害 (自閉症)	1か所	12人	12人	24人	
合 計		115か所	246人(70人)	263人(47人)	509人(117人)	

(注) 横須賀市在住の児童のみ。()は外数で通級を示します。

市立養護学校については、障害名にかかわらず重度重複の障害児が通学しています。

「聴覚・言語障害」の通級には、ことばや聞こえ等にニーズのある児童も含まれます。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、久里浜特別支援学校

図表 23 中学校における障害児の通学状況

平成 26 年 5 月 1 日現在

		学校数	生徒数				
			1年生	2年生	3年生	計	
中学校 特別支援学級	知的障害	23 か所	31 人	29 人	35 人	95 人	
	自閉症・情緒障害	22 か所	30 人	46 人	33 人	109 人	
	肢体不自由	3 か所	0 人	1 人	2 人	3 人	
	弱視	1 か所	0 人	1 人	0 人	1 人	
市立養護学校	肢 体 不自由	1 か所	通学	1 人	8 人	3 人	12 人
			訪問	0 人	0 人	0 人	0 人
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 か所	0 人	1 人	0 人	1 人	
県立武山養護学校	知的障害	1 か所	14 人	10 人	11 人	35 人	
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人	
県立金沢養護学校	知的障害	1 か所	0 人	1 人	0 人	1 人	
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人	
合 計		53 か所	76 人	97 人	84 人	257 人	

(注) 横須賀市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校

図表 24 高等学校における障害児の通学状況

平成 26 年 5 月 1 日現在

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 か所	1 人	2 人	0 人	3 人
県立武山養護学校	知的障害	1 か所	11 人	11 人	12 人	34 人
	肢体不自由		2 人	2 人	0 人	4 人
県立武山養護学校 津久井浜分教室	知的障害	1 か所	10 人	9 人	7 人	26 人
県立金沢養護学校	知的障害	1 か所	5 人	0 人	4 人	9 人
	肢体不自由		1 人	0 人	0 人	1 人
県立岩戸養護学校	知的障害	1 か所	32 人	38 人	29 人	99 人
	肢体不自由		9 人	6 人	4 人	19 人
合 計		5 か所	71 人	68 人	56 人	195 人

(注) 横須賀市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、岩戸養護学校

3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障害者雇用数及び実雇用率

神奈川県労働局の統計による民間企業における障害者雇用数及び実雇用率は、次のとおりです。

図表 25 横浜南公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度6月1日現在

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
横浜南公共職業安定所管内 企業の障害者雇用率	1.92%	1.87%	1.77%	1.96%	1.95%
対象となる障害者雇用総数	505 人	499 人	514.5 人	556.5 人	599 人
対象企業数 (法定労働者 50 人以上)	122 社	118 社	121 社	121 社	134 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	63 社 (51.6%)	61 社 (51.7%)	59 社 (48.8%)	74 社 (61.2%)	67 社 (50.0%)

(注) 横浜南公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(追浜・田浦行政センター管内)・横浜市金沢区・逗子市・葉山町です。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントしています。

平成24年度以前の対象企業数は、法定労働者56人以上の企業が対象です。

(資料) 神奈川県労働局

図表 26 横須賀公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度6月1日現在

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
横須賀公共職業安定所管内 企業の障害者雇用率	1.64%	1.77%	1.58%	1.67%	1.74%
対象となる障害者雇用総数	212 人	221.5 人	263.5 人	267.0 人	267.5 人
対象企業数 (法定労働者 50 人以上)	91 社	89 社	110 社	100 社	108 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	48 社 (52.7%)	50 社 (56.2%)	55 社 (50.0%)	52 社 (52.0%)	60 社 (55.6%)

(注) 横須賀公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(本庁・衣笠・逸見・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西行政センター管内)・三浦市です。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントしています。

平成24年度以前の対象企業数は、法定労働者56人以上の企業が対象です。

(資料) 神奈川県労働局

(2) よこすか就労援助センターにおける状況

よこすか就労援助センターの利用状況と登録者・就労者の状況は、次のとおりです。利用者数は概ね増加の傾向にあります。

また、登録者数は平成21年度と比較して25年度において1.71倍となっており、特に知的障害者と精神障害者の登録者数が増加しています。

図表27 よこすか就労援助センターの利用状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者	来所	673件	715件	763件	727件	999件
	電話	1,817件	2,075件	2,801件	3,048件	4,014件
企業等	来所	90件	118件	124件	117件	129件
	電話	161件	125件	133件	300件	334件
企業巡回		326件	379件	327件	400件	471件
職場開拓	訪問	22件	19件	24件	47件	87件
	電話	47件	63件	38件	51件	86件
訓練室	回数	139回	139回	141回	137回	—
	延人数	1,225人	1,160人	1,090人	910人	—

(注) 訓練室での訓練は、平成24年度末で終了し、平成25年度以降は、個別訓練及び企業巡回時における支援等を実施しています。

(資料) よこすか就労援助センター

図表28 よこすか就労援助センターにおける登録者・就労者の状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数		496人	557人	628人	731人	847人
登録者 内 訳	身体障害者	29人	32人	41人	54人	64人
	知的障害者	318人	357人	393人	450人	494人
	精神障害者	148人	167人	191人	226人	288人
	その他	1人	1人	1人	1人	1人
登録廃止		12人	2人	5人	9人	5人
新規登録		57人	63人	76人	112人	121人
実 習		21人	29人	28人	27人	27人
就労者数		26人	28人	27人	41人	64人
就労者 内 訳	身体障害者	0人	1人	3人	2人	9人
	知的障害者	18人	16人	18人	23人	31人
	精神障害者	8人	11人	6人	16人	24人

(注) 登録者の「その他」は、手帳のない発達障害者です。

(資料) よこすか就労援助センター

(3) 横須賀市役所における障害者の雇用状況

図表 29 横須賀市役所における障害者の雇用状況

各年度 6月1日現在

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①	A 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	2,823 人	2,791 人	2,774 人	2,734 人	2,760 人
	B 短時間勤務職員の数	—	31 人	27 人	33 人	26 人
	C 計 [A+B×0.5]	—	2,806.5 人	2,787.5 人	2,750.5 人	2,773 人
②	障害者数	47 人	43 人	44 人	43 人	44 人
	(うち 障害者募集枠の採用者数)	(17 人)	(17 人)	(18 人)	(18 人)	(21 人)
	D 重度障害者(常用)	21 人	20 人	21 人	21 人	22 人
	E 重度障害者(常用)以外の 障害者	26 人	23 人	23 人	22 人	22 人
	F 計 [D×2+E]	68 人	63 人	65 人	64 人	66 人
③	旧実雇用率 [F÷A×100]	2.41%	—	—	—	—
	新実雇用率 [F÷C×100]	—	2.24%	2.33%	2.33%	2.38%

(注1) 職員数は、市長部局(消防局等を除く)、教育委員会、上下水道局の計です。

(注2) 障害種別は、すべて身体障害です。

(注3) 平成23年度から障害の種別に関わらず、短時間勤務職員が雇用率の算定対象となっています。なお、ここでの短時間勤務職員とは下記の①かつ②の要件に該当する職員のことです。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

② 1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。

(4) 障害者雇用奨励金の支給状況

横須賀市では、知的障害者及び精神障害者を3か月以上継続して雇用しようとする事業主に対して、障害者雇用奨励金を支給しています。

図表 30 障害者雇用奨励金の支給実績状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
知的障害者の雇用者数	2,093 人	2,030 人	2,079 人	2,086 人	2,124 人
精神障害者の雇用者数	427 人	492 人	496 人	456 人	458 人
計	2,520 人	2,522 人	2,575 人	2,542 人	2,582 人

(注1) 表の雇用者数は、1年間の延べ人数。例えば、1人の方が1年間に12か月勤務した場合は「12人」となります。

(注2) 表中の人数は、雇用奨励金の支給者数のみを示しており、実際に雇用されている障害者であっても雇用奨励金が支給されていない方の人数は含まれていません。

第3章 障害者施策の課題及び施策の方向

第3章 障害者施策の課題及び施策の方向

横須賀市では、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）を策定し、6年が経ちました。この間に、平成23年に障害者基本法が改正され、平成25年には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改正されました。また、「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准されました。

このように障害者を取りまく環境が変化する中、本章においては、計画検討部会や障害のある方々との意見交換会で出された意見等を踏まえて、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」の課題を分析し、必要とされる障害者施策を整理します。

1 障害者が地域で安心して暮らすための取り組み

（1）現状と課題

この計画の目標である「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指すためには、それぞれのライフステージに切れ目のない支援、様々な支援が身近な所で受けられることが必要です。つまり、出生から幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして就労と、ライフステージが移っても、切れ目のない支援を引き継げるような体制の構築が必要です。また、住まい、相談、日中活動の場の一体的な支援で、障害者が地域で安心して暮らせるようなサポートが求められています。

まず、障害児に係る様々な課題を解決するためには、子どもに関する総合支援体制の充実や、家族が障害を受容するためのサポート、様々な社会資源を活用しながら子育てをしていくための情報提供、教育と福祉の連携を強化するなど、こども支援・家族支援の充実が望まれます。

また、ライフステージの後半における親亡き後の支援については、障害者及びその家族にとって大きな課題の1つです。親亡き後も本人が地域で暮らし続けていくためには、親が元気なうちから地域で暮らしていくことができるように備えることが重要です。

さらに、本人や家族の高齢化に伴い、障害者が不利益を被らないように保護、支援する成年後見制度の活用や、本人の意思を尊重するために相談サポートセンター等を活用した本人の意思決定支援の必要性が高まっていると言えます。

アンケート調査の結果、今後、利用したい福祉サービスは、障害別にニーズが異なり、障害やその状態に合わせたきめ細かいサービスが必要とされていることがわかりました。中でも、地域での生活の質の向上に向けて、相談支援、意思疎通支援、移動支援など、時代に即したニーズに対応したサービスの充実が求められています。

横須賀市では、地域に密着したサポート体制を目指し、市内に4つの障害者相談サポートセンターを設置していますが、今後ともその重要性は増していくと考えられます。

また、アンケート調査では、療育手帳所持者は一人で外出することは少なく、多くは家族とともに外出しています。このため、家族の高齢化に伴い、移動支援のニーズは更に拡大していくものと予想されます。

(2) 方向性と取り組み

それぞれのライフステージに応じた様々な支援や医療・リハビリ等が身近な所で受けられるように「本人・保護者とともに作る支援シート」の活用や、児童期から成人期に移行する際の支援内容の引き継ぎ、そして、住まい、相談、日中活動の場の一体的な支援によるサポートを進めます。また、出生時から関わることのできる市の保健師など、支援に関わった人々が生涯にわたり「良きつなぎ役（コーディネイター）」となることが期待されています。

さらに、障害とくらしの支援協議会を活用して、事業者間の情報交換や連携を行うことで、福祉サービス事業間のネットワーク作りを支援していきます。

また、障害者相談サポートセンターや相談支援事業所を活用することにより、相談支援をさらに充実させていくとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を検討します。

意思疎通支援では、平成26年度から、入院時コミュニケーション支援事業（意思疎通が困難な障害者の入院時に、医療機関との意思疎通が必要となる場面で、意思疎通を円滑に行えるよう支援者が支援するもの）を開始しました。これまでの要約筆記、手話通訳の派遣を今後も継続していくとともに、聴覚に障害のある方だけでなく、視覚障害等、意思疎通支援を必要とする方に対する、更なる支援の充実について取り組んでいきます。

移動支援事業は、要望が多く、利用者数が増え続けているため、新たな事業者の参入や、既存事業者の規模拡大が図られるよう努めていきます。そのためには、人材の確保が大きな課題であり、人材確保が困難な現状を踏まえ、若年層が就職、定着できるように労働環境の整備を進めるなど、人材の確保に努めていきます。

なお、緊急一時保護や家族のレスパイト、親世帯からの自立に向けた事前準備を目的とした短期入所は、利用の希望が多いため、施設の増設など充実させていく必要があることから、平成27年度中に、新たに1か所の短期入所施設が開設される見込みです。

加えて、本人が将来の暮らしを見通すことができるように、地域のグループホーム等での生活体験等を通じ、自立した生活ができるようにすることが大切だと考えます。そのため、今後もグループホームの設置か所数を増やすなど、その支援を充実させていきます。

このように様々な施策を総合的に進めることによって、ライフステージが移行しても、今までの支援内容を正確に伝えていくことで、本人に対する切れ目のない支援の実現を目指します。

2 障害者の就労機会を拡大するための取り組み

(1) 現状と課題

障害者の作業所や施設において、作業の受注機会が少なく、仕事がしたくても仕事がなくったり、請け負っている作業があっても対価が低く、工賃と障害年金では十分な生活ができなかったりするということが問題となっています。障害者の雇用拡大を事業主に働きかけるとともに、市も障害者優先調達推進法に基づき、障害者施設等への発注を充実させていくことが求められています。

また、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成 25 年 4 月 1 日から引き上げられ、民間企業は 2.0%、国・地方公共団体等は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%になりました。更に、改正障害者雇用促進法が平成 28 年度から施行され、障害を理由とする差別の禁止や、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずる（合理的配慮の提供）義務が生じるほか、平成 30 年度からは、法定雇用率の算定基礎に、精神障害者が加えられます。アンケート調査によると、働くために充実してほしい取り組みとして、企業や団体、市役所などが障害者を積極的に雇用することが挙げられており（身障 62.1%、知的 66.5%、精神 57.1%、難病 77.8%）、企業や団体、市役所などの雇用拡大が期待されています。

加えて、アンケート調査から、働くために充実してほしい取り組みとして、療育手帳所持者では「障害者が仕事をするうえでの援助をする人を充実する」とする人が多くいました（68.0%）。現在雇用されている障害者、とくに知的障害、精神障害のある方の雇用が安定して継続するような支援とともに、職場への定着を図るスキルアップのための研修や、職場経験者による助言や指導が求められています。また、今後増え続ける養護学校の卒業生に対しては、卒業後の数年間、きめ細やかに支援できるよう、支援機関の設置を検討することが望まれています。

(2) 方向性と取り組み

就労機会の拡大において、特例子会社・就労継続支援 A 型事業所・障害者雇用を行う企業、及び就労移行支援事業所の誘致により、就労の機会をより多く提供し、就労に結びつける場を増やすことが必要とされています。

また、平成 25 年度には、国や地方自治体等が物品や役務を障害者施設等に積極的に発注していくよう定めた、障害者優先調達推進法という法律ができました。横須賀市役所では、この法律に基づいて市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、

障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する物品や役務の一覧を作成・公表し、受注の拡大に努めていきます。

なお、平成25年度における調達実績額は約450万円で、平成26年度の調達目標額は500万円となっていますが、さらなる拡大が必要と考えています。

また、市では身体障害者を中心に、法定雇用率を満たす形で雇用しており、今後も継続していきます。また、知的障害者等職場体験実習として、毎年2人、各3か月間、臨時職員として雇用しています。

職場への定着支援にあたっては、よこすか就労援助センターにおいて、障害者の就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、それぞれが抱える課題に応じた、就業面と生活面の一体的な支援を行っており、今後も継続していきます。さらに、平成26年度からは、職場定着支援員（常勤）1人を配置し、障害者の職場定着支援を推進していきます。業務内容は、企業や家庭を訪問しての職場定着支援、市内の障害福祉施設等の職員や職場経験の豊富な市民（ボランティア）を対象にした、職場定着支援員のネットワークの構築や助言・指導等、スキルアップのための研修などです。

加えて、今後も知的障害、精神障害のある方を3か月以上雇用しようとする事業主に対して、雇用奨励金を支給するとともに、よこすか就労援助センターと協力して、これらの企業に定期訪問を行います。また、企業に対する研修を実施するなど、労使双方のバックアップをしていきます。

これらの取り組みを継続していくことによって、雇用の継続を促していきます。

3 大規模災害時における障害者に対する支援の取り組み

（1）現状と課題

災害時には、弱者と言われる障害者にとって様々な困難が予想されるので、それらの1つ1つに対応した準備をしておくことが必要です。とくに、初動期の避難では地域住民の協力が不可欠なため、啓発などを通じて日頃から障害に対する理解を深めていただくことが重要となります。

アンケート調査では、「災害時に一人で避難できない」とする人は、療育手帳所持者に特に多く見られ（身障30.6%、知的57.2%、精神15.4%、難病39.1%）、家族が不在の場合などには周囲の協力を必要としています。災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、「近所に助けてくれる人がいる」とする人が少ないこともわかりました（身障24.2%、知的17.5%、精神17.8%、難病23.4%）。

また、大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

人たちを一時受け入れる避難所の設置が求められています。

(2) 方向性と取り組み

災害時の対応は、初動期の避難、地域での支え合いが重要となりますので、普段から地域の皆さんに障害を理解してもらうよう、啓発活動を続けていきます。また、障害者団体等と一緒に地域の避難訓練に参加するだけでなく、訓練の方法や提案なども行い、地域において障害者に対する理解が深まるように努めていきます。

それに加え、横須賀市では障害者の災害時における支援が、迅速かつ的確に行われるように「災害時要援護者支援プラン」を策定し、地域の支援者（町内会・自治会・民生委員等）の活動要領などを定めています。このプランでは、まず、自宅やグループホームなどで暮らしている、主に重度の障害者の氏名、住所や障害内容等の情報を、本人や家族の同意を得たうえで、地域の支援者に提供します。地域の支援者は、提供された情報をもとに、障害者の自宅を訪問し、障害の状態や避難支援の方法などについて確認するとともに、本人や家族と話し合っ、災害時に直接支援する人（近隣の支援者）を取り決めます。そして、風水害や地震などの災害時には、近隣の支援者による災害情報の提供や安否確認など、安全の確保のために必要な活動が行われるというものです。

また、大規模災害時には、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のために、二次及び三次福祉避難所を開設します。福祉避難所とは、大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする人たちを一時受け入れる避難所のことです。福祉避難所については、一旦は震災時避難所（地域の小中学校）に避難した後、移動（搬送）するものとします。

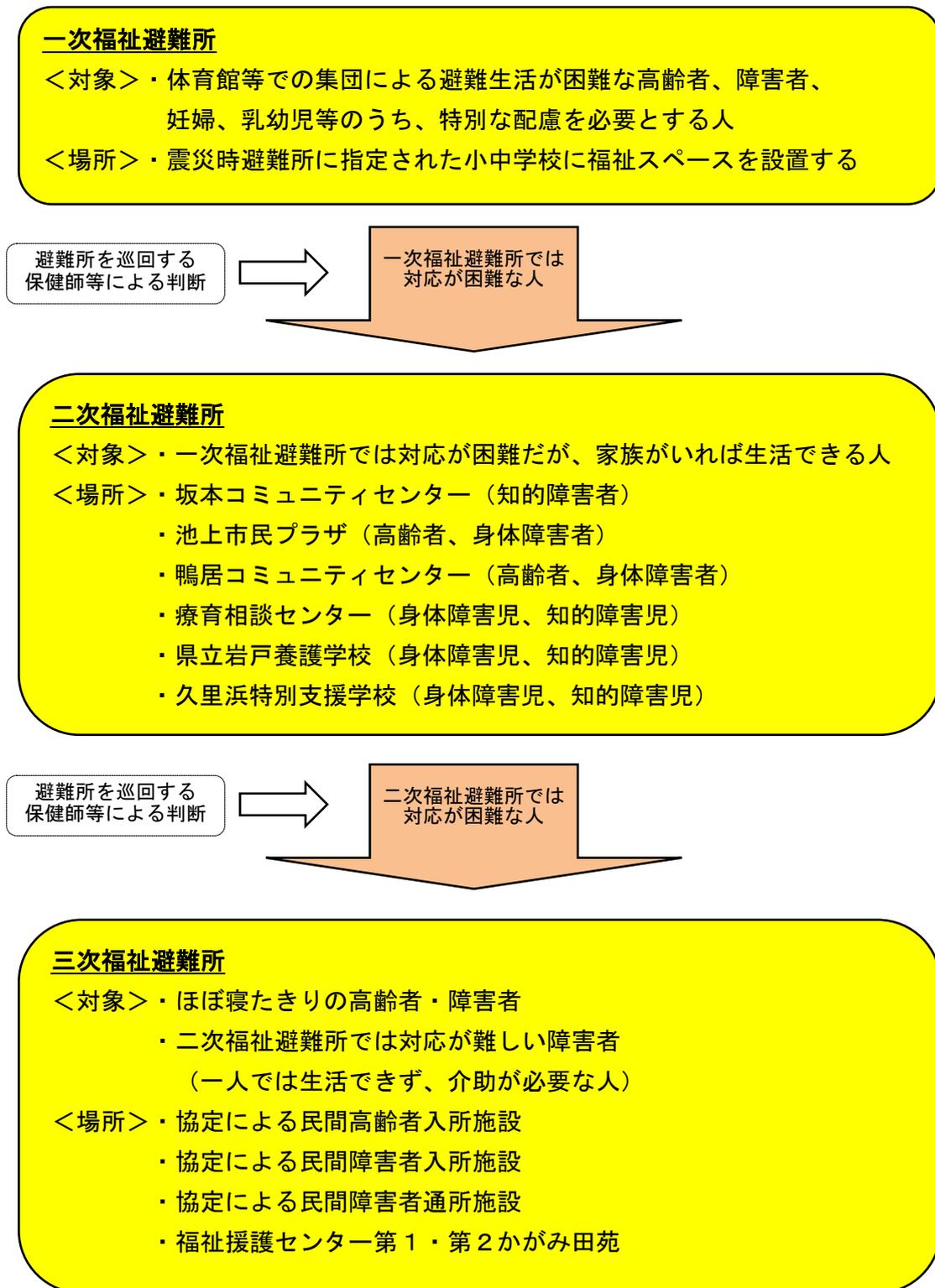
一次福祉避難所は、災害時の避難所（指定された市内の小中学校）に、福祉スペースを設けることとします。

二次福祉避難所は、一次福祉避難所では対応が困難な方で、家族がいれば生活できる人を対象とします。各一次避難所を巡回する保健師等により、二次福祉避難所への移動が必要と判断された人とします。これは、大規模災害発生後、3日を目途に開設します。

三次福祉避難所は、二次福祉避難所では対応が困難なほぼ寝たきりの高齢者・障害者及び寝たきりではないものの、二次福祉避難所では対応が難しい障害者（一人では生活できず介助が必要な人）で、一次、二次福祉避難所を巡回する保健師等により判断された人とします。これも、大規模災害発生後、3日を目途に開設することとします。

このように、大規模災害発生時には、一次福祉避難所を開設するだけでなく、障害の程度や体の状態に応じて、二次福祉避難所及び三次福祉避難所を活用することで、障害者が安心して避難生活を送れるよう、取り組んでいきます。

図表 31 福祉避難所について



4 障害者の権利擁護に関する取り組み

(1) 現状と課題

我が国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定（※）を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

国においては、条約批准に先立ち、国内法令の整備を推進してきました。

平成23年には、障害者の権利に関する条約の理念に沿って、障害者基本法の改正が行われました。この改正においては、法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことが規定され、障害者の定義も「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（障害者基本法第2条第1項第1号）と見直されました。

これに伴い、障害者総合支援法においても、障害者の範囲が広げられ、発達障害や難病等に起因する障害を有する方が障害者に含まれることが明確化されました。

また、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定（障害を理由とする差別の禁止）に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない（障害者基本法第4条第2項）」と規定し、障害を理由とした差別を無くしていくための取り組みを求めています。

これらの理念を具体化するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年に成立（平成28年施行予定）し、国や地方自治体、民間事業者には、「差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」などの義務が課せられることとなります。

障害者の権利に関する条約の批准により、障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進され、条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取り組みが後押しされるなど、障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されます。また、人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

※合理的配慮の否定・・・過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないこと

この障害者の権利に関する条約の批准に伴い、障害者の地域生活の場を抱える自治体は、次のような責務を有することになります。

- ・療育支援

障害のある児童が、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければなりません。

- ・専門的知識又は技能を有する職員の育成

療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければなりません。

- ・防災及び防犯

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければなりません。

- ・消費者としての障害者の保護

障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければなりません。

- ・選挙等における配慮

選挙等において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければなりません。

- ・司法手続における配慮等

障害者が、訴訟などの司法手続の対象となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければなりません。

(2) 方向性と取り組み

障害者の権利に関する条約の批准に伴い、地方自治体に発生する障害者の権利擁護に関する責務は、従来の福祉の枠組みの中だけではなく、防災、選挙、司法手続等、地域での生活全般に関わってくることから、自治体の行うまちづくり全般にわたって、施策、事業の見直しが求められるため、福祉部門のみならず、全庁的な取り組みとして位置づけ、施策や事業の見直し、再構築を進めていきます。

そして、横須賀市障害福祉課の窓口や障害者相談サポートセンター等で、本人や支援者の困り感や相談を受け付けることから始まり、障害福祉サービスや成年後見制度などの支援制度を活用することで、障害者の権利擁護を図ります。また、障害福祉相談員制度がより活用されるための検討も行います。

また、横須賀市では、障害者虐待防止法の規定に基づき、平成24年10月に障害者虐待防止センター機能を障害福祉課に持たせました。障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに市町村に通報しなければならないと定められ

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

ています。それに加え、虐待通報に基づく事実確認や本人の緊急保護だけでなく、虐待に至らないよう丁寧な家族支援や、虐待防止に取り組む関係機関の連携や啓発資料の充実を図るとともに、障害者虐待防止に係る研修会に参加しやすくなるよう、さらに工夫していきます。

アンケート調査では、成年後見制度の「名前も内容も知っている」とする人は少なく（身障 29.7%、知的 35.3%、精神 23.1%、難病 45.3%）、まだ知名度が低いことが明らかになりました。一層の周知が望まれます。中でも、法人後見を積極的に推進していくために、社会福祉協議会等に働きかけていくことが必要です。また、後見人に対する報酬制度の適用範囲を「市長申立」の案件以外にも広げるよう検討します。

また、アンケート調査から、多くの人々が、障害があることで差別や嫌な思いをしたり、配慮や工夫がなく困ったことがあると回答していました。（身障 50.8%、知的 69.4%、精神 66.2%、難病 29.7%）。障害への理解促進のための啓発は、今後も大きな課題と考えられます。障害者に対する理解を深めてもらうためにも、障害者週間や、地域の避難訓練への参加などを通じて、市民への啓発活動を行っていきます。

5 地域における支え合いを支援する取り組み

（1）現状と課題

行政サービスに代表される「公助」による支援がどんなに充実しても、行政に支援を求めることができず、地域から孤立している障害者に対しては、必要な支援が行き届かない可能性があります。日常生活での支援はもちろんですが、特に、大規模災害時には、「公助」による支援が届くまで一定の時間が掛かることが想定されます。

そこで、日頃から地域での支え合いを大切にし、地域で暮らす障害者が孤立することなく、地域の中に自然と溶け込んで暮らすことで、「公助」が必要な時は、その利用を近隣住民が促すことが出来るようにするだけでなく、地域の支え合いである「共助」や自分自身で備える「自助」の取り組みも促進していく必要があると考えています。

（2）方向性と取り組み

地域での支え合いを促進するためには、自ら暮らす同じ地域に、障害者も暮らしていることを地域の人々に知ってもらうことから始まります。

横須賀市は、本人や家族の同意をもとに、障害者の氏名、住所、障害内容等を事前に地域の支援者（町内会・自治会・民生委員等）に提供して災害時に備える「災害時要援護者支援プラン」の推進や、障害者団体等と一緒に地域の避難訓練へ参加するなど、障害者が地域の活動に参加するきっかけ作りを行います。

また、地域での支え合いである地域福祉の取り組みは、横須賀市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づいて活動しています。横須賀市もこれを支持、支援し、住民同士の助け合いの輪が広がっていくように働きかけを行います。

6 発達障害児者への支援に対する取り組み

(1) 現状と課題

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条第1項）と定義されています。

「障害者の権利に関する条約」においては、発達障害に起因する障害を有する人が障害者に含まれることが明確にされています。

現状では、発達障害の人たちの把握が難しく、支援が足りないことが指摘されており、発達障害の人たちの居場所がなく、相談の場が少なく、日常生活の様々な困難に直面しながらも、福祉サービスを利用しにくいことも事実です。

また、発達障害を対象とした手帳はなく、発達障害児者が療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得している場合も多くあります。

一方で、横須賀市療育相談センターに相談に来る発達障害児は年々増加しています。

横須賀市では、計画策定にあたり、発達障害に関する実態を調査するため、発達障害児者又は、その保護者へのヒアリングを次の3つのライフステージごとに実施しました。

児童期

児童発達支援・放課後デイサービスを利用している市内在住の発達障害児の保護者などにヒアリング調査を行ったところ、「コミュニケーションがとれない」、「人見知りや場所見知りがあがる」、「集中力がない」、「こだわりがある」、「融通が利かない」など、様々な困りごとが挙げられました。

さらに、「今のことで精いっぱい先が見えない」、「中学校に適応できるか」、「高校に進学できるか」、「就職できるか」など、将来への保護者の不安も多く見られました。

また、保護者は早期に情報を得られないことや、就学後や18歳を過ぎると療育相談センターとの関わりがなくなってしまうことに不安を感じています。親亡き後については、グループホームの充実や本人や保護者が相談できる場、地域で見守るようなシステムが求められています。

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

就労前期

養護学校高等部の在校生を対象に、本人、もしくはその保護者にヒアリング調査を行ったところ、「コミュニケーションが苦手」、「社会性に欠ける」、「意思の伝達が難しい」などの問題が挙げられました。見た目には障害がわからないので、周囲の誤解を招いたり、理解も得られないという話も多く聞かれました。発達障害への理解の促進が求められています。

ほとんどの人が障害福祉サービスを利用していなかった一方で、「サービスが分からない」、「サービスをホームページに載せてほしい」という声もあり、福祉サービスについてわかりやすい情報提供が必要とされます。また、サービス支給の要件と、必要としているサービスとにずれがあるという指摘がありました。手帳の等級によらず、発達障害の特性に沿った、本人の状況に応じた支援やサービスを求めています。

加えて、保護者は卒業後や将来に不安を抱いており、親亡き後は、兄弟になるべく負担をかけさせたくないという話が多く聞かれました。

養護学校（高等部）では、1年生から校内実習、外部での実習など、本人が職業選択するために、様々な仕事を試していますが、市内にはなかなか就職できる場がないという実態があります。「特例子会社を増やしてほしい」、「障害への理解やサポートがあるところで働かせたい」という、保護者の声がありました。

また、親亡き後については、自立した生活を学ぶためにグループホームへの早期入所を望む一方で、グループホームの不足への心配があり、地域で自立した生活ができるよう、グループホームの整備や、生活のサポートが必要とされます。

就労期

就労援助センターを利用している市内在住の発達障害者にヒアリングを行ったところ、5年、10年と継続して勤務している人もいますが、一方で仕事をしたくてもなかなか就労に結びつかない人が多くいました。

就労するための問題として、「求人が少ない」ことや「情報不足」、「支援不足」が指摘されています。

また、「人とのコミュニケーションが苦手」、「急な予定変更に弱い」、「興味のないことには集中できない」、「あいまいな指示が理解しにくい」、「環境の変化や新しいことが苦手」などの障害特性のため、「時間の厳守が出来ない」「トラブルを起こしてしまう」「人間関係がうまくいかない」など、就労を継続していく上での問題が見られました。

一方で、手順が理解できた仕事はきちんとこなしたり、自分が興味のある分野に対して非常に高い集中力を示したりする人も多いため、分かりやすい指示をしたり、本人の特性を生かした業務を担当してもらうことが、就労の継続に繋がっていくと考えられます。

また、「発達障害者手帳」のようなものが新たに出来ないだろうかという意見がありました。就労支援においては、「選択肢が広がること」、「働きやすい環境」、「発達障害の特性に合った仕事」、「障害者雇用の情報」が求められています。

親亡き後については、住むところ、金銭面に不安があり、頼る人がいないという実態が

ありました。相談機関やヘルパーの利用意向があり、地域で安心した生活ができるような支援が必要です。

児童期、就労前期、就労期を通して

横須賀市内に発達障害支援センターがほしいという声もあります。

また、発達障害による悩みや困りを抱えているにもかかわらず、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象とならない人や、手帳の取得を希望しない人など、支援に繋がりにくい人も多く、このような方々へ適切な支援を提供できる体制の整備が重要となります。

発達障害の早期発見・理解・研究を進め、発達障害者がその特性、能力を活かせる支援や環境づくりが望まれています。

(2) 方向性と取り組み

発達障害は、症状が多岐に渡るうえ、他の障害と比べて理解があまり進んでおらず、なかなか周囲の理解が得られないという声が多く聞かれていることから、障害についての理解を促進するための啓発を行うとともに、各々の障害に合った支援体制の検討を進めていきます。

また、社会へ適応するための支援や、知識・技能の習得ができる専門的な場も必要とされており、児童期から就労期まで、一貫した支援を検討するとともに、これらの実現に向けて、専門知識のある人材の確保に努めるよう、検討を進めていきます。

就労にあたっては、自立できるだけの賃金を得られるとともに、なるべく市内での就労をしたい、長く働きたいという声が多く聞かれており、特例子会社の誘致等を行うとともに、ジョブコーチ等による職場定着支援を行うなど、障害者が就労しやすい環境の整備を進めていきます。

加えて、就労時や就労継続支援においては、発達障害の特性に合わせて、仕事をする際には明確な指示や分かりやすいマニュアルを用意するなど、工夫していきます。

7 福祉に携わる人材を確保するための取り組み

(1) 現状と課題

現在、市内の障害福祉サービスの事業所や地域作業所の中には、就業希望者が集まらず、人手不足となっている事業所が多くあります。これは、市内だけでなく、全国的な傾向でもあります。特に、新卒者の就業希望者が少ないのに加え、中途採用でも希望者が集まらない現状があります。また、離職率が高いため、新たな求人も必要になるという悪循環が見受けられます。

第3章：障害者施策の課題及び施策の方向

これらの施設は、障害者の日中の居場所として重要な役割を担っており、人材の確保は重要な課題であると言えます。

人材が不足している原因としては、給与・賃金水準の低さや障害福祉サービスの仕事は、精神的・身体的にきついのイメージ等が考えられます。人材不足を解消するためには、就労希望者を増やすと同時に離職率も低くすることが求められています。

就労希望者を増やすとともに、離職率を低くするためには、①給与・賃金水準の改善②障害福祉サービスに携わる仕事の社会的な意義・重要性の啓発③職場定着のための支援等が必要です。

障害福祉サービス等を提供する事業者に対する事業報酬は、国が定めた報酬基準に従って支払われる仕組みであり、そこで働く従事者の給与・賃金は、この事業報酬の中から支払われることとなります。

障害福祉サービス事業に従事する職員の処遇改善については、平成 21 年度の報酬改定において、障害福祉サービス等の報酬が 5.1%引き上げられるとともに、平成 21 年 10 月からは、障害福祉サービス等の報酬とは別枠で、福祉・介護職員の給料を引き上げる福祉・介護人材の処遇改善事業交付金が事業所・施設へ交付され、給与・賃金の改善が図られました。さらに、平成 24 年度の障害福祉サービス等の報酬改定において、交付金が障害福祉サービス等の報酬に組み込まれ、福祉・介護職員処遇改善加算として実施されました。

しかしながら、さらなる給与・賃金水準の改善には、国の報酬基準の改善が必要不可欠と言えます。

(2) 方向性と取り組み

横須賀市は、より職員の処遇改善に結びつくような報酬基準の改正が行われるよう、国に対し、要望を行います。

また、市内には、神奈川県立保健福祉大学があり、本来、新卒の福祉人材は豊富であると言えます。横須賀市は、神奈川県立保健福祉大学に対し、横須賀市内の障害福祉サービス事業所に卒業生を送り出してもらうよう、働きかけを行うとともに、横須賀市の職員が講師等で招かれ授業や講演を行う際には、障害福祉サービスに携わる仕事の社会的な重要性を学生に直接伝えていきます。

さらに、障害福祉サービス事業所の従事者を対象として研修を積極的に実施し、従事者の職場定着が図れるよう支援していきます。

第4章 障害者施策の体系と事業

第4章 障害者施策の体系と事業

重点 重点的に事業の拡大や内容の充実を図っていく事業

1 地域生活支援の充実

(1) 居宅生活支援の充実

- ①ホームヘルプサービス等の居宅生活を送る上で必要な支援施策について、時間数や時間帯、サービス内容等、より利用者の生活状況やニーズに対応したサービスを充実します。
- ②短期入所（ショートステイ）を増設し、本人だけでなく、家族、支援者などの多様なニーズに応えます。
- ③「親亡き後の支援」を視野に、グループホームでの生活を支援します。

事業	
	ホームヘルプサービスの充実
重点	グループホームの整備費の助成
	グループホームの家賃等の助成
	日中活動の場の充実
重点	短期入所（ショートステイ）の充実
	補装具、日常生活用具の給付
	ファクス使用料の助成
	紙おむつの給付
	巡回入浴サービスの実施
	寝具丸洗いサービスの実施
	出張理容サービスの実施

(2) 地域生活移行支援の充実

- ①グループホームの整備を行い、地域生活移行の拠点づくりを推進します。
- ②施設入所者や親から独立を希望する障害者の地域生活移行を促進するため、体験型グループホームの利用を促進します。
- ③障害者相談サポートセンター等で、地域移行支援計画の策定を推進します。

事業	
重点	グループホームの整備費の助成
	グループホームの家賃等の助成
	体験型グループホームの実施
	障害者相談サポートセンター等での相談の実施

(3) 施設サービスの充実

- ①地域生活が困難な障害者に、身近な所で必要な施設サービスが受けられるように努めます。
- ②地域の関係機関と連携し、利用者の地域移行、就労移行を推進します。
- ③障害者の多様性に配慮しながら、障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所への移行を促進します。
- ④障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所に移行する際、環境整備などの支援を行います。

事業

障害者の施設利用

就労移行、地域移行支援の充実

重点

障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所への移行支援

(4) 移動支援の充実

- ①移動支援サービスの利用増加に伴い、新規事業者の設置や既存事業者の規模拡大を促します。
- ②重度障害者などへのタクシー料金等を助成します。

事業

移動支援サービスの充実

同行援護サービスの充実

自動車運転訓練費の助成

自動車改造費の助成

重度障害者などへのタクシー料金等の助成

(5) 住宅の確保

- ①グループホームの整備費を助成します。
- ②グループホームの家賃及び更新料の一部を助成します。
- ③障害に応じた居住空間を確保するため、住宅改造費用の助成をします。

事業

重点

グループホームの整備費の助成

グループホームの家賃等の助成

住宅改造費の助成

(6) 経済的な自立の促進

- ①障害年金や特別障害者手当等の充実を国に要望します。
- ②経済的な自立を促進するため、重度障害者に対し、国又は市の福祉手当を支給します。
- ③経済的に困窮した場合、福祉制度を広く活用するため、関係部署が緊密に連携し支援します。

事業

障害年金や特別障害者手当などの制度充実のための国への要望

福祉手当の支給

介護慰問金の支給

生活福祉資金の貸付

市の窓口での総合的な相談

(7) 余暇活動の支援の充実

- ①余暇活動を支援するため、移動支援サービスを充実します。
- ②障害者が共に参加できる創作教室等を実施します。

事業

移動支援サービスの充実

創作教室など活動プログラムの実施

障害児者の健康づくり事業の実施

神奈川ゆうあいピック大会への助成

動物村のお祭りの開催

(8) 防災対策の充実

- ①各避難所が、障害者の避難スペースとなり、一次福祉避難所をスムーズに設置出来るよう、事前に支援を行います。
- ②二次及び三次福祉避難所の開設に備え、避難所となる施設等と事前に契約を結び、大規模災害に備え、着実な準備を実行します。
- ③携帯電話等のGPS機能を活用した緊急通報Web119サービスの拡充に努めます。

事業

災害時要援護者支援プランの推進

重点 福祉避難所の開設支援

救急講習会の実施

横須賀市障害者施策検討連絡会と連携し、地域の避難訓練へ参加

地域防災計画の推進

警察・消防との連携

防災訓練の実施

自治会、町内会等地域組織との連携

ファクス119番の実施

緊急通報Web119サービスの実施

2 保健・医療サービスの充実

(1) 障害に理解のある保健・医療体制の構築

- ①保健・医療サービス従事者の障害者への理解を深めるための研修等を実施します。
- ②障害に応じた診療体制の充実を検討します。

事業

障害者理解のための医療従事者への研修の実施

障害に応じた診療体制の充実の検討

(2) 救急医療体制の充実

- ①精神科救急医療情報窓口の活用により、24 時間体制を推進します。
- ②夜間・休日の救急医療体制を充実します。

事業

精神科救急の24時間体制の推進

夜間・休日救急医療体制の充実

(3) 精神保健施策の推進

- ①「健康・食育推進プランよこすか」によるこころの健康づくり等の精神保健施策を推進します。

事業

こころの健康づくり教室の開催

ひきこもり支援の推進

自殺対策推進事業の実施

(4) 障害の軽減・補完・治療など

- ①医療を受けやすくするため、自立支援医療費・療養介護医療費等の支給のほか、重度障害者医療費等を助成します。
- ②障害・疾患に応じた相談会や、訪問指導を実施します。
- ③精神障害者デイケアを充実します。

事業

重度障害者医療費の助成

自立支援医療費の支給

療養介護医療費の支給

小児慢性特定疾患医療費の助成

耳の相談会の実施

心身障害児歯科検診事業への助成

心身障害者（児）歯科診療所の助成

肢体不自由児者の訓練会の実施

精神障害者デイケアの充実

精神障害者訪問指導の実施

特定疾患医療相談会の実施

難病グループ育成事業の実施

難病患者訪問指導（診療）の実施

骨髄提供希望者登録推進事業の実施

3 相談支援・情報提供の充実

(1) 身近な地域における相談支援体制の整備

- ①障害者相談サポートセンター等を充実させ、身近な地域で相談支援を推進します。
- ②本人の意思決定を支援し、介護者と相談しながら、個々のニーズに合ったサービス利用計画を策定します。
- ③障害当事者同士で必要な相談支援（ピアカウンセリング）が実施できる体制づくりを推進します。
- ④保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等専門職が相談支援を行う体制づくりを推進します。

事業

障害者相談サポートセンターおよび相談支援事業所の充実

サービス利用計画策定時の相談支援

ピアカウンセリングの実施

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付時の相談

特定疾患医療受給者証交付・更新申請時の相談

健康づくり課での精神保健福祉相談、難病相談

療育相談センター、児童相談所での障害児相談

難病患者訪問相談

障害福祉サービスの利用相談及び生活相談

(2) 専門研修の充実

- ①障害者サポートセンターや相談支援事業所等の相談業務の従事者に対し、専門的な研修を実施します。

事業

障害者相談サポートセンター等の従事者に対する専門研修の実施

(3) 情報収集・提供の充実

- ①点字図書館の機能を強化します。
- ②福祉サービス提供事業者の実地指導結果を情報提供します。
- ③福祉サービス提供事業者のサービスの自己評価結果を情報提供します。
- ④第三者評価機関によるサービス評価結果の情報提供について検討します。

事業

点字図書館の情報提供機能の充実

福祉サービス提供事業者に対する実地指導結果の開示

福祉サービス提供事業者自己評価結果の開示

福祉サービス第三者評価機関による評価結果の開示

IT技術による情報提供の充実

手話通訳者及び要約筆記者の派遣の充実

点字版広報紙などの発行

行政資料の点字版・録音版の作成

点訳・音訳ボランティアの養成

バリアフリーマップの更新・周知

4 療育・教育の充実

(1) 療育体制の充実

- ①療育相談センターでは、発達の遅れや障害のある乳幼児期から概ね18歳までのお子さんに診療や相談を行い、保育園、学校等の地域と連携した一貫支援を行います。
- ②児童期における一貫した療育や支援が、18歳以降も引き続き行われるよう、関係部署の密接な協力体制を構築します。
- ③障害児の子育てに必要な情報提供やネットワークづくりを関係機関と連携しながら充実していきます。
- ④子育ての孤立化防止のため、必要な情報提供やネットワークづくりを充実します。

事業

療育相談センター機能の充実

障害児の子育てに必要な情報提供やネットワークづくりの支援

在宅重症心身障害児者訪問指導事業の実施

障害児者音楽教室の実施

民間保育園の障害児保育の助成

民間幼稚園の障害児保育の助成

放課後等デイサービスや児童発達支援等の実施

(2) 障害の早期発見・早期療育

- ①障害の早期発見のため、妊婦・新生児・乳幼児など健康診査を実施します。
- ②生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭に保健師・助産師が訪問し、体重測定、育児相談を実施します。
- ③早期療育につなげられるよう、フォローアップ教室や相談・各種教室を実施します。

事業

妊婦健康診査の実施

周産期支援教室（プレママ・プレパパ教室等）の実施

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施

乳幼児（乳児・1歳6か月児・3歳6か月児）健診の実施

10か月児健診の実施

フォローアップ教室（カンガルー教室）の実施

療育相談センターで乳幼児期の早期からの診療、相談、各種教室等の療育支援の実施

視聴覚健診の実施

ダウン症に関する障害者団体及び公的な相談窓口の周知（医療機関でのパンフレット配架等）

(3) 教育体制の充実

- ①障害児童生徒、保護者が、身近な地域で多様な教育を自己選択して受けられるよう、学校体制を充実します。
- ②障害児童生徒の進学や就職に際し、進路を自己選択するために必要な相談支援や教育プログラムを充実します。
- ③登校から下校まで、必要な支援体制を充実します。
- ④休日や長期休業時の家族支援や余暇支援を検討します。
- ⑤学童クラブにおける障害児の受け入れを支援します。
- ⑥市立養護学校・ろう学校における地域の特別支援教育のセンター的機能を充実します。
- ⑦障害児童生徒に対する理解を深めるため、学校と地域住民との交流を促進します。
- ⑧特別支援教育の研修を充実し、教職員の指導力向上を図ります。
- ⑨自閉症児、アスペルガー症候群児、LD（学習障害）児、ADHD（注意欠陥多動性障害）児等に対する教職員の理解を深めるとともに、その指導方法等に関する研修を充実します。
- ⑩医療的ケアの必要な障害児童生徒の通学する学校に看護師等の配置や派遣を充実します。
- ⑪バリアフリーの学校環境の整備を推進します。
- ⑫在学中に障害を有した人が復学するために必要な支援を検討します。

事業

身近な地域で多様な教育が自己選択できる学校体制の充実

進路に関する相談支援の充実

就学支援サービスの充実

家族及び余暇支援サービスの検討

学童クラブの障害児受け入れの助成

横須賀市立養護学校・ろう学校における地域の特別支援教育のセンター的機能の充実

障害児童生徒の地域交流の推進

教職員研修の充実

学校における医療的ケアの推進

校舎バリアフリー化の推進

復学に必要な支援の検討

特別支援学校の運営

特別支援学級の運営

5 働く場・活動の場の充実

(1) 就労支援の充実

- ①職域開拓、就職後のフォローアップ、再就職支援、ジョブコーチなどを充実し、地域の中核的な役割を果たすよう、よこすか就労援助センター及びよこすか障害者就業・生活支援センターの機能を強化します。
- ②よこすか就労援助センターに職場定着支援員を配置し、障害者の職場定着を支援します。
- ③特例子会社の誘致・設立を支援します。
- ④横須賀市役所で、知的障害者等を臨時職員として雇用し、職場体験実習を実施します。

事業

よこすか就労援助センター（よこすか障害者就業・生活支援センターを併設）の充実

重点 職場定着支援員による支援

職場定着サポーターの導入

特例子会社の誘致・設立支援

障害者雇用奨励金の支給

事業主に対する障害者雇用の啓発

横須賀市役所における障害者雇用の促進

横須賀市役所での知的障害者等職場体験実習の実施

(2) 活動の場の充実

- ①障害者作業所など地域の活動の場に対する助成を行います。

事業

地域作業所への助成

地域活動支援センターへの助成

障害者施設等通所交通費の助成

横須賀市立福祉援護センターの運営

6 バリアフリーの推進

(1) ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり

- ①ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。
- ②ユニバーサルデザインの普及に努めます。

事業

ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり

ユニバーサルデザインの普及

(2) 交通バリアフリーのまちづくり

- ①公共交通機関に、障害者に配慮した整備を進めるよう、働きかけを行います。
- ②歩道の段差など通行の妨げになるか所の解消に努めます。

事業

点字ブロックの整備

ノンステップバスの普及

UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入促進

歩道の段差解消工事の実施

(3) こころのバリアフリーの推進

- ①障害に対する差別や偏見のないまちづくりを推進します。
- ②支援が必要なときに、市民誰もが手を差し延べられるまちづくりを推進します。

事業

こころのバリアフリーに関する広報・啓発の実施

動物村のお祭りの開催

やさしさ広がり ふれあいフェスティバルの開催

点字図書館フェスティバルの開催

こころの健康づくり教室の開催

地域啓発講演会の実施

(4) 生活環境と福祉の街づくり

- ①公共建築物等のバリアフリー化を推進します。

事業

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進

公共建築物等のバリアフリー化の推進

7 権利擁護システムの構築

(1) 人権思想の普及

- ①障害者と関わる機会の多い行政、教育、医療機関等の従事者を対象とした人権教育を充実し、差別や偏見をなくすように努めます。
- ②学校教育や社会教育における人権教育を充実し、差別や偏見をなくすように努めます。

事業

障害者と関わりの多い行政、教育、医療関係者等への人権教育の実施

学校教育や社会教育における人権教育の充実

(2) 障害者の権利擁護対策の充実

- ①社会福祉協議会の相談機能を充実し、権利擁護や福祉サービスの苦情受け付けなど各種相談に応じる体制の強化を図ります。
- ②第三者機関による権利侵害の救済や福祉サービスの苦情解決等を効果的に実施するための制度創設を検討します。
- ③障害福祉課で実施している障害者虐待防止センター機能を充実させ、障害者に対する虐待の防止に努めます。
- ④「親亡き後の支援」を視野に、成年後見制度の利用支援を充実します。
- ⑤障害者の人権について研究を行うことにより、より人権に配慮した行政サービスの提供を検討します。
- ⑥障害者差別解消法の施行（平成28年度予定）に向けた検討を行います。

事業

横須賀市社会福祉協議会による権利擁護や相談体制等の充実

権利擁護や苦情相談を行う第三者機関の検討

重点

成年後見制度の利用支援の充実

人権擁護施策の推進

(3) 障害者福祉思想の普及

- ①地域社会への障害者の参加促進を図ることにより、相互理解を促進します。

事業

「障害者週間」関連事業の実施

障害者福祉の手引等の作成

地域作業所等の製品の活用

学校における福祉教育の推進

地域社会の行事等への参加促進

8 障害者福祉の推進基盤の整備

(1) 難病対策の充実

- ①疾患系別の特定疾患医療相談会及び訪問相談・訪問指導（診療）を実施します。
- ②在宅難病患者の支援における促進、医療、福祉の連携を強化し、より充実した支援を図るため、支援者を対象とした講演会及びケース検討会を開催します。

事業

難病患者地域支援対策推進事業の実施

難病患者支援ネットワーク事業の実施

難病患者団体の活動支援

難病患者等グループ育成事業の実施

(2) 地域ケアの充実

- ①地域の保健・医療・福祉・就労・教育機関や障害当事者による障害者の地域生活を検討する横須賀市障害とくらしの支援協議会の充実を図ります。

事業

横須賀市障害とくらしの支援協議会の充実

(3) 施策検討の場への障害者の参画

- ①社会福祉審議会をはじめ様々な分野で、障害者に関わる施策の検討には障害当事者の参画を求め、より実態にあった施策の実現を図ります。
- ②市内の障害者団体や事業所、障害当事者等から構成される横須賀市障害者施策検討連絡会と緊密に連携し、障害者施策に関する様々な課題について、ともに話し合います。

事業

障害当事者の障害者関連施策検討への参画

横須賀市障害者施策検討連絡会との連携

横須賀市障害とくらしの支援協議会との連携

(4) 地域関係者との連携

- ①地域の関係機関・関係者と協力し、障害の理解と障害者福祉施策を推進します。
- ②民生委員・児童委員、社会福祉推進委員、障害福祉相談員等と、地域における相互の連携を推進します。
- ③市役所内の各部署、国や県の機関、教育機関、医療機関、指定管理事業者との連携を推進します。

事業

横須賀市障害とくらしの支援協議会との連携

横須賀市社会福祉協議会との連携

横須賀市社会福祉事業団との連携

障害者相談サポートセンターとの連携

サービス提供事業者との連携

民生委員・児童委員との連携

社会福祉推進委員との連携

障害福祉相談員との連携

横須賀市障害者施策検討連絡会との連携

難病患者支援関係者との連携

(5) ボランティア活動の育成・推進

- ①地域における当事者活動やボランティア活動を推進するため、障害者団体やボランティアセンター、地域訓練会への助成を行います。
- ②学校教育において、ボランティア活動の理解を促進します。

事業

障害者団体への助成

ボランティアセンターへの助成

地域訓練会への助成

学校教育におけるボランティア活動の理解促進

第5章 数值目标

本章に記載しているサービスなどの内容

1. 施設入所者の地域生活への移行	
入 所 施 設	障害や家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設。
地 域 生 活	施設や病院の中で暮らすのではなく、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること
2. 地域生活支援拠点の整備	
地 域 生 活 支 援 拠 点	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと
3. 福祉施設から一般就労への移行	
一 般 就 労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など、主として昼間に提供される支援サービスのこと

第5章 数値目標

平成 29 年度の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

横須賀市の平成 26 年 4 月の入所施設利用者数は 333 人です。

平成 27 年度から 29 年度までの数値目標については、平成 26 年 4 月の入所施設利用者数 333 人から 12 人（3.6%：過去 7 年の平均値）が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みについては、多くの入所待機者がおり、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成 29 年度末時点で、平成 26 年 4 月時点の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

図表 32 施設入所者の地域生活への移行

平成 26 年 4 月時点の入所施設利用者数 (①)	333 人
平成 29 年度末時点の入所施設利用者数 (②)	333 人
【目標】入所施設利用者の減少見込数 (①－②)	±0 人
【目標】地域生活移行者数	12 人 (3.6%)

(注) 入所施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。

2 地域生活支援拠点の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした機能を実現するため、平成29年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

図表 33 地域生活支援拠点の整備

【目標】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備を行う

3 福祉施設から一般就労への移行等

横須賀市の福祉施設利用者の中で、平成24年度に一般就労に移行した方は11人です。

平成29年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成24年度に施設から一般就労した人数の2倍（22人）とします。

また、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数42人から67人に増やすことを目指します。

加えて、就労移行支援事業所について、平成29年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

図表 34 福祉施設から一般就労への移行

【目標】平成29年度における年間一般就労移行者数	22人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	67人
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上

（注1）平成29年度までに、1年あたり22人が一般就労することが目標となります。

（注2）ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する施設が対象となります。

第6章 障害福祉サービス等の見込量

第6章：障害福祉サービス等の見込量

本章に記載しているサービス・事業などの内容

1 障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス 【主として自宅において提供される支援サービス】	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
日中活動系サービス 【施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス】	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練（機能訓練）	身体障害の方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練（生活訓練）	知的障害・精神障害の方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（A型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（B型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所（ショートステイ）	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス
居住系サービス 【施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス】	
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
計画相談支援等 【ケアプランの作成や、障害者が地域で暮らすことを支援するサービス】	
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向け、きめ細かく支援するサービス
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うサービス
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した方や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うサービス
障害児通所支援・入所支援・相談支援サービス ※児童福祉法に基づくサービス	
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	在学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする児童に対する障害児入所支援及び治療を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業 [地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業]	
障害者相談支援事業	地域の障害のある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体障害者、知的障害者、精神障害者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
理解促進・研修啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援事業	身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない障害者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障害者に対して、審判の申立てにかかる費用および後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障害のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅の障害のある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	施設で、日中活動の場の提供や社会との交流などを行う事業
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害のある方に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練などを行う施設

第6章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」の見込量については、過去5年間の実績の伸び率を考慮して、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表 35 訪問系サービスの見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	見込量（時間）	15,559	16,023	16,496
	見込利用者数（人）	745	768	791
（内 訳）				
居宅介護	見込量（時間）	14,013	14,434	14,867
	見込利用者数（人）	696	717	738
重度訪問介護	見込量（時間）	765	788	811
	見込利用者数（人）	5	6	7
行動援護	見込量（時間）	12	12	12
	見込利用者数（人）	2	2	2
重度障害者等包括支援	見込量（時間）	0	0	0
	見込利用者数（人）	0	0	0
同行援護	見込量（時間）	769	789	806
	見込利用者数（人）	42	43	44

（注）数値は1か月あたり。

(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「療養介護」及び「短期入所」の見込量については、近年の実績や事業所の新設を考慮して、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表36 日中活動系サービスの見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量（人日）	17,034	17,715	18,424
	見込利用者数（人）	1,006	1,046	1,088
自立訓練 （機能訓練）	見込量（人日）	199	207	214
	見込利用者数（人）	27	28	29
自立訓練 （生活訓練）	見込量（人日）	239	257	275
	見込利用者数（人）	13	14	15
就労移行支援	見込量（人日）	1,002	1,134	1,266
	見込利用者数（人）	53	60	67
就労継続支援 （A型）	見込量（人日）	807	863	920
	見込利用者数（人）	43	46	49
就労継続支援 （B型）	見込量（人日）	5,993	6,511	7,029
	見込利用者数（人）	347	377	407
療養介護	見込利用者数（人）	70	74	74
短期入所 （福祉型）	見込量（人日）	899	968	1,106
	見込利用者数（人）	169	182	208
短期入所 （医療型）	見込量（人日）	37	40	46
	見込利用者数（人）	7	8	9

（注）数値は1か月あたり。

(3) 居住系サービスの見込量

居住系サービスについては、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表37 居住系サービスの見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	見込量（人分）	333		
共同生活援助	見込量（人分）	252	264	276

（注）数値は1か月あたり。

(4) 計画相談支援等の見込量

計画相談支援等については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表38 計画相談支援等の見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	見込量（人分）	110	120	130
地域移行支援	見込量（人分）	5	5	5
地域定着支援	見込量（人分）	3	3	3

（注）数値は1か月あたり。

(5) 障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスの見込量

障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスについては、次のとおり、平成 27 年度から 29 年度までのサービス量を見込んでいます。障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

なお、横須賀市では医療型障害児入所施設が、平成 26 年度に開設されています。福祉型障害児入所施設については、1 施設確保することとします。

図表 39 障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスの見込量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	見込量（人日）	1,139	1,196	1,256
	見込利用者数（人）	189	198	208
医療型 児童発達支援	見込量（人日）	157	157	157
	見込利用者数（人）	20	20	20
放課後等 デイサービス	見込量（人日）	2,670	2,804	2,944
	見込利用者数（人）	359	377	396
福祉型障害児 入所支援	見込量（人日）	682	682	682
	見込利用者数（人）	23	23	23
医療型障害児 入所支援	見込量（人日）	293	293	293
	見込利用者数（人）	11	11	11
障害児 相談支援	見込量（人分）	30	32	34

（注）数値は1か月あたり。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業等の見込み

相談支援事業等については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。また、現在の障害者相談支援事業を発展させ、平成29年度までに基幹相談支援センターの設置を目指します。

図表40 相談支援事業等の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	見込量 (か所)	4	4	4
基幹相談支援 センターの設置	見込	平成29年度までに設置		
理解促進・研修啓発事業	見込	実施		
自発的活動支援事業	見込	実施		
成年後見制度 利用支援事業	見込量 (人)	10	10	10
成年後見制度 法人後見支援事業	見込	実施		

(2) 意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表41 意思疎通支援事業の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	見込量(件)	1,016	1,067	1,121
要約筆記者派遣事業	見込量(件)	278	292	306
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	見込量(件)	3	3	3
手話通訳者・ 要約筆記者養成事業	修了見込者数 (人)	45	46	47
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成事業	修了見込者数 (人)	10	12	14
手話通訳者設置事業	実設置見込者数 (人)	2	2	2

(注) 数値は1年あたり。

(3) 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具給付事業については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表 42 日常生活用具給付事業の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量（件）	28	28	28
自立生活支援用具	見込量（件）	65	65	65
在宅療養等支援用具	見込量（件）	63	63	63
情報・意思疎通支援用具	見込量（件）	77	77	77
排泄管理支援用具	見込量（件）	5,052	5,154	5,258
居宅生活動作補助用具	見込量（件）	14	14	14
合計	見込量（件）	5,299	5,401	5,505

（注）数値は1年あたり。

(4) 移動支援事業の見込み

移動支援事業については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

図表 43 移動支援事業の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	見込利用者（人）	1,076	1,119	1,164
	見込時間数（時間）	17,895	18,611	19,356

（注）数値は1か月あたり。

(5) 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み

地域作業所を含む地域活動支援センターについては、平成25年度実績（35か所）をもとに、障害者総合支援法の事業への移行による減少を見込んだ数値となっています。

図表 44 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター （地域作業所を含む）	見込量（か所）	29	28	27
	見込利用者数（人）	364	352	340

（注）利用者数は1か月あたり。

第7章 計画の推進体制等

第7章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、横須賀市のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行うなど、PDCA サイクルの考え方を取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本章では、この計画を実行するにあたっての推進体制等を明らかにします。

(1) 実施体制

この計画は、横須賀市の障害者福祉施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

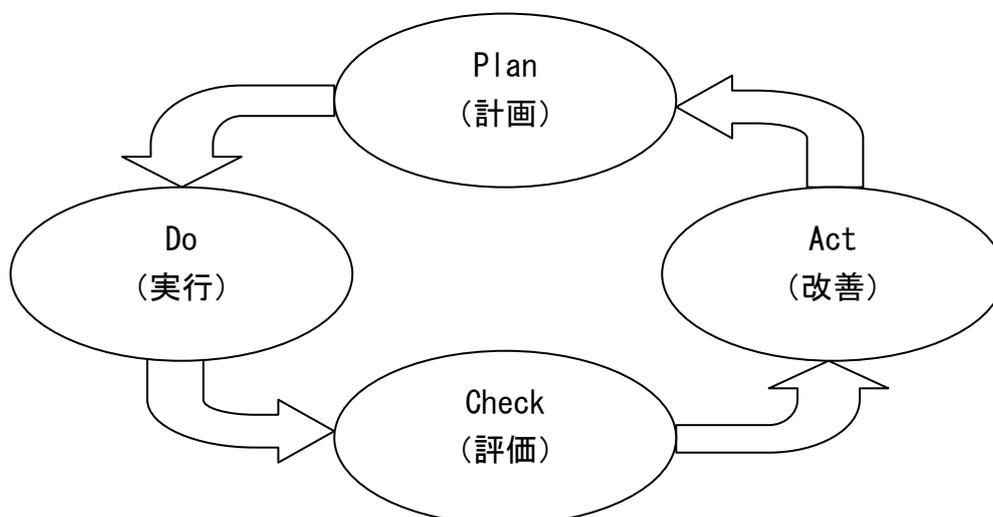
このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 進行管理体制・評価方法

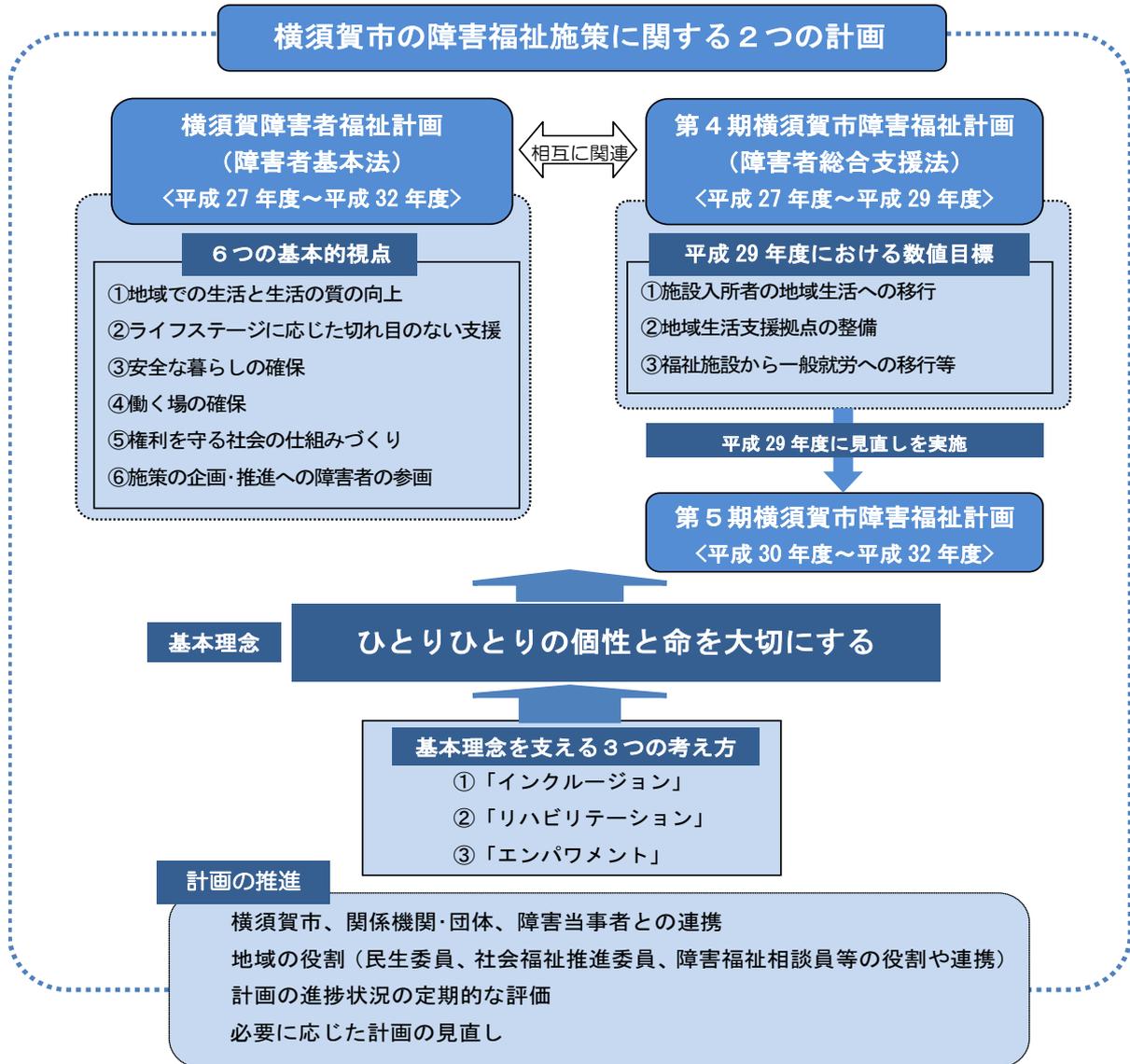
横須賀市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会において、この計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

図表 45 PDCA サイクルの概念図

PDCA サイクルとは、事業活動において、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を順に実施し、4番目の Act を次の PDCA サイクルに結び付け、そのサイクルを繰り返すことによって、推進を図っていく手法です。



図表 46 計画の推進体制等



資料編

1 横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。
 - (2) 福祉専門分科会 前号及び法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。
- 2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 身体障害者の障害程度
 - (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し
 - (3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し
- 2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。
- (その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 障害者福祉計画等検討部会委員名簿

(敬称略・50音順)

区分	委員名	役職等
学識 (公募・知的)	浅羽 昭子	市民公募
従事者 (重心)	飯野 雄彦	社会福祉法人みなと舎 理事長
学識 (知的・団体)	○市川 成子	障害者施策検討連絡会 代表
従事者 (児童)	伊藤 綾季子	こどもひろば風 センター長
従事者 (知的)	海原 泰江	障害とくらしの支援協議会 会長
従事者 (就労)	後藤 由紀夫	よこすか就労援助センター 主査
学識 (発達障害)	◎笹田 哲	県立保健福祉大学 准教授
従事者 (精神)	下江 秀雄	NPO法人横須賀つばさの会 理事長
学識 (行政・療育)	高場 利勝	こども育成部 こども青少年支援課長
学識 (公募・身体)	戸澤 敬子	市民公募
当事者 (難病)	長澤 美津子	横須賀膠原病リウマチ友の会 会長
学識 (行政・教育)	三浦 昭夫	教育委員会 支援教育課長
学識 (行政・進路)	村上 知之	県立岩戸養護学校 進路指導担当教諭

◎…部会長、○…職務代理者

3 障害者福祉計画等検討部会の開催経過

第1回計画検討部会

日 時：平成26年5月12日（月）14：00～16：00

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員13名中12名出席

議 事：①計画の策定について
②アンケート調査について

第2回計画検討部会

日 時：平成26年6月4日（水）14：00～16：00

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員13名中11名出席

議 事：①第1章「計画策定の基本的な考え方」について
②第2章「障害者を取りまく現状について」について

障害者福祉計画意見交換会

日 時：平成26年6月30日（月）13：00～15：00

会 場：横須賀市役所本庁舎5階 正庁

出席委員：委員13名中10名出席

議 事：障害者福祉計画について

第3回計画検討部会

日 時：平成26年6月30日（月）15：30～17：30

会 場：横須賀市消防庁舎第2・3会議室

出席委員：委員13名中10名出席

議 事：①アンケート調査の実施状況について（中間報告）
②第4章「障害者施策の体系と事業」について
③数値目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績について
④第5章「数値目標」について
⑤第6章「障害福祉サービス等の見込量」について

第4回計画検討部会

日 時：平成26年7月25日（金）14：00～15：00

会 場：横須賀市役所1号館3階A会議室

出席委員：委員13名中12名出席

- 議 事：①アンケート調査の実施状況について（中間報告）
②意見交換会で出された意見の反映について
③第3章「障害者施策の課題及び施策の方向」及び第7章「計画の推進体制等」について

第5回計画検討部会

- 日 時：平成26年8月26日（火）14：00～16：00
会 場：横須賀市役所分館6階福祉部会議室
出席委員：委員13名中10名出席
議 事：①アンケート調査等の実施状況について（中間報告）
②計画書の素案について

第6回計画検討部会

- 日 時：平成26年9月30日（火）14：00～16：00
会 場：横須賀市消防庁舎第2・3会議室
出席委員：委員13名中11名出席
議 事：①アンケート調査等の中間報告
②計画書のパブリック・コメント案について

第7回計画検討部会

- 日 時：平成26年10月30日（木）10：00～12：00
会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室
出席委員：委員13名中12名出席
議 事：①計画書のパブリック・コメント案について

第8回計画検討部会

- 日 時：平成26年12月25日（木）15：00～17：00
会 場：横須賀市消防庁舎第2・3会議室
出席委員：委員13名中12名出席
議 事：①パブリック・コメントへの回答について

第9回計画検討部会

- 日 時：平成27年1月30日（金）10：00～12：00
会 場：横須賀市消防庁舎第2・3会議室
出席委員：委員13名中13名出席
議 事：①計画書の答申案及びパブリック・コメント手続の結果について

4 パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市民パブリック・コメント手続条例による「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）（案）について」のパブリック・コメント手続の結果概要は、次のとおりです。

意見の提出方法

1 提出期間 平成26年11月14日（金）から12月4日（木）まで

2 あて先 横須賀市 福祉部 障害福祉課

3 提出方法

●書式は特に定めていません。

●住所及び氏名を明記の上、日本語で提出をお願いします。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）市内在勤の場合…勤務先名・所在地

（2）市内在学の場合…学校名・所在地

（3）その他…横須賀市と関わりがあることがわかる事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・横須賀市 福祉部 障害福祉課

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館1階

・市政情報コーナー

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 本館2号館 1階32番窓口

・市行政センター

追浜、田浦、逸見、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、西

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地 横須賀市 福祉部 障害福祉課

（3）ファクシミリ

ファクシミリ番号：046-825-6040

（4）電子メール

hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 お問い合わせ先 横須賀市 福祉部 障害福祉課

電話番号：046-822-9398

横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）（案）に関する 意見等の集計結果

平成26年11月14日（金）から12月4日（木）までの間、意見募集を行った結果、19人の方から164件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人数
直接提出	3人
ファックス	5人
電子メール	11人
合 計	19人

■ 章別の件数

項目名	件数
第1章 計画策定の基本的な考え方	10件
第2章 障害者を取りまく現状	22件
第3章 障害者施策の課題及び施策の方向	69件
第4章 障害者施策の体系と事業	25件
第5章 数値目標	2件
第6章 障害福祉サービス等の見込量	9件
第7章 計画の推進体制等	7件
その他、全体的なもの	20件
合 計	164件

5 アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

横須賀市では、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定するにあたり、市内の障害者の皆様の生活の実態や課題を把握するためアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

平成26年4月1日現在の身体障害児者、知的障害児者、精神障害者、難病患者団体を対象に、次の条件で対象者を抽出しました。

①身体障害児者

65歳未満の身体障害者手帳所持者の25%である976名を無作為抽出し、対象としました。

②知的障害児者

療育手帳所持者の25%である750名を無作為抽出し、対象としました。

③精神障害者

65歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者の25%である637名を無作為抽出し、対象としました。

④難病

特定疾患医療受給者証所持者（難病）については、名簿を提供していただいた難病患者団体の会員及び、保健所健康づくり課の窓口で配布したアンケート用紙をお受け取りいただいた方85名を対象としました。

(3) 調査期間・方法

発 送：平成26年8月 6日（水）

投函期限：平成26年8月20日（水）

最終締切：平成26年8月29日（金）

調査方法：郵送配布及び郵送回収による郵送調査

(4) 回収結果

	発送数	回収数	回収率(%)
身体障害	976	582	59.6
知的障害	750	451	60.1
精神障害	637	337	52.9
難病	85	64	75.3
合計	2,448	1,434	58.6

(5) 調査項目

設問内容		身体	知的	精神	難病	備考
回答者について	回答者	1	1	1	1	
	年齢	2	2	2	2	
	性別	3	3	3	3	
	障害者手帳の種類	4	4	4	5	
	主な身体障害	5	5	5	6	
	障害支援区分の認定	6	6	6	7	
	特定疾患の種類				4	
	難病、発達障害、高次脳機能障害の診断	7	7	7	8	
	現在の暮らし	8	8	8	9	
	一緒に暮らしている人	9	9	9	10	
	今後の暮らし	10	10	10	11	
	地域で暮らす条件	11	11	11		
	日常生活での介助の必要	12	12	12	12	
	介助者	13	13	13	13	
収入の種類	14	14	14	14		
福祉サービスについて	利用状況	15	15	15	15	
	満足度	15	15	15	15	
	不満の理由	15	15	15	15	
	ホームヘルプサービス	①	①	①		
	ガイドヘルプサービス	②	②	②		
	短期入所	③	③	④		
	入所施設	④	④			
	通所施設・デイサービス	⑤	⑤	⑤		
	グループホーム	⑥	⑥	⑥		
	障害者相談サポートセンター	⑦	⑦	⑦		
	地域作業所	⑧	⑧	⑧		
	訪問入浴サービス	⑨				
	手話通訳者の派遣	⑩				
	要約筆記者の派遣	⑪				
	日常生活用具の給付	⑫				
	補装具の交付・修理	⑬				
	住宅改修費の助成	⑭				
	成年後見制度	⑮	⑨	⑨		
	デイケア【精神障害】			③		
	ホームヘルプサービス【難病】				①	
	短期入所【難病】				②	
	訪問相談・指導【難病】				③	
	日常生活用具の給付【難病】				④	
相談会【難病】				⑤		
交流会・講演会【難病】				⑥		
障害者相談サポートセンター【難病】				⑦		
利用していない理由	16	16	16	16		
今後利用したいサービス	17	17	17	17	選択肢は障害別に異なる	
日中活動	外出頻度	18	18	18	18	
	外出時同伴者	19	19	19	19	
	外出の目的	20	20	20	20	
	外出時に困ること	21	21	21	21	
	平日の日中の過ごし方	22	22	22	22	精神のみ高校以下の通学の選択肢がない
	普段の生活に必要な支援	23	23	23	23	

設問内容		身体	知的	精神	難病	備 考
仕事について	現在仕事をしているか	24	24	24	24	仕事は福祉施設や作業所を除く
	仕事をしていない事情	25	25	25	25	
	今後仕事をしたいか	26	26	26	26	
	今後仕事をしくない理由	27	27	27	27	
	現在の仕事の内容	28	28	28	28	
	仕事を見つけた方法	29	29	29	29	
	週あたり日数(就労実態)	30	30	30	30	
	1日あたり時間(就労実態)	31	31	31	31	
	今後希望する働き方	32	32	32	32	
	仕事を選ぶ条件	33	33	33	33	
	週あたり日数(希望)	34	34	34	34	
	1日あたり時間(希望)	35	35	35	35	
充実してほしい取り組み	36	36	36	36		
医療ケア	必要な医療ケア	37	37		37	
	自立支援医療受給者証の有無【精神】			37		
	医療の状況【精神】			38		
	通院回数の変化【精神】			39		
	通院が減った、やめた事情【精神】			40		
教育等	教育・療育に不足していること	38	38	41	38	
	支援シートについて	39	39	42	39	
	個別の指導計画について	40	40	43	40	
相談	相談相手	41	41	44	41	
	情報の入手先	42	42	45	42	
権利	差別や嫌な思い	43	43	46	43	
	差別や嫌な思いの場所	44	44	47	44	
	成年後見制度	45	45	48	45	
災害時	一人で避難できるか	46	46	49	46	
	助けてくれる人の有無	47	47	50	47	
	災害時の不安	48	48	51	48	
	自由記載欄	49	49	52	49	施策体系ごとに整理

* 「身体、知的、精神、難病」は順に、身体障害児者、知的障害児者、精神障害者、特定疾患医療受給者を表す。

* 同欄の数値は、設問番号を表す。

(6) 調査結果の見方

① 図中のかっこ内の人数は、設問・各選択肢への回答者数を示しています。

② 図中の小数点第1位まである数値は、設問への回答者に占める各選択肢への回答者数の割合を示しています。(単位：%)

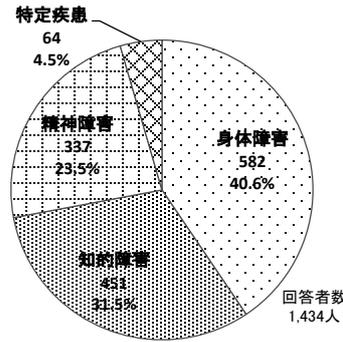
1. 回答者について

(1) 障害種類

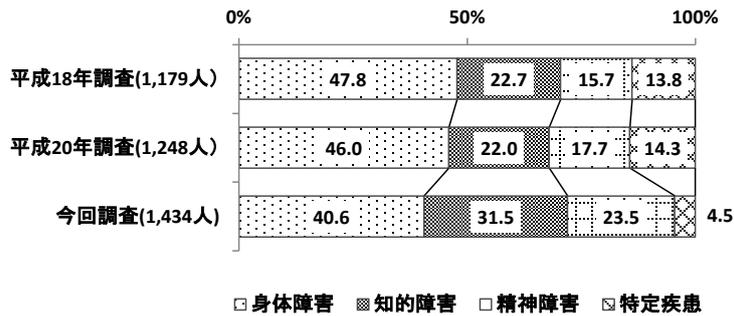
回答者の障害種類は、身体障害（40.6%）、知的障害（31.5%）、精神障害（23.5%）、特定疾患（4.5%）で、身体障害が4割を占めています。

平成18年及び20年調査と比較すると、知的障害、精神障害の割合が増え、身体障害、特定疾患の割合は減っています。

障害種類



障害種類、前回との比較

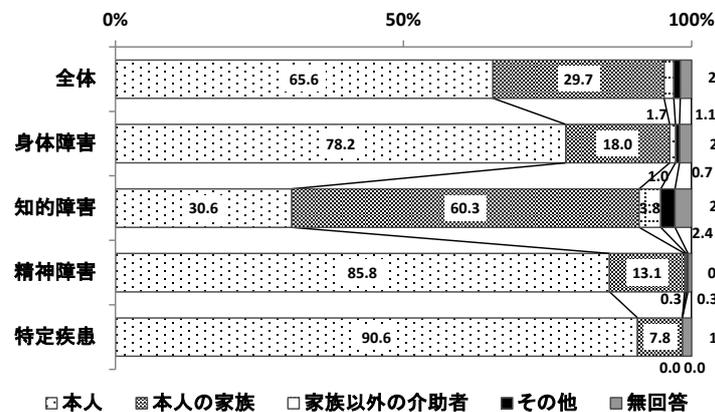


(2) 主にこのアンケートに回答する方はどなたですか。(〇は1つ)

アンケートの回答者は、全体では65.6%が「本人（代筆を含む）」、29.7%が「本人の家族」となっています。

知的障害では「本人の家族」の比率が高く60.3%となっています。

アンケートの回答者、障害別



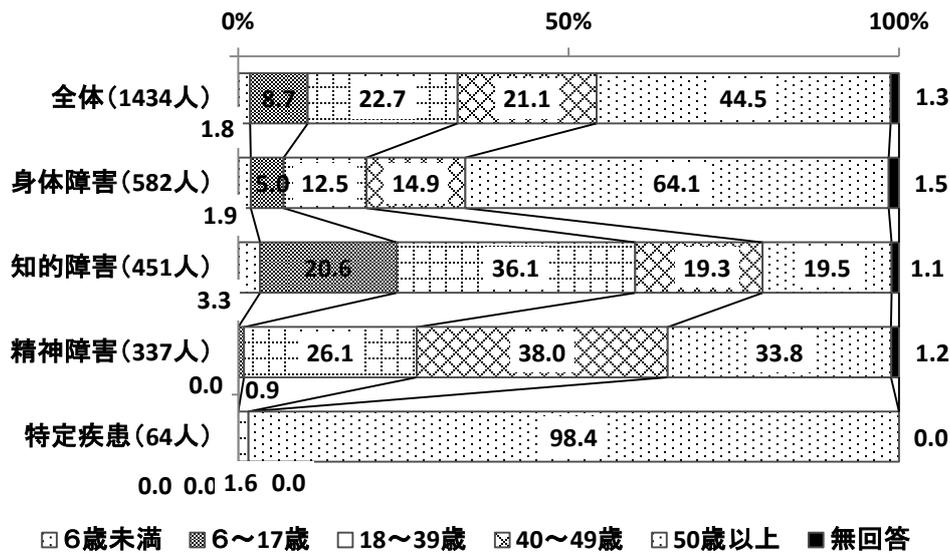
(3) 年齢（平成 26 年 4 月 1 日現在）と性別

回答者の年齢は、50 歳以上が 44.5%で半数近くを占めています。50 歳未満は合わせて 54.3%です。

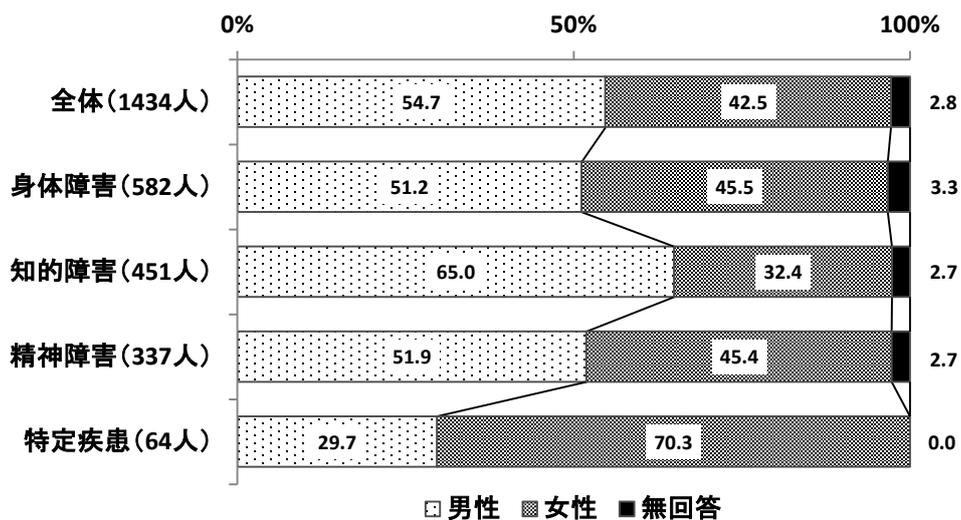
特定疾患では 98.4%、身体障害では 64.1%が 50 歳以上と中高年層の比率が高くなっていますが、知的障害と精神障害では 50 歳未満の比率が高く、知的障害では 18 歳～39 歳の若年の比率が 36.1%、精神障害では 40 歳～49 歳の比率が 38.0%となっています。

性別は、知的障害では男性が 65.0%で女性より多くなっていますが、身体障害と精神障害ではやや男性が多く、特定疾患では女性が 7 割を占めています。

年齢、障害別



性別、障害別

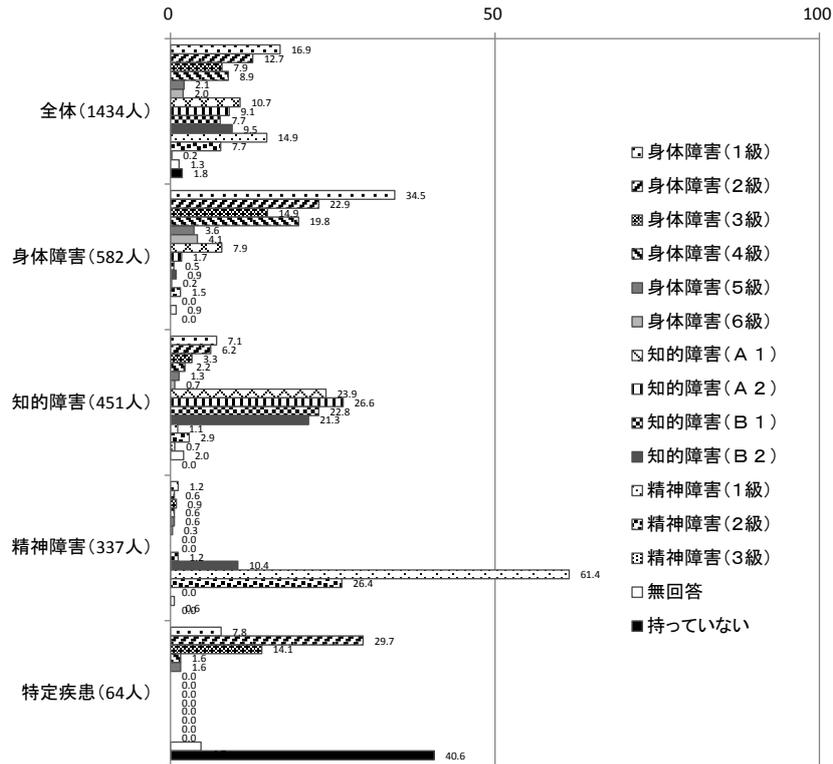


(4) あなたが持っている障害者手帳の手帳種別とその障害程度は次のうちどれですか。
(○はいくつでも)

持っている手帳の種類は、身体障害では「身体障害者手帳（1級）」（34.5%）、知的障害では「療育手帳 A2」（26.6%）、精神障害では「精神障害者保健福祉手帳（1級）」（61.4%）が多くなっています。

特定疾患では、40.6%が「持っていない」としてありますが、29.7%が「身体障害者手帳（2級）」を持っています。

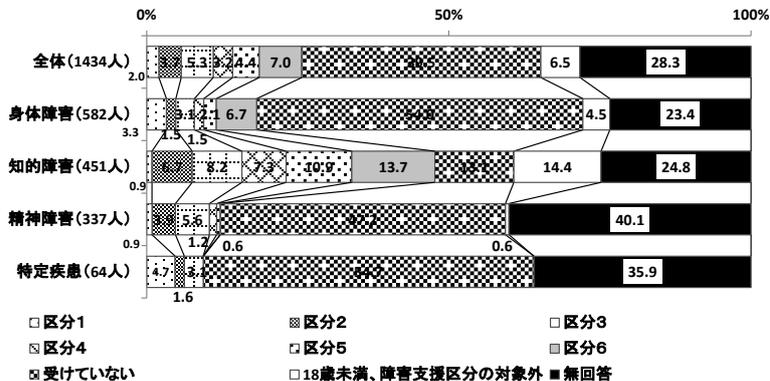
障害者手帳の種類と等級、障害別（複数回答）



(5) あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つ)

全体の4割の人が障害支援区分の認定を「受けていない」としてあります。障害別に見ると、身体障害（54.0%）、精神障害（47.2%）、特定疾患（54.7%）に「受けていない」とする人が多く、知的障害では13.1%となっています。

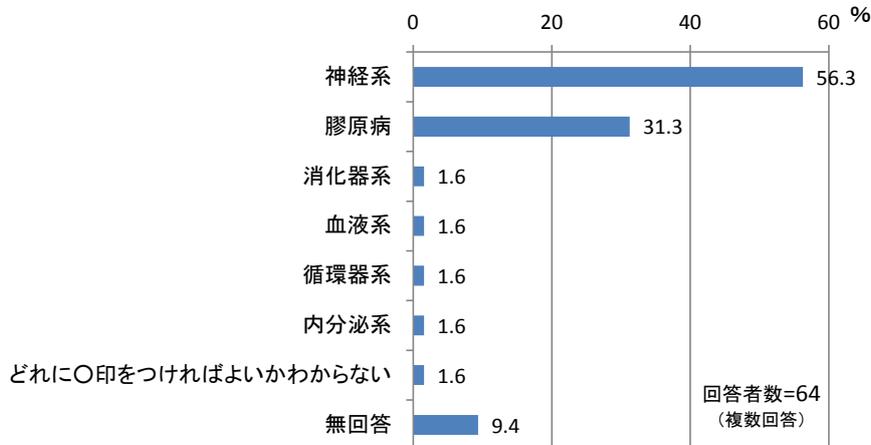
障害支援区分の認定、障害別



(6) あなたの特定疾患系等をおたずねします。(〇はいくつでも)【特定疾患の方】

特定疾患の種類は、56.3%が神経系、31.3%が膠原病となっています。

特定疾患の種類【特定疾患の方】(複数回答)



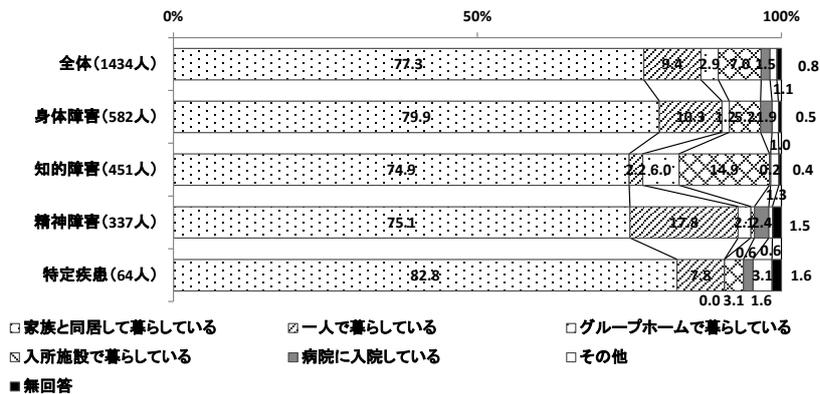
(7) あなたは、現在、どのように暮らしていますか。(〇は1つ)

現在、どのように暮らしているかについて、全体の77.3%は「家族と同居して暮らしている」、9.4%は「一人で暮らしている」としています。精神障害では他の障害と比べて「一人で暮らしている」比率が17.8%とやや高くなっています。また、知的障害では14.9%が「入所施設で暮らしている」としており、他の障害に比べて比率が高くなっています。

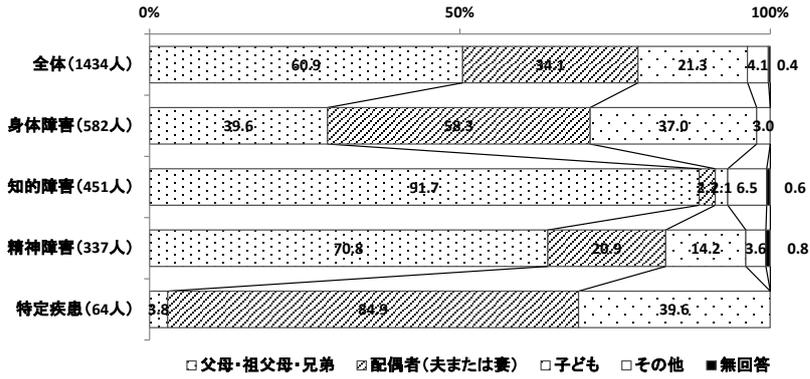
「一緒に暮らしている人」は、全体の60.9%が「父母・祖父母・兄弟」としており、身体障害の58.3%と特定疾患の84.9%は配偶者(夫または妻)としています。また、知的障害の91.7%、精神障害の70.8%が「父母・祖父母・兄弟」としています。

年齢別に見ると、年齢が低いほど「家族と同居して暮らしている」比率が高く、年齢が高いほど「一人で暮らしている」比率が高くなり、グループホーム、入所施設、病院などで暮らしている比率も増えていくことがわかります。

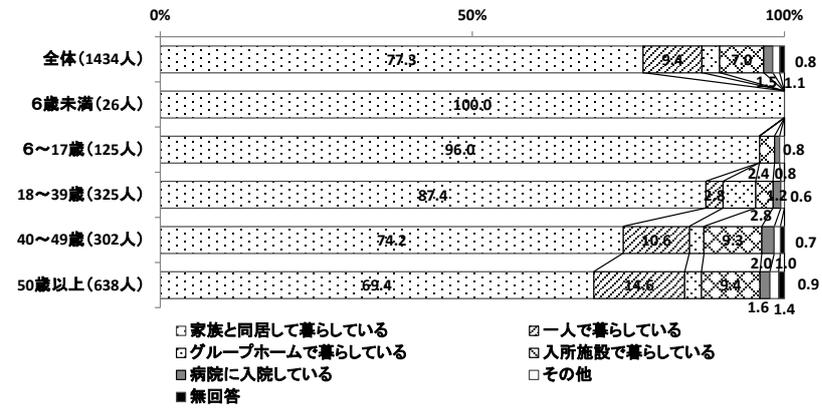
現在の暮らし、障害別



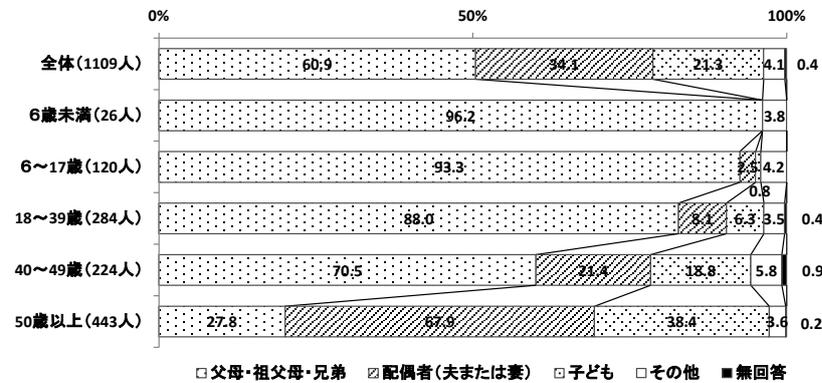
一緒に暮らしている人、障害別



現在の暮らし、年齢別



一緒に暮らしている人、年齢別

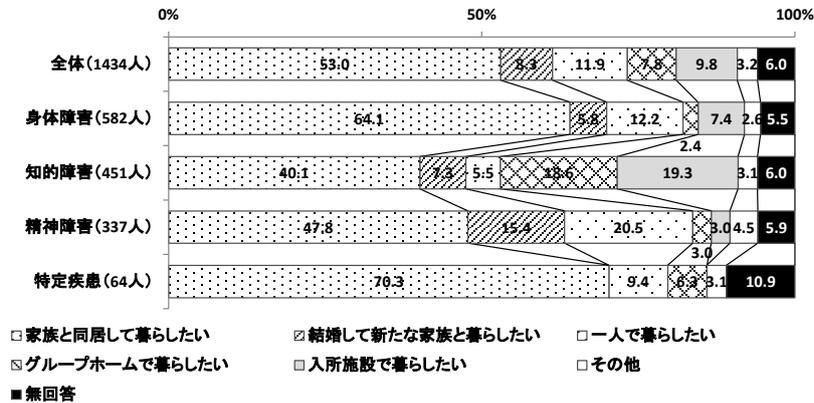


(8) あなたは、今後、どのように暮らしたいですか。(〇は1つ)

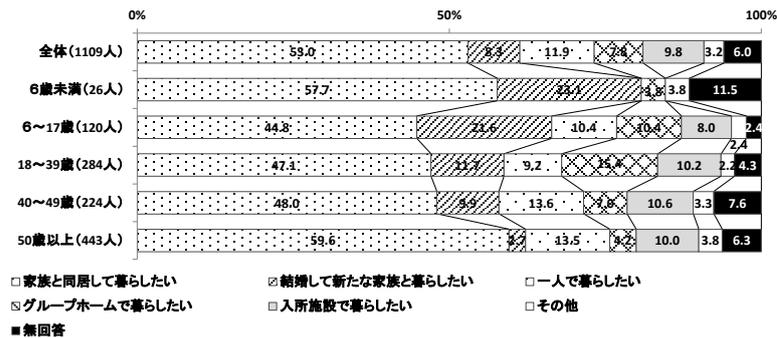
今後の暮らしについて、全体では「家族と同居して暮らしたい」(53.0%)が半数以上で、「一人で暮らしたい」が11.9%になっています。

知的障害ではグループホームや入所施設での暮らしを望む人も多く、「グループホームで暮らしたい」は18.6%、「入所施設で暮らしたい」は19.3%で、合わせると4割近くを占めています。

今後の暮らし、障害別



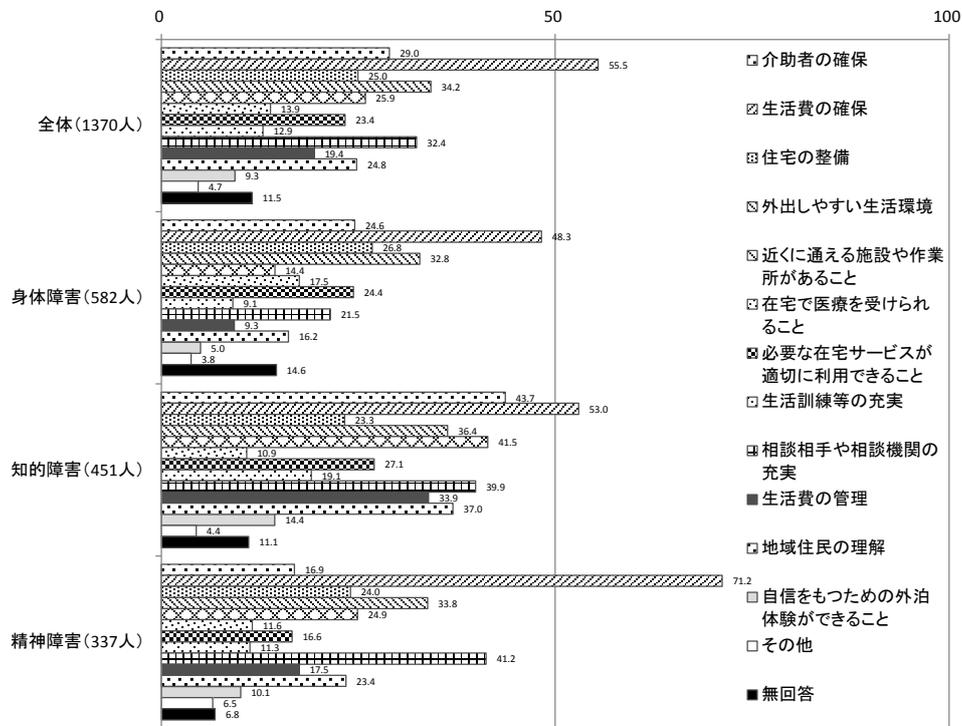
今後の暮らし、年齢別



(9) あなたは、地域で暮らす条件として、どのようなことを希望しますか。(〇はいくつでも)

地域で暮らす条件として、「生活費の確保」が身体障害で 48.3%、知的障害で 53.0%、精神障害で 71.2%と、いずれの障害においても最も上位にあげられています。

地域で暮らす条件(複数回答)

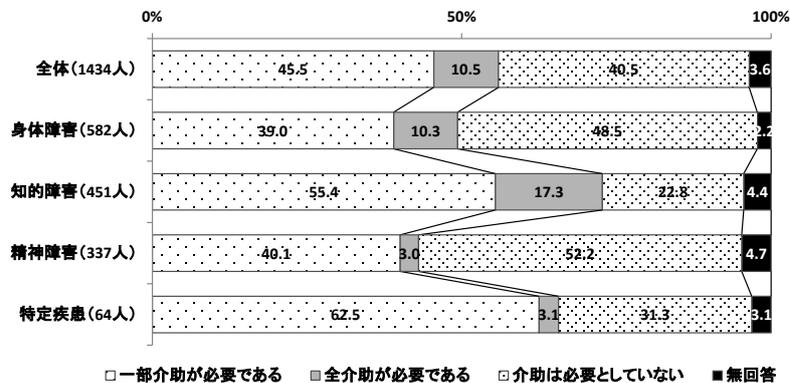


(10) あなたは、日常生活の中で介助を必要としていますか。(〇は1つ)

日常生活の中で介助を必要としている比率は、全体では「一部介助が必要である」45.5%、「全介助が必要である」10.5%となっており、合わせると 56%が何らかの介助を必要としています。

知的障害、特定疾患では何らかの介助を必要とする比率が高くなっています。特に知的障害では7割以上が介助を必要としており、「全介助が必要である」とする比率が17.3%で、他の障害に比べて高くなっています。

日常生活での介助の必要



2. 福祉サービスについて

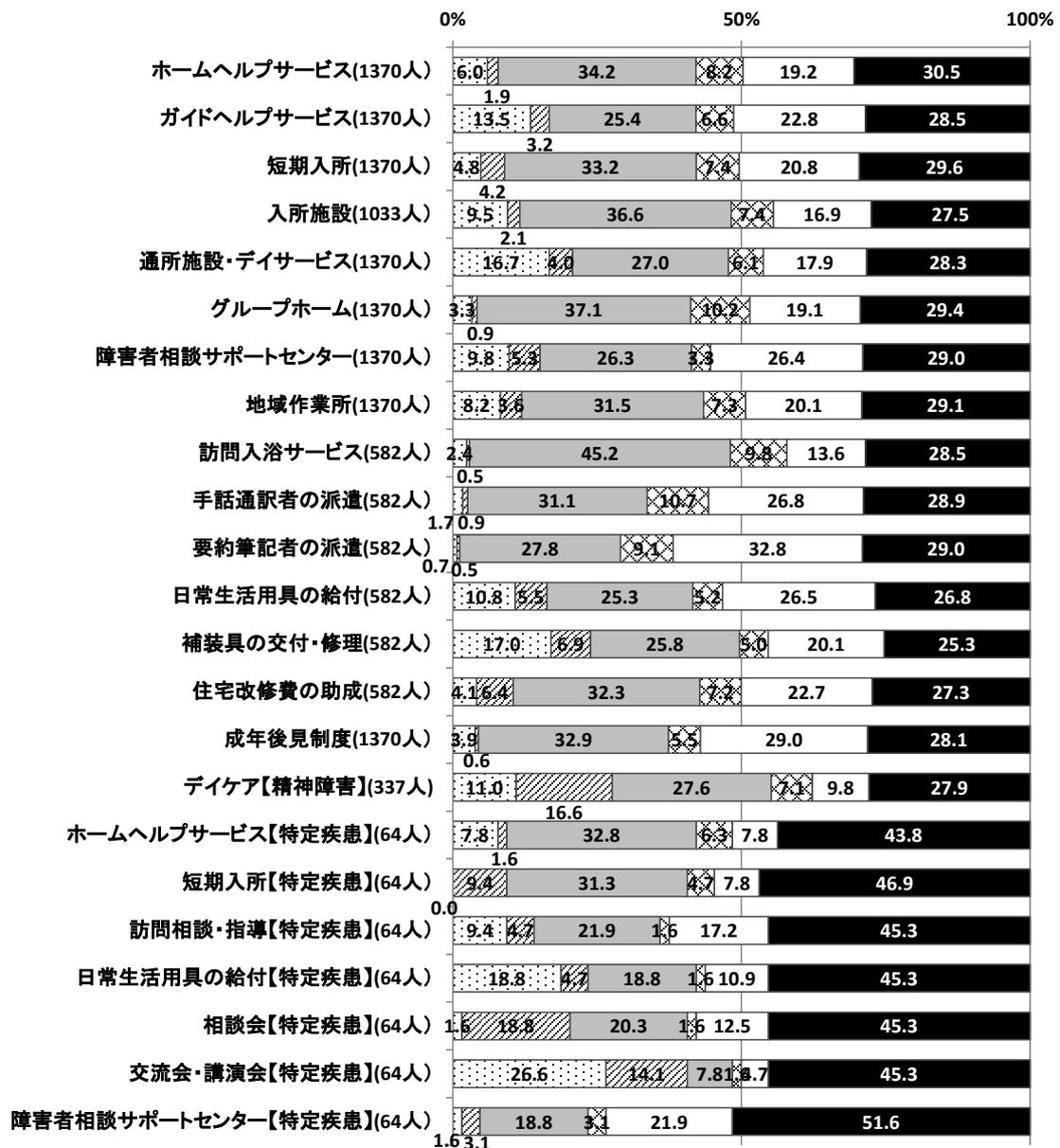
(1) サービス内容の説明をお読みいただき、質問についてお答えください。
 現在、福祉サービス等を利用していない方も、ひとつずつお答えをお願いします。

①利用状況

福祉サービスの利用状況は下図の通りです。

対象者の5%以上の人を利用している福祉サービスは、ホームヘルプサービス(6.0%)、ガイドヘルプサービス(13.5%)、入所施設(9.5%)、通所施設・デイサービス(16.7%)、障害者相談サポートセンター(9.8%)、地域作業所(8.2%)、日常生活用具の給付(10.8%)、補装具の交付・修理(17.0%)、デイケア【精神障害】(11.0%)、ホームヘルプサービス【特定疾患】(7.8%)、訪問相談・指導【特定疾患】(9.4%)、日常生活用具の給付【特定疾患】(18.8%)、交流会・講演会【特定疾患】(26.6%)となっています。

福祉サービスの利用状況



□ 利用している ▨ 利用したことがある ■ 知っているが利用しない ▩ 利用できない □ 知らない ■ 無回答

② 満足度

福祉サービスを「利用している」と「利用したことがある」とする利用経験のある方の満足度は下図の通りです。

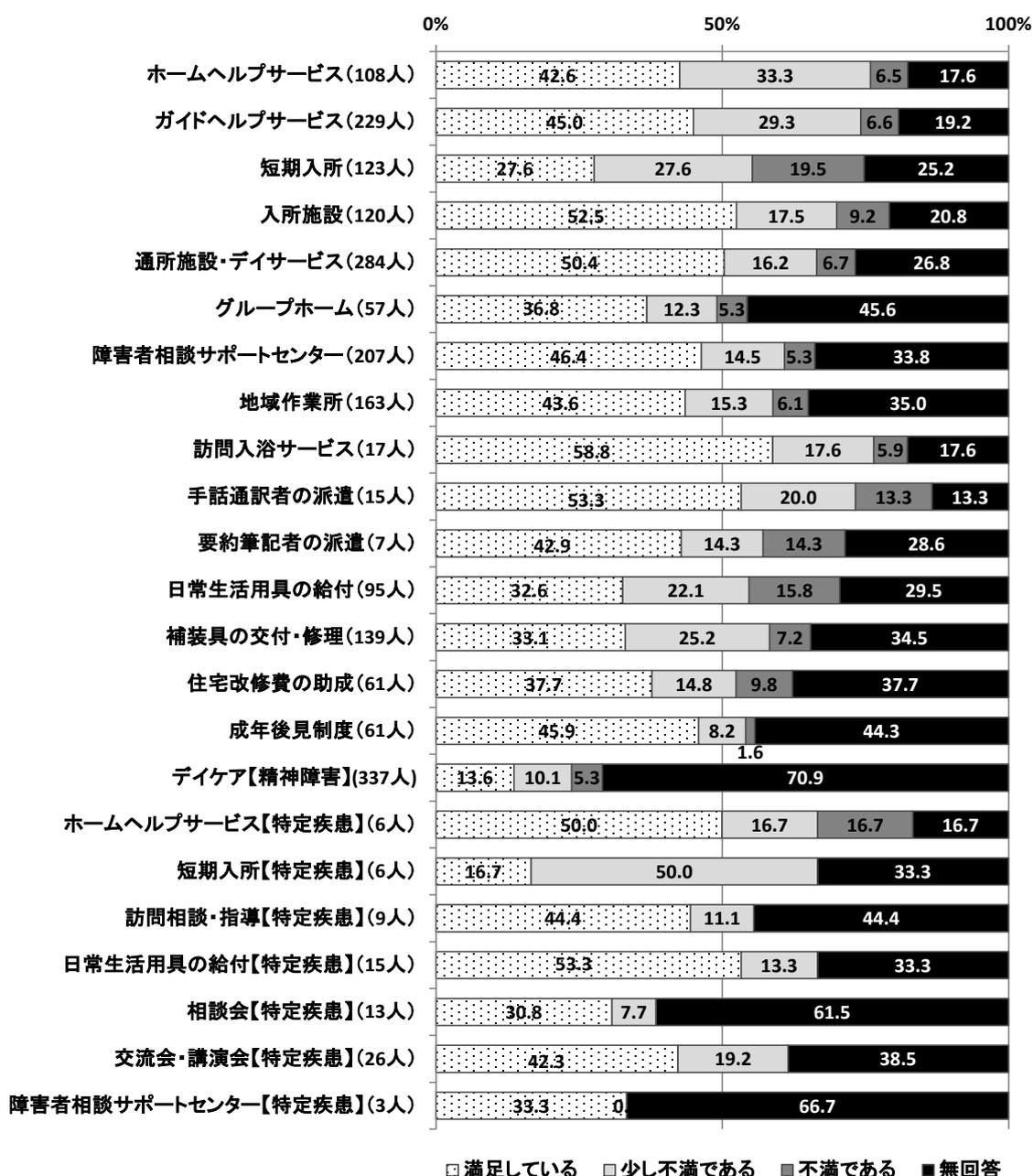
23のサービスのうち19のサービスにおいて、「満足している」が、「少し不満である」と「不満である」を合わせた割合より高く、満足度の高いサービスが多いことがわかります。

中でも入所施設、通所施設・デイサービス、障害者相談サポートセンター、地域作業所、訪問入浴サービス、成年後見制度では「満足している」が、「少し不満である」と「不満である」を合わせた割合より20ポイント以上高くなっています。

短期入所、日常生活用具の給付、デイケアでは、「満足している」より「少し不満である」と「不満である」を合わせた割合の方が高く、満足度が低くなっています。

なお、特定疾患においては母数が少ない中でも、短期入所【特定疾患】以外では満足度の高い傾向があります。

福祉サービスの満足度



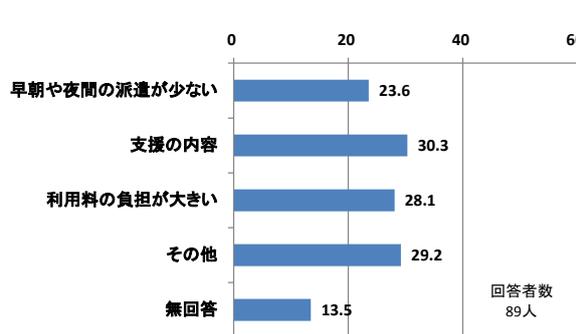
③不満である理由(「不満である」または「少し不満である」方)

福祉サービスの利用における主な不満の内容を見ると、短期入所では「緊急時に使いにくい」、グループホームでは「利用料の負担が大きい」、障害者相談サポートセンターでは「何を相談してよいかわからない」、訪問入浴サービスでは「利用回数」、手話通訳者の派遣では「趣味や余暇に使えない」、要約筆記者の派遣では「緊急時に利用できない」、日常生活用具の給付と補装具の交付・修理では「利用料の負担が大きい」や「自由に買い替えられない」、住宅改修費の助成では「利用料の負担が大きい」、成年後見制度では「費用が高い」、デイケア【精神障害】では「自分に合うプログラムがない」ことがあげられています。

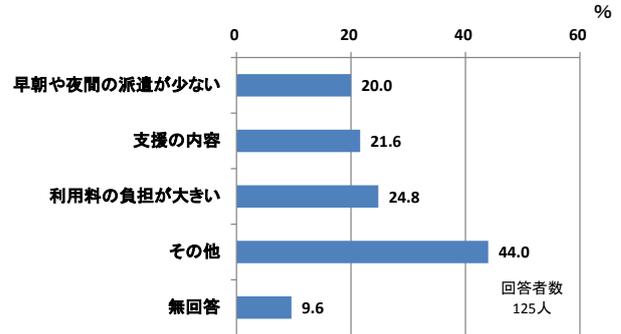
不満である理由(「不満である」または「少し不満である」方)

身体・知的・精神

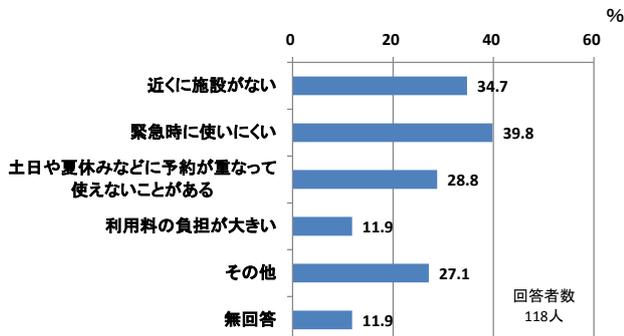
① ホームヘルプサービス



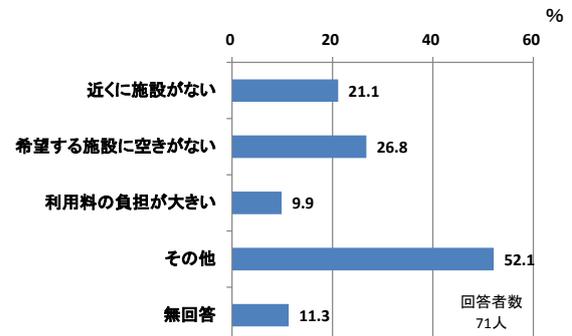
② ガイドヘルプサービス



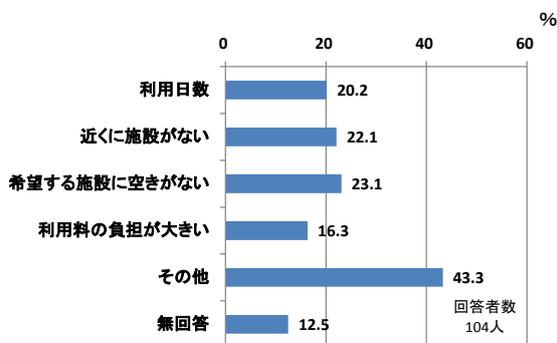
② 短期入所



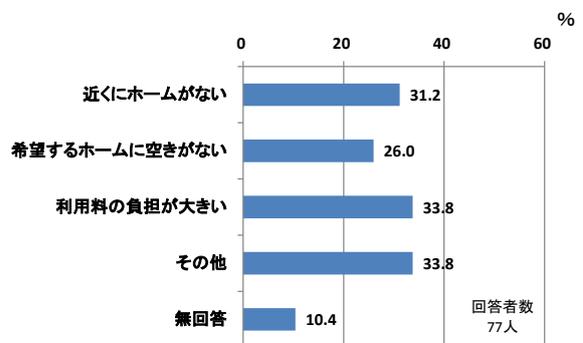
④ 入所施設



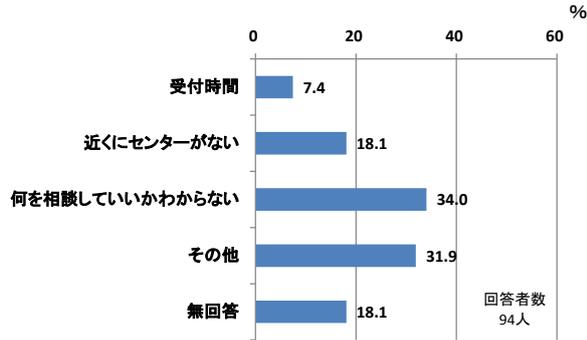
⑤ 通所施設・デイサービス



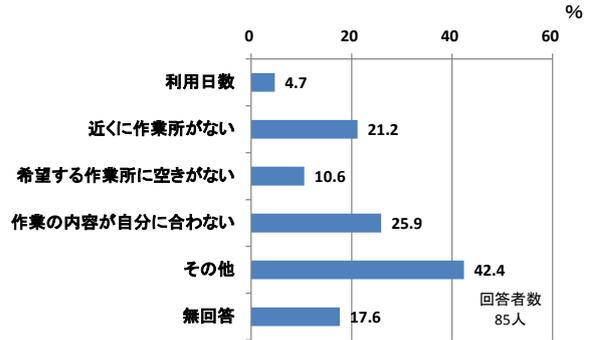
⑥ グループホーム



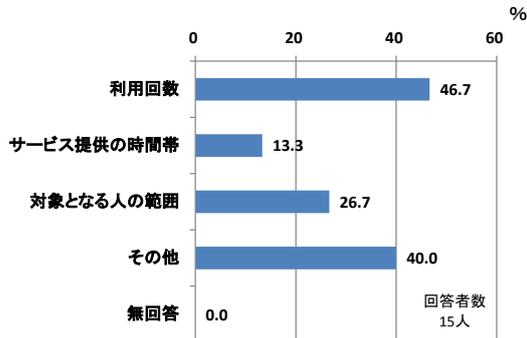
⑦障害者相談サポートセンター



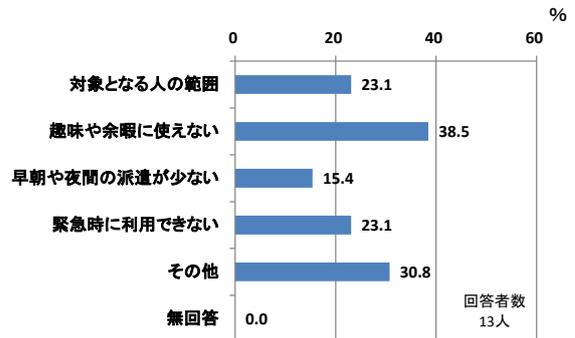
⑧地域作業所



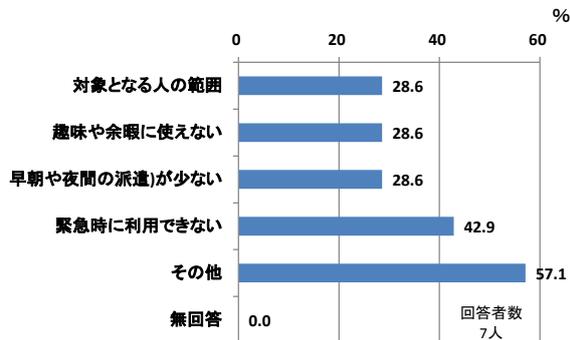
⑨訪問入浴サービス



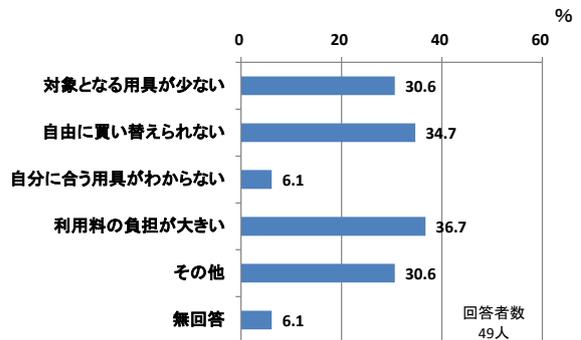
⑩手話通訳者の派遣



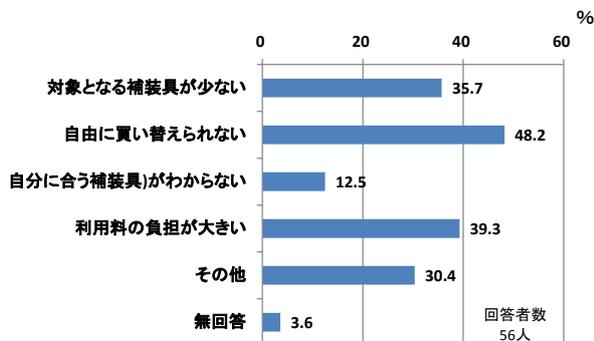
⑪要約筆記者の派遣



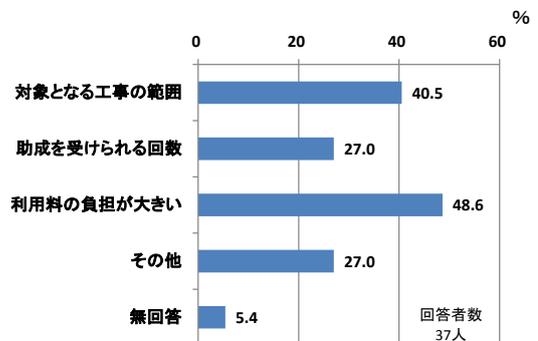
⑫日常生活用具の給付



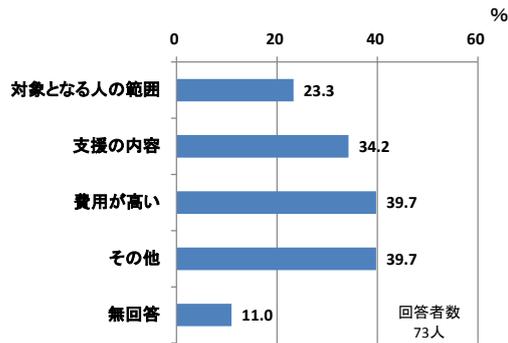
⑬補装具の交付・修理



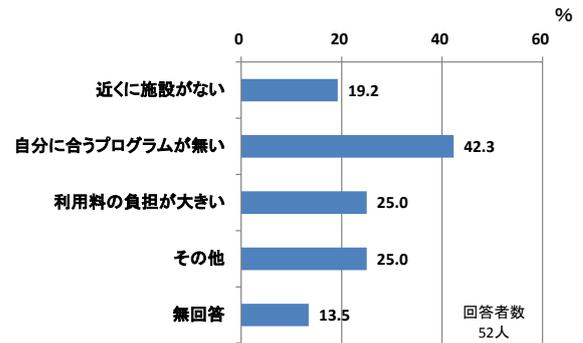
⑭住宅改修費の助成



⑮ 成年後見制度

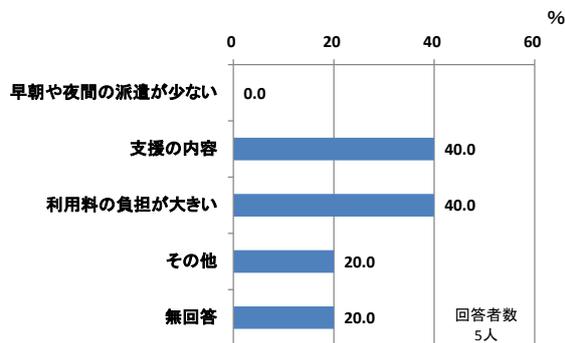


⑯ デイケア【精神障害】

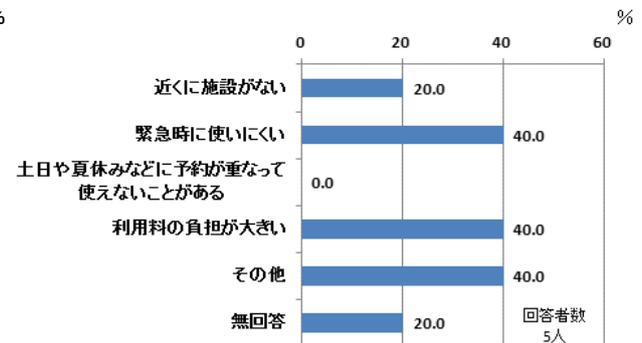


難病

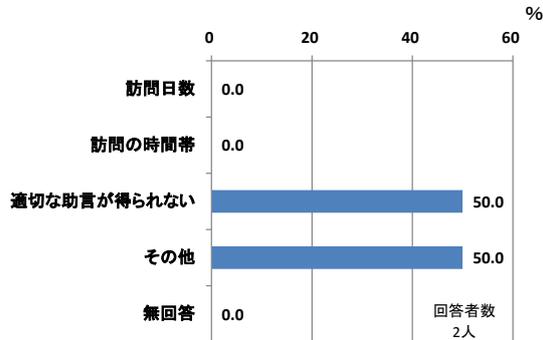
① ホームヘルプサービス



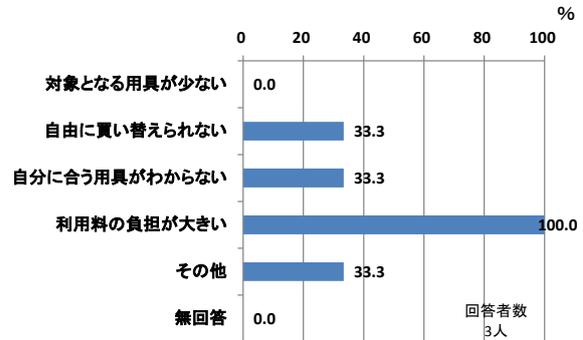
② 短期入所



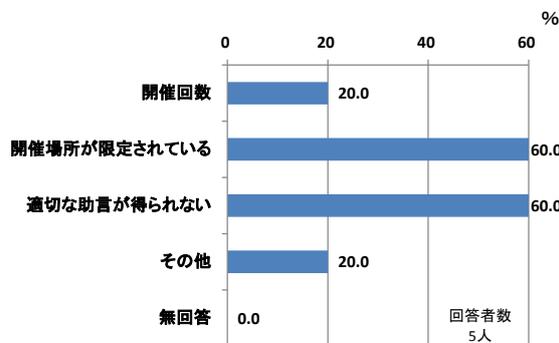
② 訪問相談・指導



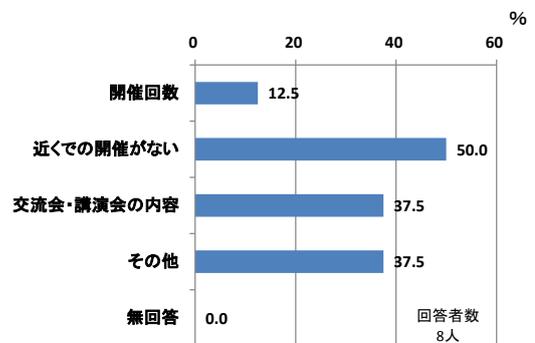
④ 日常生活用具の給付



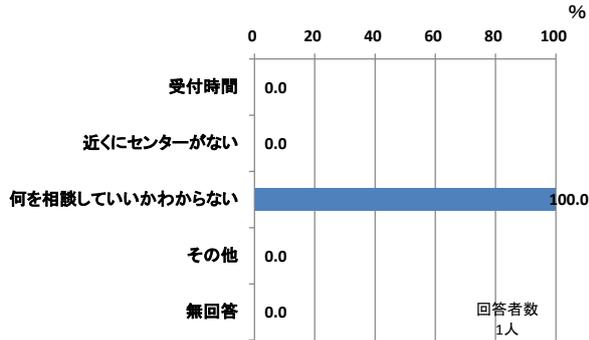
⑤ 相談会



⑥ 交流会・講演会



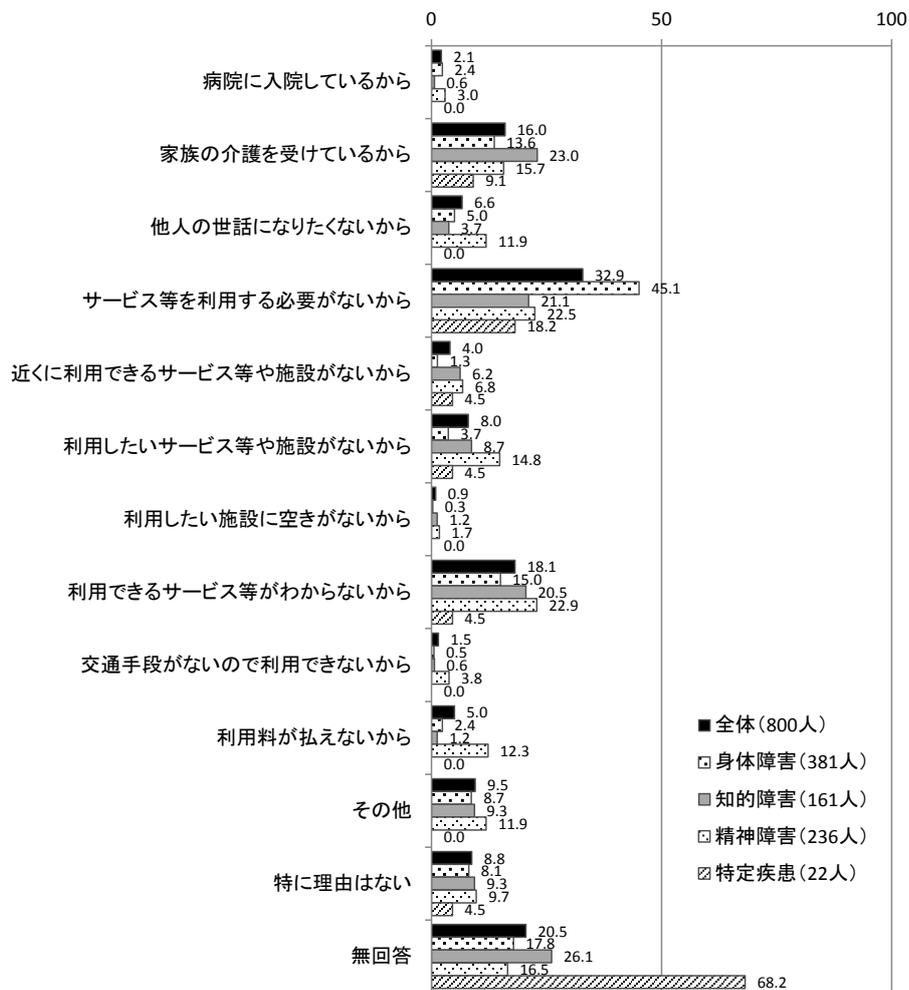
⑦障害者相談サポートセンター



(2) 福祉サービスを現在、全く利用していない方におたずねします。
サービスを利用していないのは、どのような理由からですか。(〇はいくつでも)

福祉サービスを利用していない理由で最も多いのは、「サービス等を利用する必要がないから」(32.9%)です。特に身体障害では「サービス等を利用する必要がないから」とする人が45.1%を占めています。また、知的障害では「家族の介護を受けているから」(23.0%)が最も多く、精神障害では「利用できるサービス等がわからないから」(22.9%)が「サービス等を利用する必要がないから」(22.5%)と同等に多くなっています。

サービスを利用していない理由、障害別(複数回答)



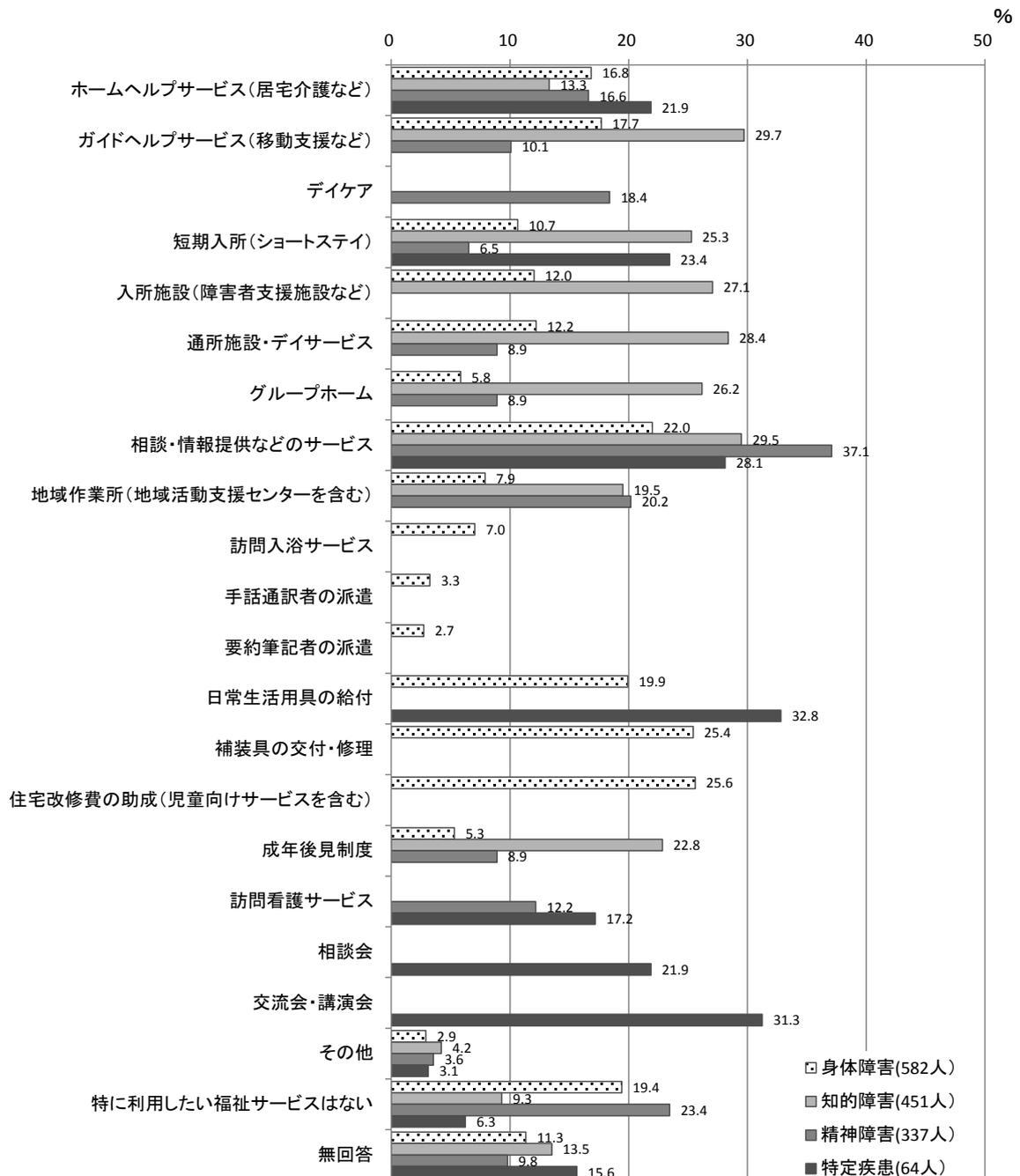
(3) あなたは、今後、どのような福祉サービス等を利用したいですか。(〇はいくつでも)

今後利用したい福祉サービス等は、身体障害では「補装具の交付・修理」(25.4%)と「住宅改修費の助成」(25.6%)、知的障害では「ガイドヘルプサービス」(29.7%)、精神障害では「相談・情報提供などのサービス」(37.1%)、特定疾患では「日常生活用具の給付」(32.8%)の割合が最も高くなっています。

「相談・情報提供などのサービス」は、身体障害(22.0%)、知的障害(29.5%)、特定疾患(28.1%)でも多くあげられています。

また、知的障害では「通所施設・デイサービス」(28.4%)、「入所施設」(27.1%)、「グループホーム」(26.2%)、「短期入所」(25.3%)、「成年後見制度」(22.8%)の割合も高く、多くのサービスへの利用意向が見られます。

今後利用したいサービス、障害別(複数回答)

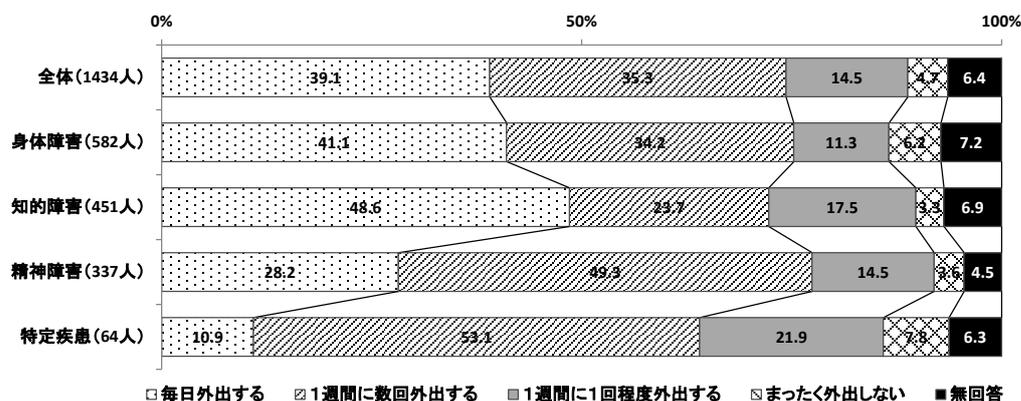


3 日中活動について

(1) あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つ)

「毎日外出する」が39.1%、「1週間に数回外出する」が35.3%となっています。
 知的障害では「毎日外出する」(48.6%)とする人が多く、精神障害(49.3%)と特定疾患(53.1%)では「1週間に数回外出する」とする人が多くなっています。

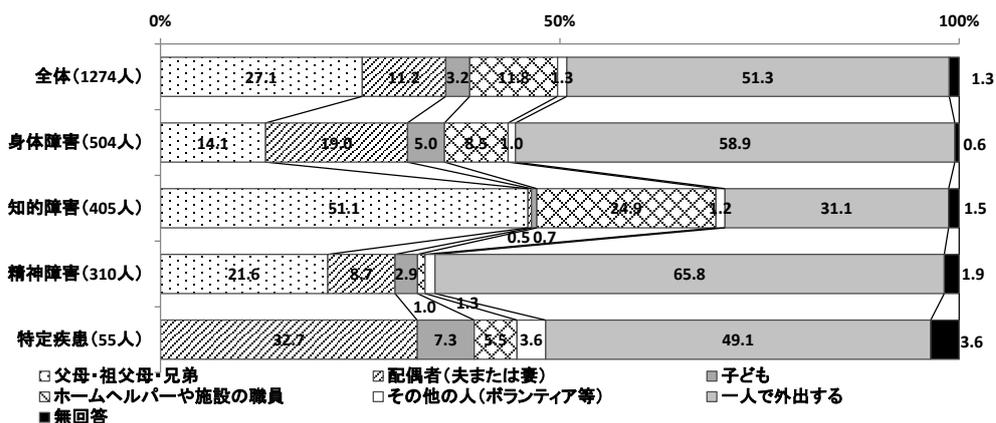
外出の頻度、障害別



(2) あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つ)

最も多いのは、「一人で外出する」(51.3%)となっています。障害別に見ると、精神障害の65.8%、身体障害の58.9%、特定疾患の49.1%が「一人で外出する」としていますが、知的障害では31.1%と少なくなっています。知的障害の51.1%が「父母・祖父母・兄弟」としており、半数が家族と一緒に外出していることがわかります。

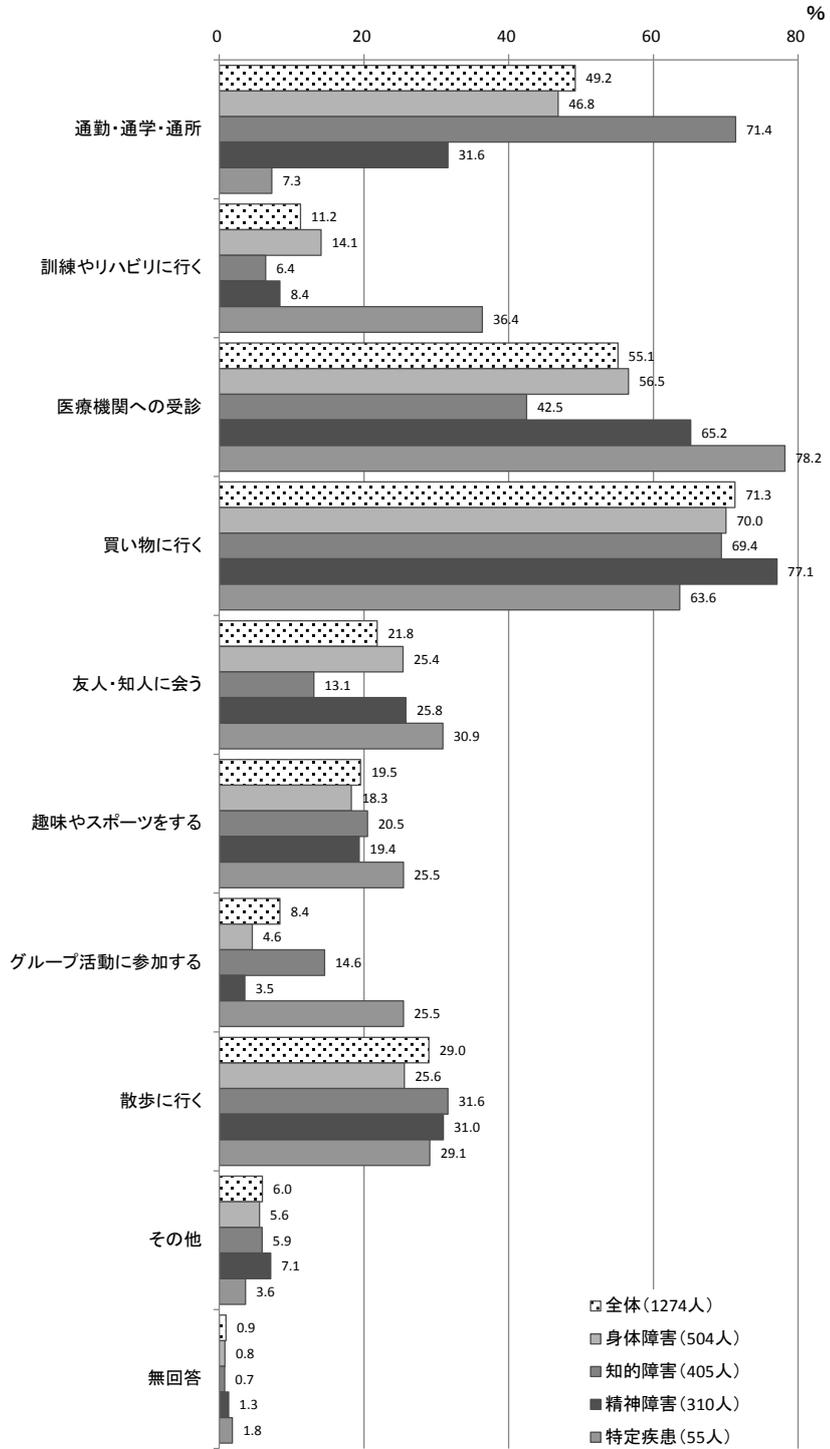
外出時の同伴者、障害別



(3) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(〇はいくつでも)

「買い物に行く」が71.3%で最も多く、次いで「医療機関への受診」が55.1%です。また、知的障害では「通勤・通学・通所」が最も多く、71.4%となっています。

外出の目的、障害別(複数回答)

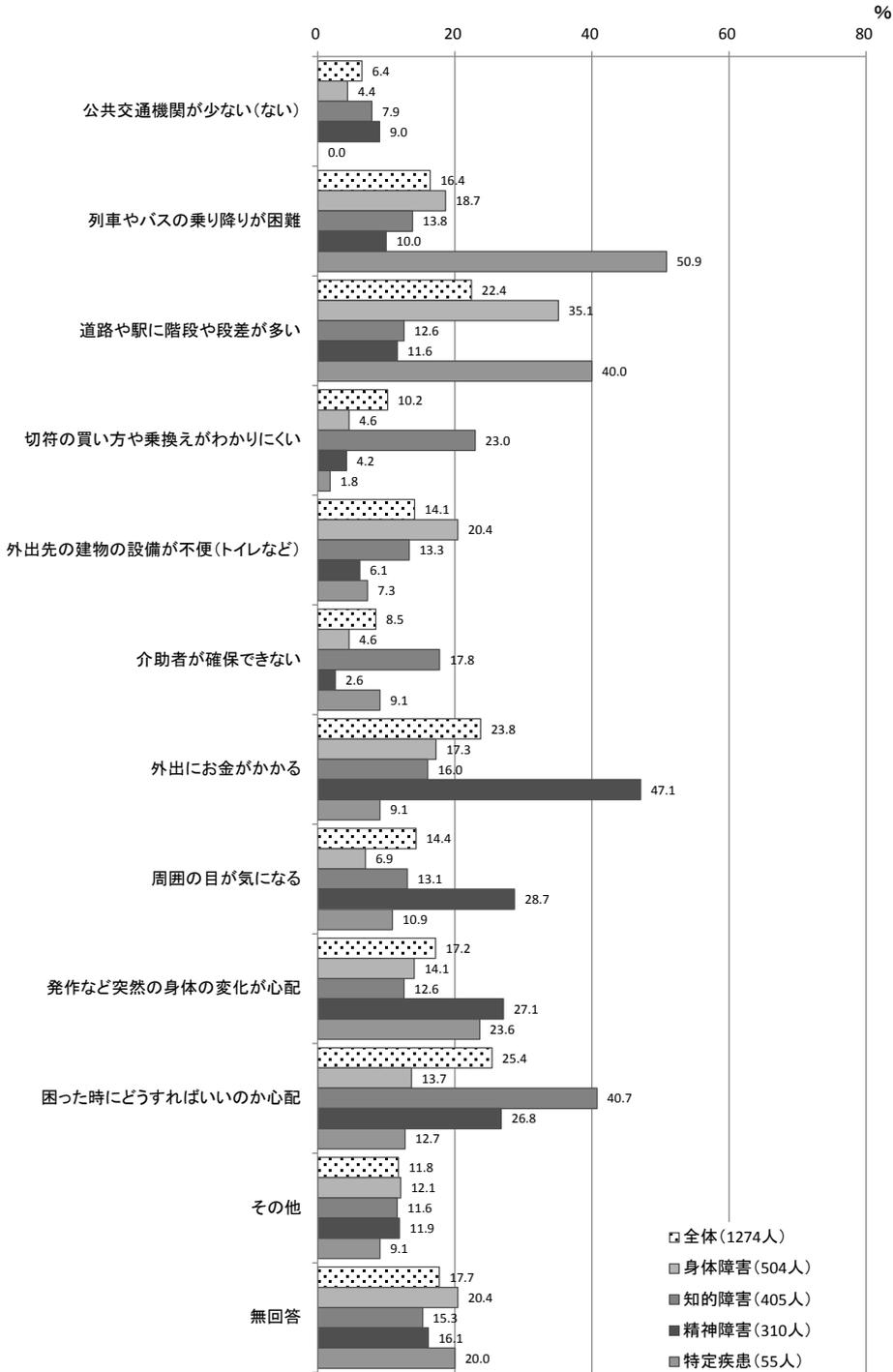


(4) あなたが外出する時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

困りごとは多方面に渡り、「困った時にどうすればいいのか心配」(25.4%)、「外出にお金がかかる」(23.8%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(22.4%)の順に多くなっています。

身体障害では「道路や駅に階段や段差が多い」(35.1%)、知的障害では「困った時にどうすればいいのか心配」(40.7%)、精神障害では「外出にお金がかかる」(47.1%)、特定疾患では「列車やバスの乗り降りが困難」(50.9%)がそれぞれ最も多くあげられています。

外出時の困りごと、障害別(複数回答)

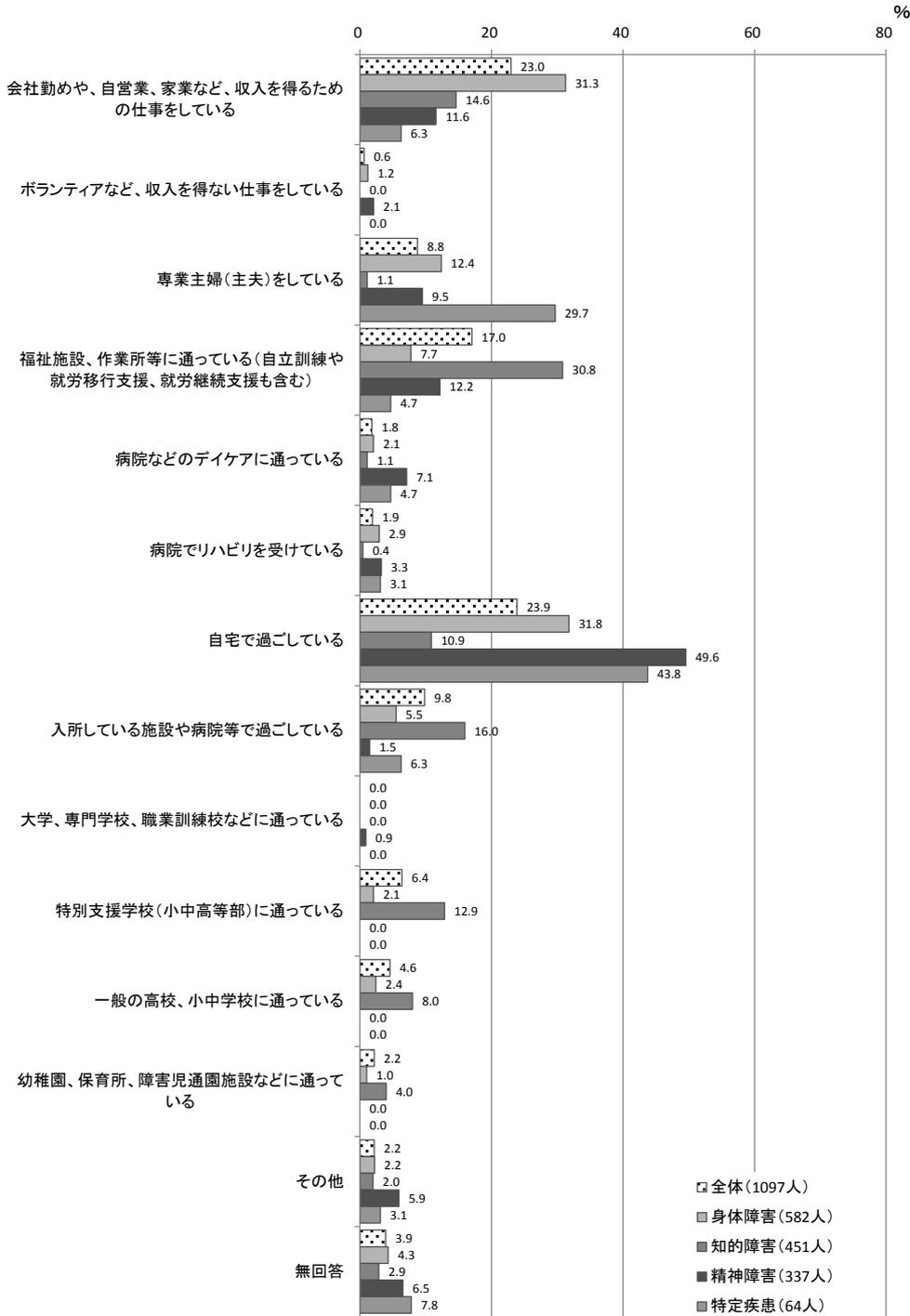


(5) あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

「自宅で過ごしている」(23.9%)と「会社勤めや、自営業、家業など、収入を得るための仕事をしている」(23.0%)が最も多くあげられています。

知的障害では「福祉施設、作業所等に通っている」(30.8%)が最も多く、身体障害(31.8%)、精神障害(49.6%)、特定疾患(43.8%)では「自宅で過ごしている」が最も多くなっています。

日中の過ごし方、障害別



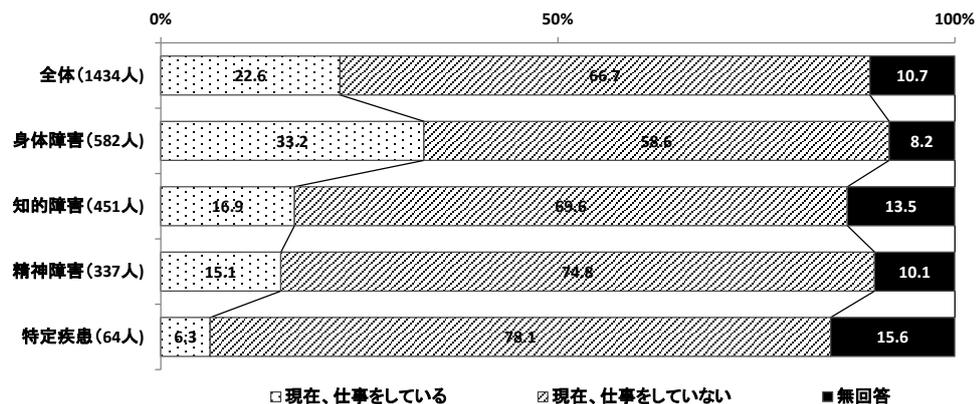
4. 仕事について

(1) あなたは、現在、仕事をしていますか。(○は1つ)

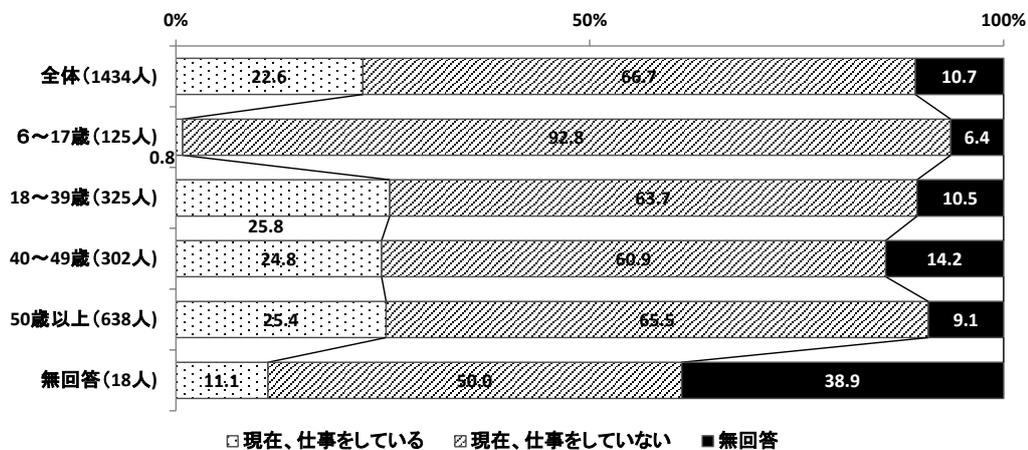
身体障害では 33.2%、知的障害では 16.9%、精神障害では 15.1%、特定疾患では 6.3% の人が現在仕事をしています。

仕事をしている人を年齢別に見ると、18～39歳では 25.8%、40～49歳では 24.8%、50歳以上では 25.4%となっており、18歳以降、年齢層による差は見られませんでした。

現在仕事をしているか、障害別



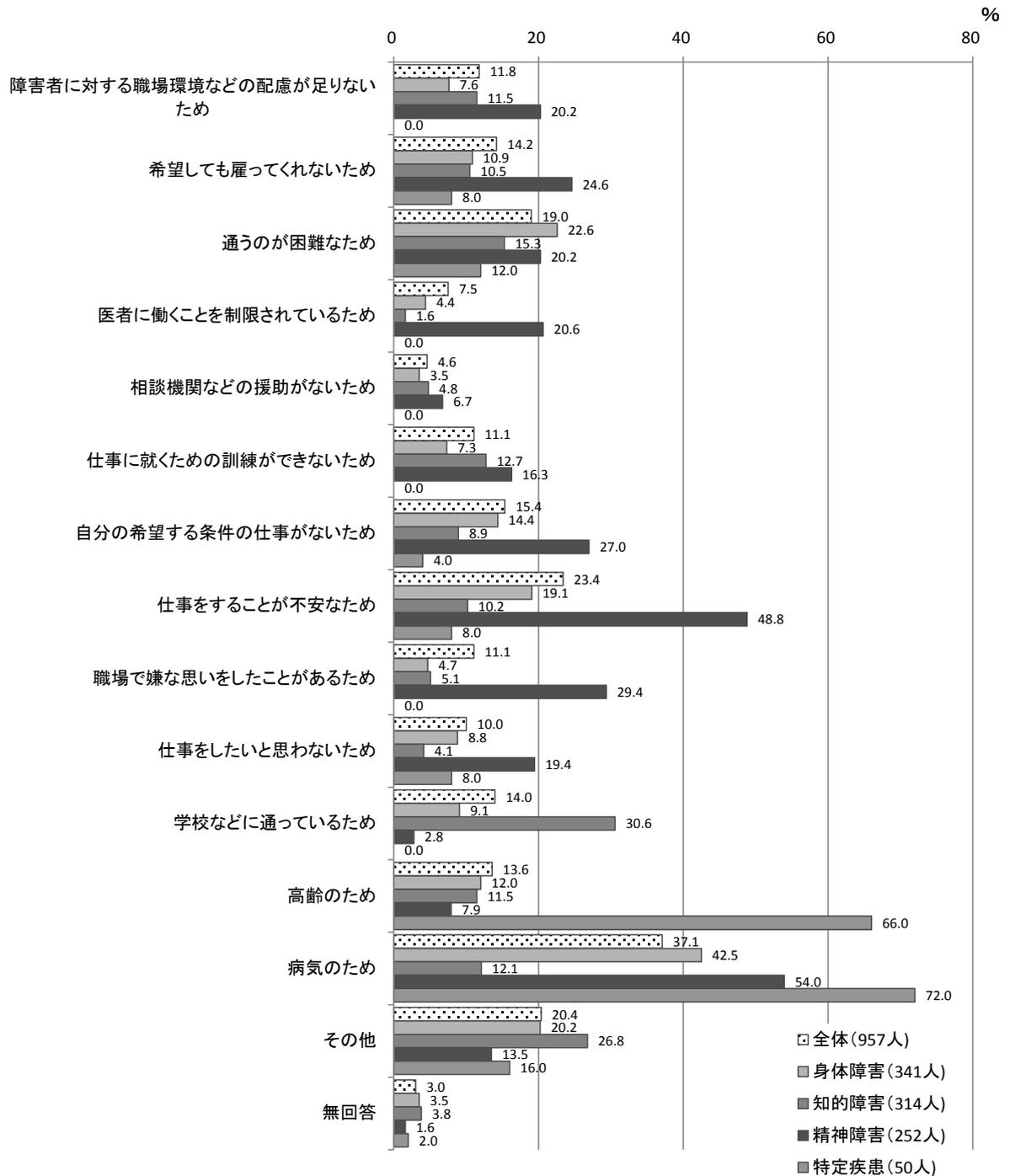
現在仕事をしているか、年齢別



(2)「現在、仕事をしていない」に○印をつけた方におたずねします。
 仕事をしていない事情は何ですか。(○はいくつでも)

仕事をしていない理由で最も多いのは全体(37.1%)、身体障害(42.5%)、精神障害(54.0%)、特定疾患(72.0%)では「病気のため」です。知的障害では「通うのが困難なため」(15.3%)が最も多くなっています。また、精神障害では「仕事をするのが不安なため」(48.8%)、「職場で嫌な思いをしたことがあるため」(29.4%)という理由も多くあげられています。

仕事をしていない事情、障害別(仕事をしていない人)(複数回答)

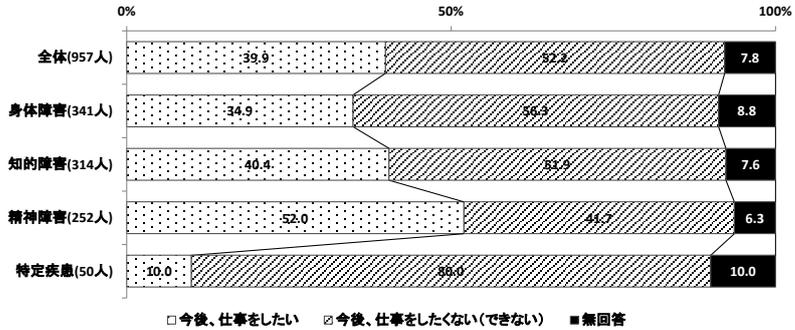


(3) あなたは、今後、仕事をしたいですか。(現在仕事をしていない方) (○は1つ)
(児童の方は、学校卒業後の生活を想定して、お答えください。)

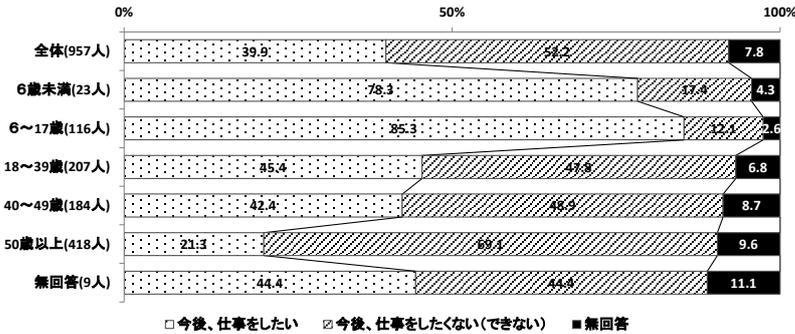
現在仕事をしていない方のうち 39.9%が「今後、仕事をしたい」としています。特に精神障害では多く、52.0%が「今後、仕事をしたい」としています。

年齢別に見ると、「今後、仕事をしたい」とする人は 18～39 歳で 45.4%、40～49 歳で 42.4%、50 歳以上で 21.3%となっており、年齢が上がるにつれて少なくなっています。

今後仕事をしたいか、障害別 (現在仕事をしていない方)



今後仕事をしたいか、年齢別 (現在仕事をしていない方)

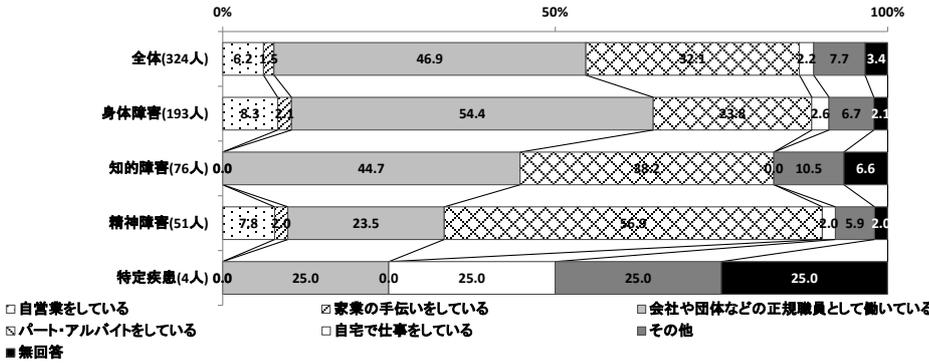


(4) 「現在、仕事をしている」に○印をつけた方におたずねします。あなたは、どのような仕事をしていますか。(○は1つ)

現在の仕事の内容を見ると、「会社や団体などの正規職員として働いている」(46.9%)と「パート・アルバイトをしている」(32.1%)が最も多くなっています。

障害別に見ると、「会社や団体などの正規職員として働いている」が多いのは身体障害(54.4%)と知的障害(44.7%)で、精神障害では「パート・アルバイトをしている」(56.9%)が最も多くなっています。

現在の仕事の内容、障害別 (現在仕事をしている方)

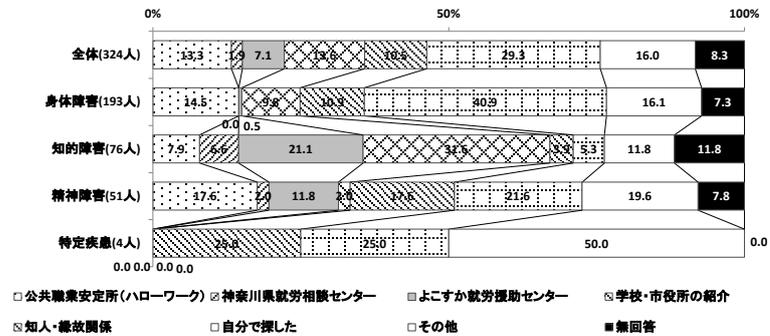


(5) あなたの今の仕事は、どのような方法で見つけましたか。(〇は1つ) (仕事をしている方)

仕事を見つけた方法は、「自分で探した」(29.3%)、「学校・市役所の紹介」(13.6%)、「公共職業安定所」(13.3%)の順に多くなっています。

身体障害(40.9%)と精神障害(21.6%)では「自分で探した」が多く、知的障害では「学校・市役所の紹介」(31.6%)が多くなっています。

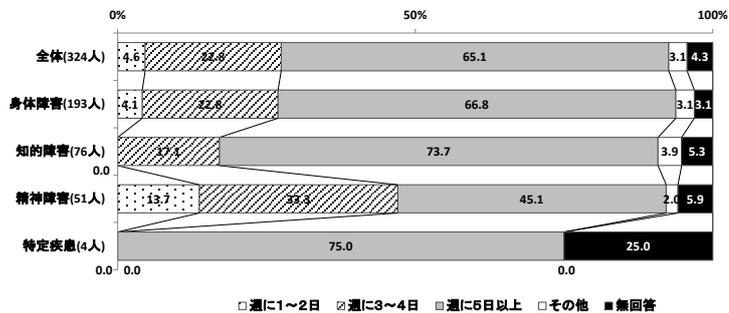
仕事を見つけた方法、障害別(仕事をしている方)



(6) あなたは、一週間にどれくらい働いていますか。(〇は1つ)

週の日数は、65.1%が「週に5日以上」、22.8%が「週に3~4日」となっています。精神障害では「週に5日以上」が45.1%、「週に3~4日」が33.3%で日数が少ない傾向が見られます。

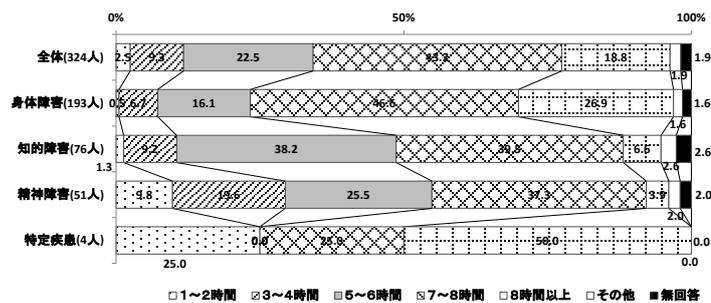
週の日数、障害別(仕事をしている方)



(7) あなたは、1日にどれくらい働いていますか。(〇は1つ) (仕事をしている方)

1日の労働時間は、「7~8時間」が43.2%、「5~6時間」が22.5%となっています。知的障害と精神障害では時間が少ない傾向があり、精神障害では「5~6時間」が25.5%、「3~4時間」が19.6%です。

1日の労働時間、障害別(仕事をしている方)

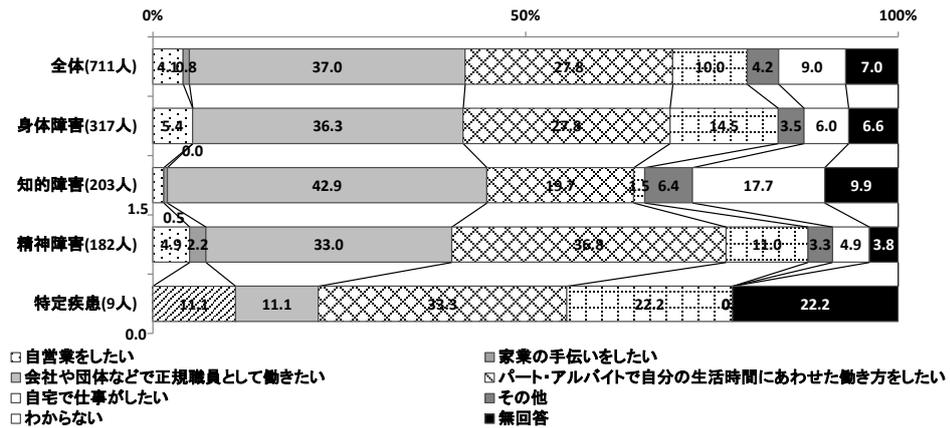


(8)「現在、仕事をしている」または、「今後、仕事をしたい」に、○印をつけた方におたずねします。あなたは、今後、どのような働き方をしたいですか。(○は1つ)

今後希望する働き方は、「会社や団体などで正規職員として働きたい」(37.0%)が最も多く、次いで「パート・アルバイトで自分の生活時間にあわせた働き方をしたい」(27.8%)、「自宅で仕事がしたい」(10.0%)の順となっています。

精神障害では「パート・アルバイトで自分の生活時間にあわせた働き方をしたい」(36.8%)が最も多くなっています。

今後希望する働き方、障害別（仕事をしている方、今後仕事をしたい方）

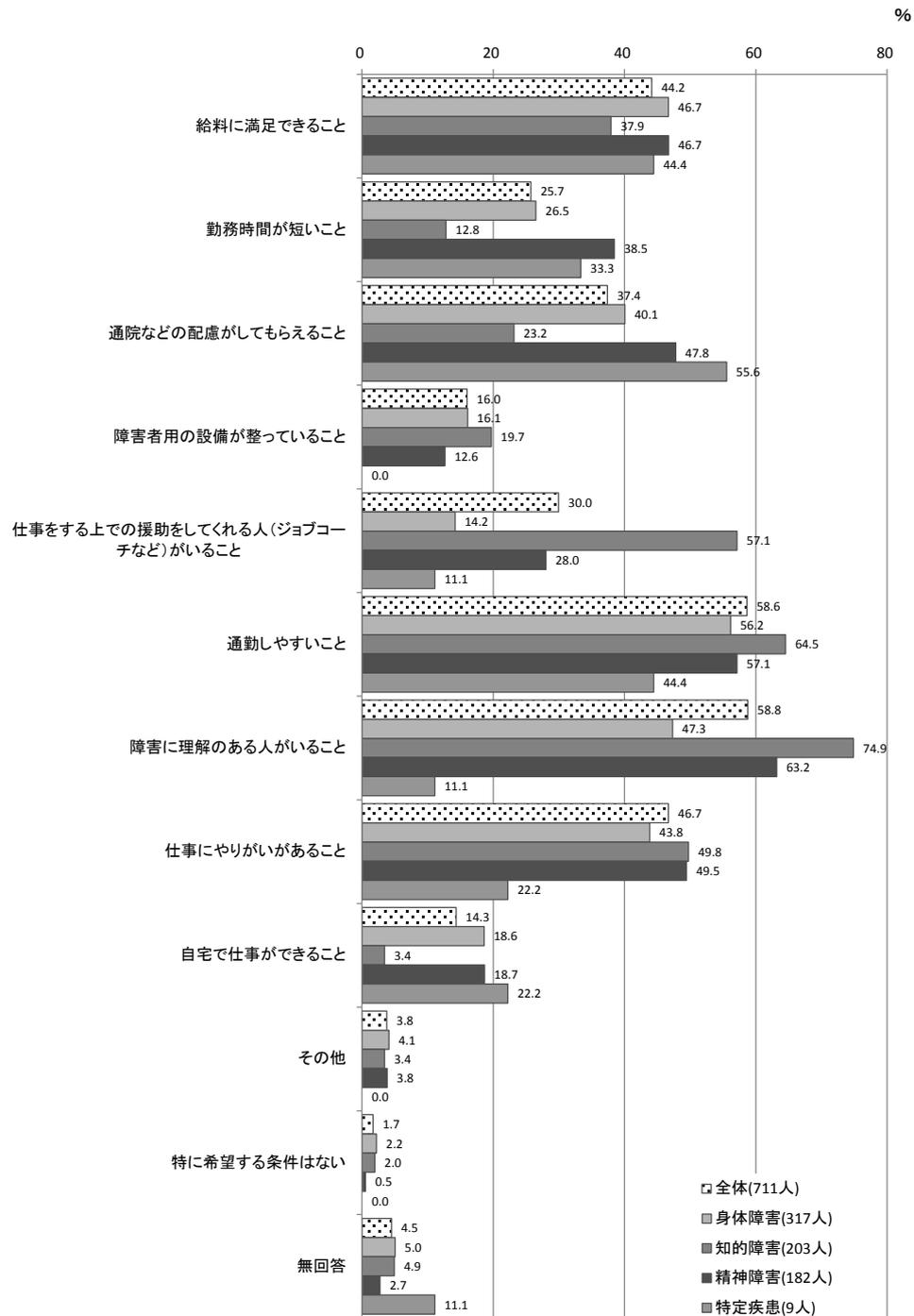


(9) あなたは、仕事を選ぶ条件として、どのようなことを希望しますか。(〇はいくつでも)(仕事をしている方、今後仕事をしたい方)

仕事をしている人や今後仕事をしたい人が仕事を選ぶ条件となるのは、多い順に「障害に理解のある人がいること」(58.8%)、「通勤しやすいこと」(58.6%)、「仕事にやりがいがあること」(46.7%)となっています。

身体障害では「通勤しやすいこと」(56.2%)、知的障害(74.9%)と精神障害(63.2%)では「障害に理解のある人がいること」が最も多くあげられています。

仕事を選ぶ上で希望する条件、障害別(仕事をしている方、今後仕事をしたい方)
(複数回答)

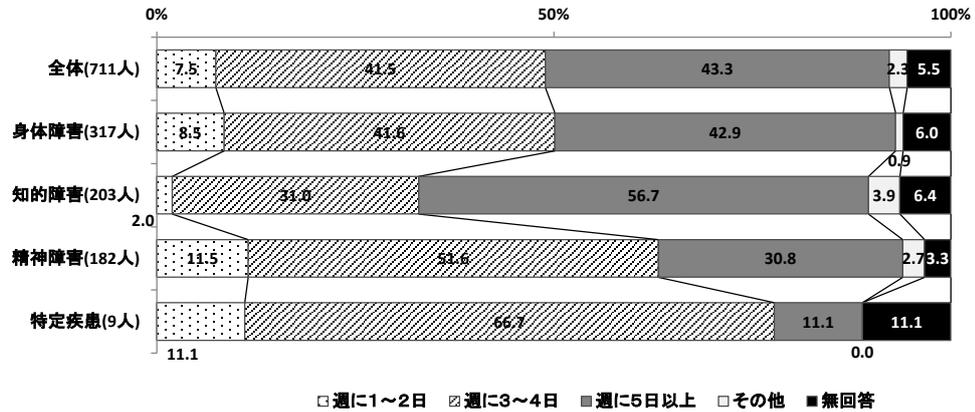


(10) あなたは、どれくらい働くことを希望していますか。(○は1つ) (仕事をしている方、今後仕事をしたい方)
週の日数

希望する週当たりの日数は、「週に5日以上」(43.3%)、「週に3～4日」(41.5%)が多くなっています。

知的障害では「週に5日以上」が56.7%、精神障害では「週に3～4日」が51.6%です。

希望の日数、障害別 (仕事をしている方、今後仕事をしたい方)

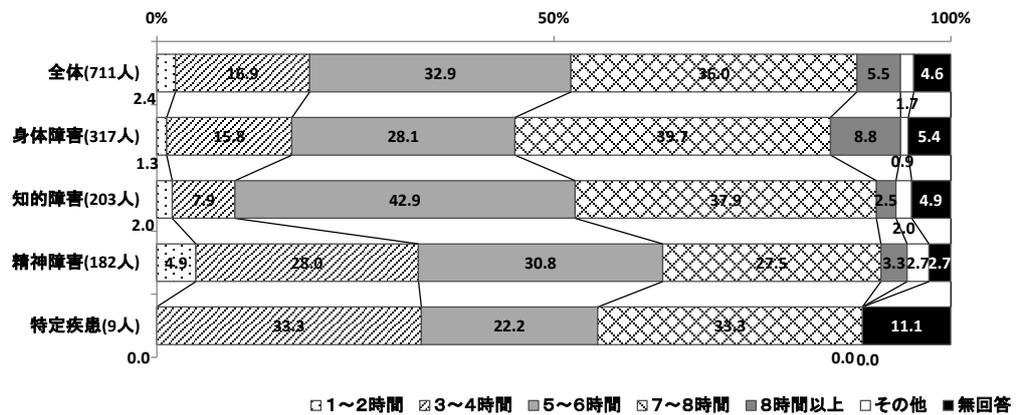


(11) あなたは、1日にどれくらい働くことを希望していますか。(○は1つ) (仕事をしている方、今後仕事をしたい方)
1日の労働時間

希望する1日の労働時間は、「7～8時間」(36.0%)、「5～6時間」(32.9%)、「3～4時間」(16.9%)となっています。

精神障害では「5～6時間」(30.8%)、「3～4時間」(28.0%)となっており、短時間の労働を希望する人が多くなっています。

希望の労働時間、障害別 (仕事をしている方、今後仕事をしたい方)

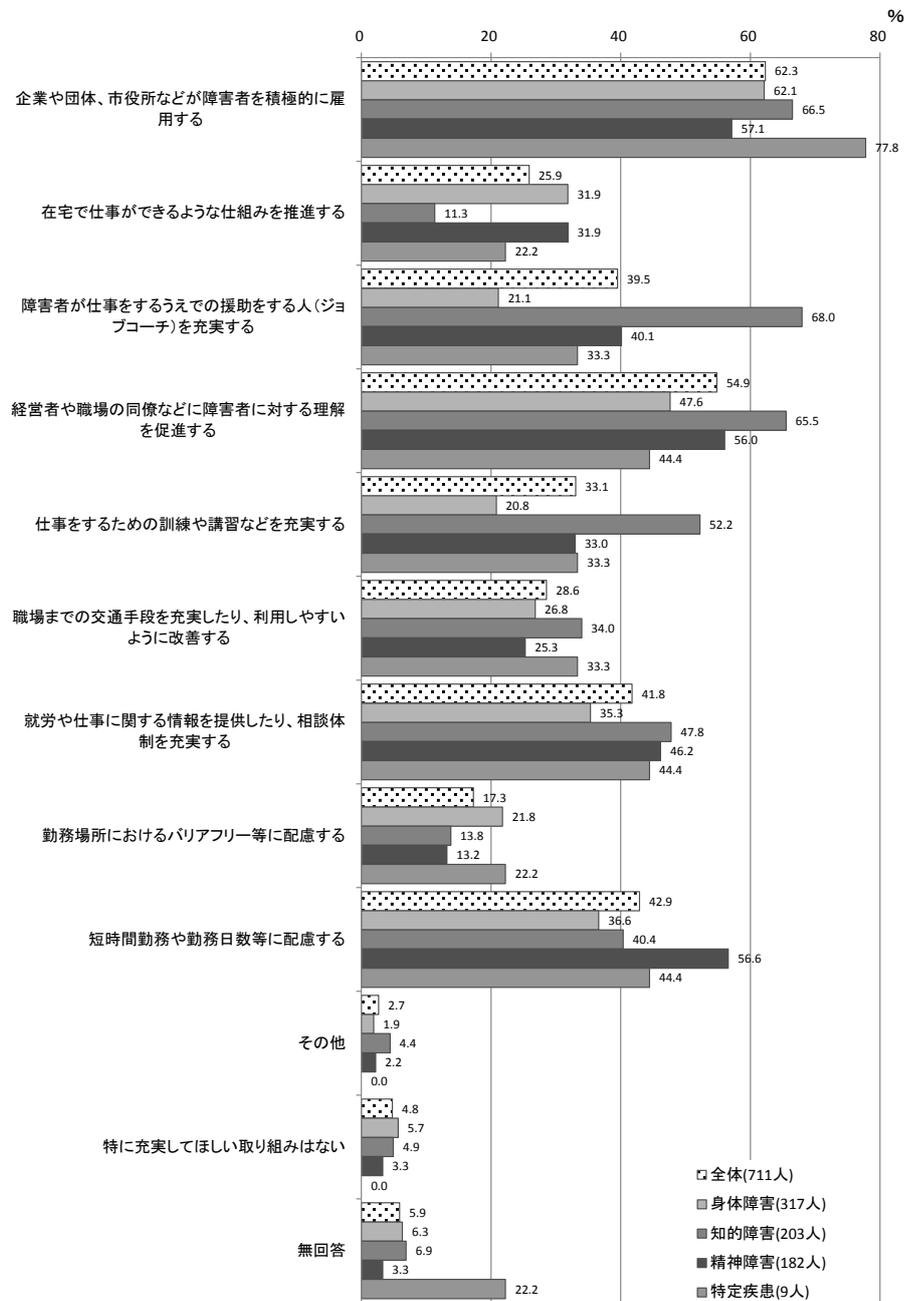


(12) 障害のある方が働いていくにあたって、取り組みを充実してほしいことは何ですか。
 (〇はいくつでも)
 (仕事をしている方、今後仕事をしたい方)

仕事をしている人や今後仕事をしたい人が、働く上で充実してほしいことは、多い順に「企業や団体、市役所などが障害者を積極的に雇用する」(62.3%)「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」(54.9%)「短時間勤務や勤務日数等に配慮する」(42.9%)「就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する」(41.8%)となっています。

知的障害では「障害者が仕事をするうえでの援助をする人(ジョブコーチ)を充実する」が最も多く、68.0%を占めています。

働く上で充実してほしいこと、障害別(仕事をしている方、今後仕事をしたい方)
 (複数回答)



5. 医療ケアについて

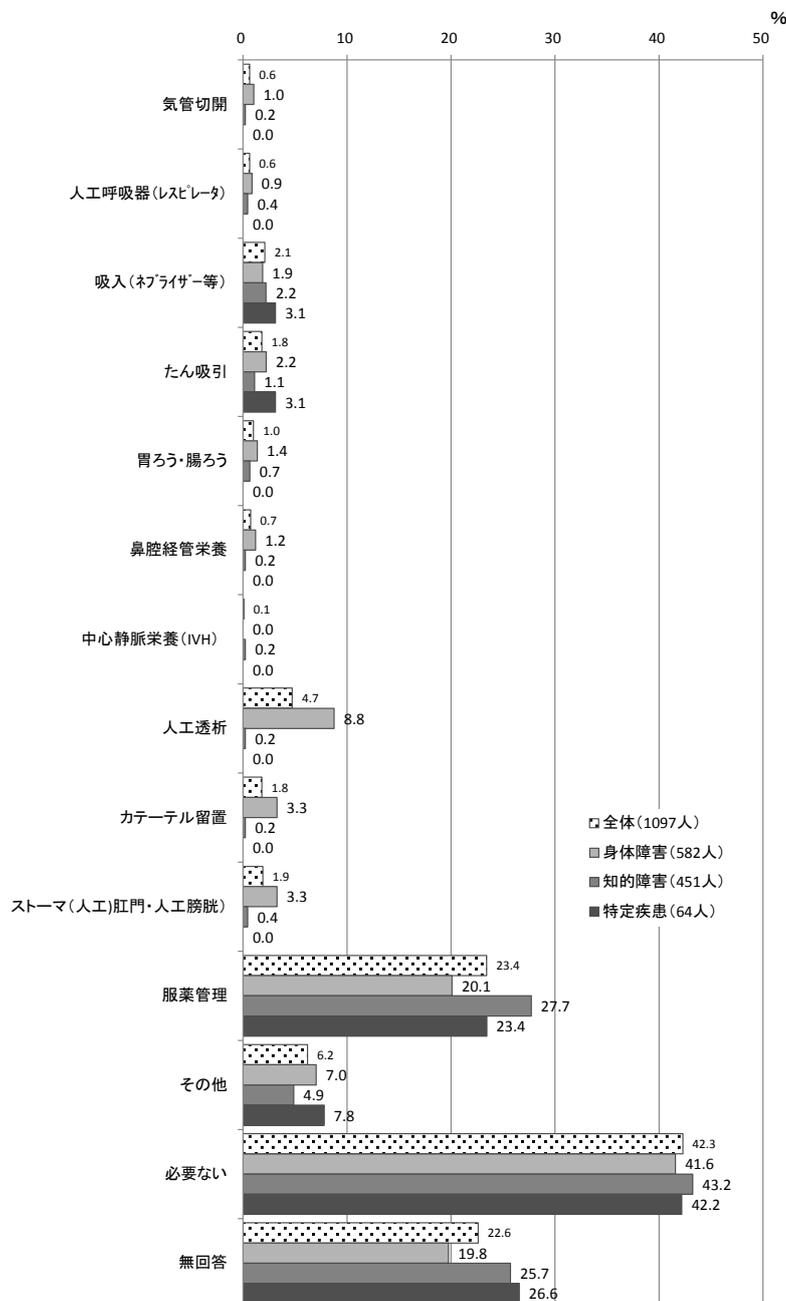
(1) あなたは、次のような医療ケアが必要ですか。(〇はいくつでも)
(精神障害以外)

いずれの障害（精神障害以外）においても、ほぼ4割の人が医療ケアを「必要ない」としています。

「服薬管理」を必要としている人は23.4%で、知的障害では27.7%と、やや多くなっています。

また、該当者は少数ですが、身体障害では「人工透析」(8.8%)、「カテーテル留置」(3.3%)、「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」(3.3%)を必要としている人が他の医療ケアより多かったです。

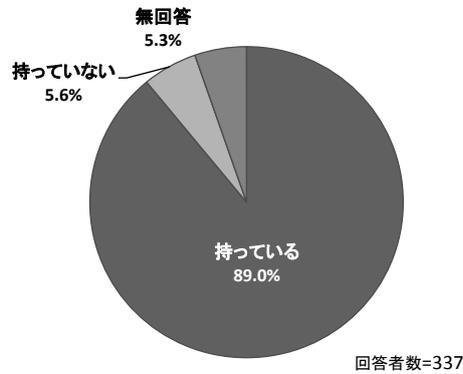
必要な医療ケア、精神障害以外の障害別（複数回答）



(2) あなたは、自立支援医療受給者証を持っていますか。(〇は1つ)
(精神障害)

精神障害の人のうち、89.0%が自立支援医療受給者証を持っています。

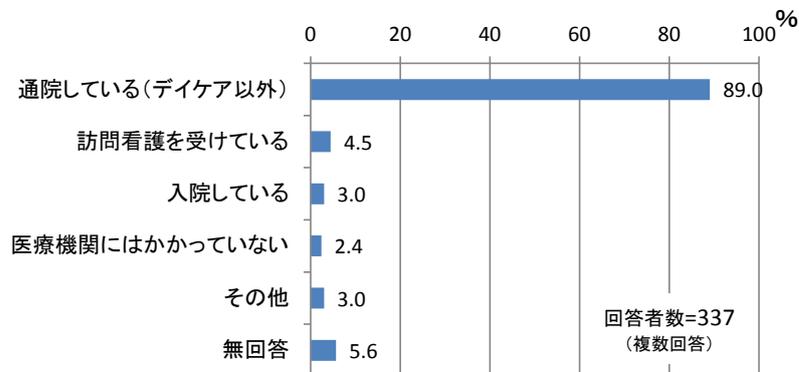
自立支援医療受給者証を持っているか、精神障害



(3) 現在の医療の状況はどうですか。(〇はいくつでも)
(精神障害)

精神障害の人の医療の状況は、「通院している(デイケア以外)」が89.0%、「訪問看護を受けている」が4.5%、「入院している」が3.0%になっています。

医療の状況、精神障害(複数回答)

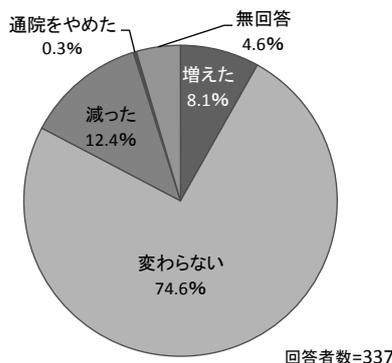


(4)「通院している(デイケア以外)」と「医療機関にはかかっていない」に○印をつけた方におたずねします。以前と比べて、通院回数はどうになりましたか。(○は1つ) 通院回数について「減った」もしくは「通院をやめた」事情は、何ですか。(○はいくつでも)(精神障害)

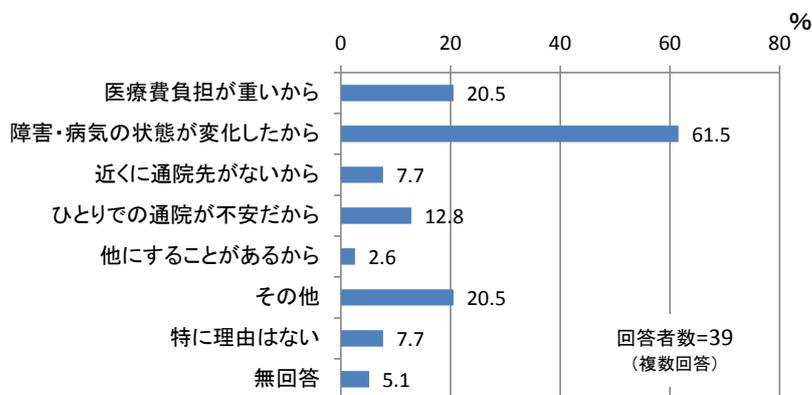
以前と比べた通院回数が「増えた」人は8.1%、「変わらない」人は74.6%、「減った」人は12.4%となっています。「通院をやめた」人は0.3%です。

また、通院回数の「減った」人、「通院をやめた」人の事情は、「障害・病気の状態が変化したから」とする人が61.5%です。「医療費負担が重いから」とする人も20.5%あります。

通院回数の変化、精神障害
(通院している方、医療機関にかかっていない方)



通院回数が「減った」もしくは「通院をやめた」事情(複数回答)

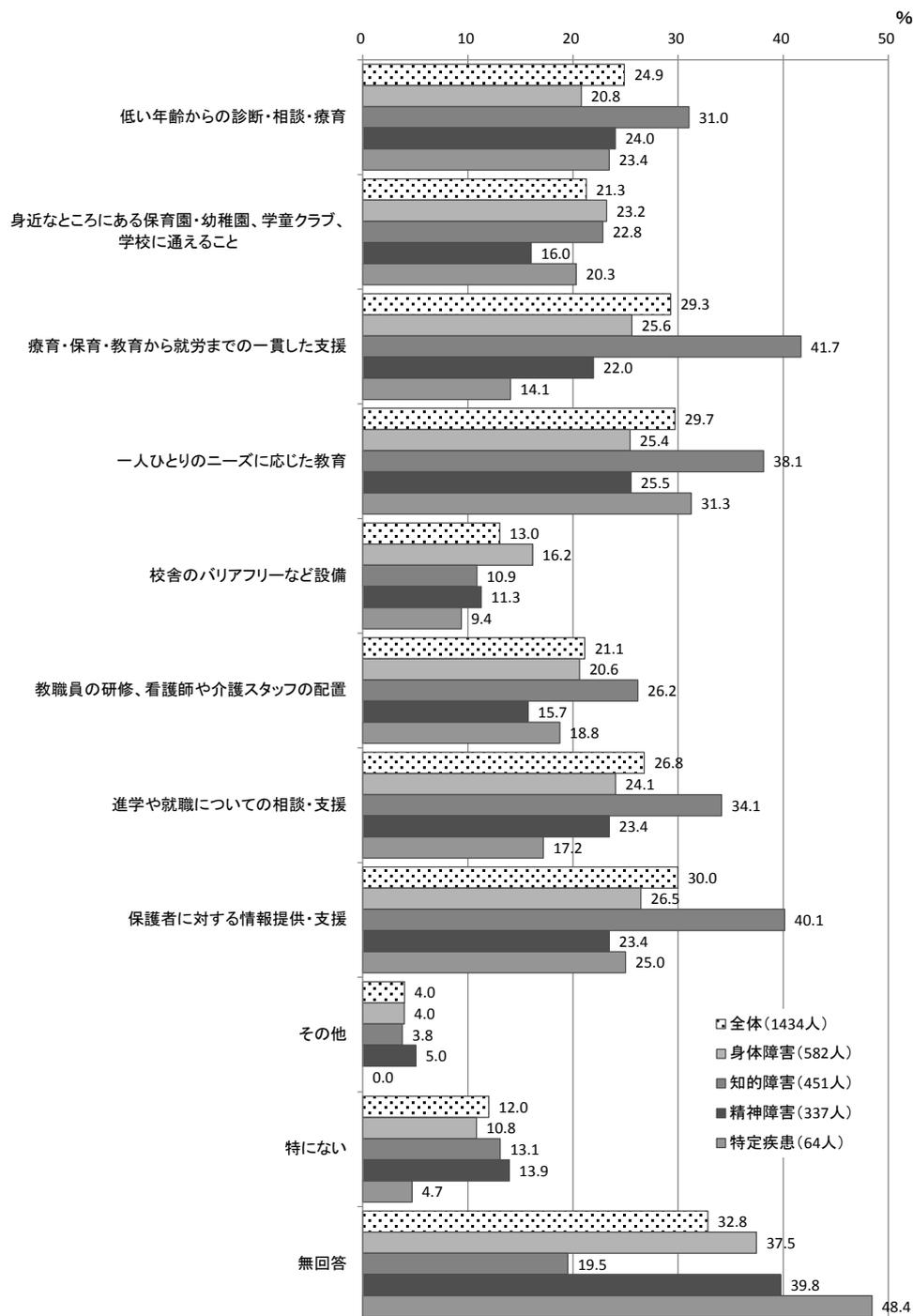


6. 教育・療育について

(1) 障害のある子どもの教育・療育について、何が不足していると思いますか。(〇はいくつでも)

障害のある子どもの教育・療育で不足していることとして、「保護者に対する情報提供・支援」(30.0%)、「一人ひとりのニーズに応じた教育」(29.7%)、「療育・保育・教育から就労までの一貫した支援」(29.3%)、「進学や就職についての相談・支援」(26.8%)など、様々な分野があげられています。

教育・療育に不足していること、障害別（複数回答）

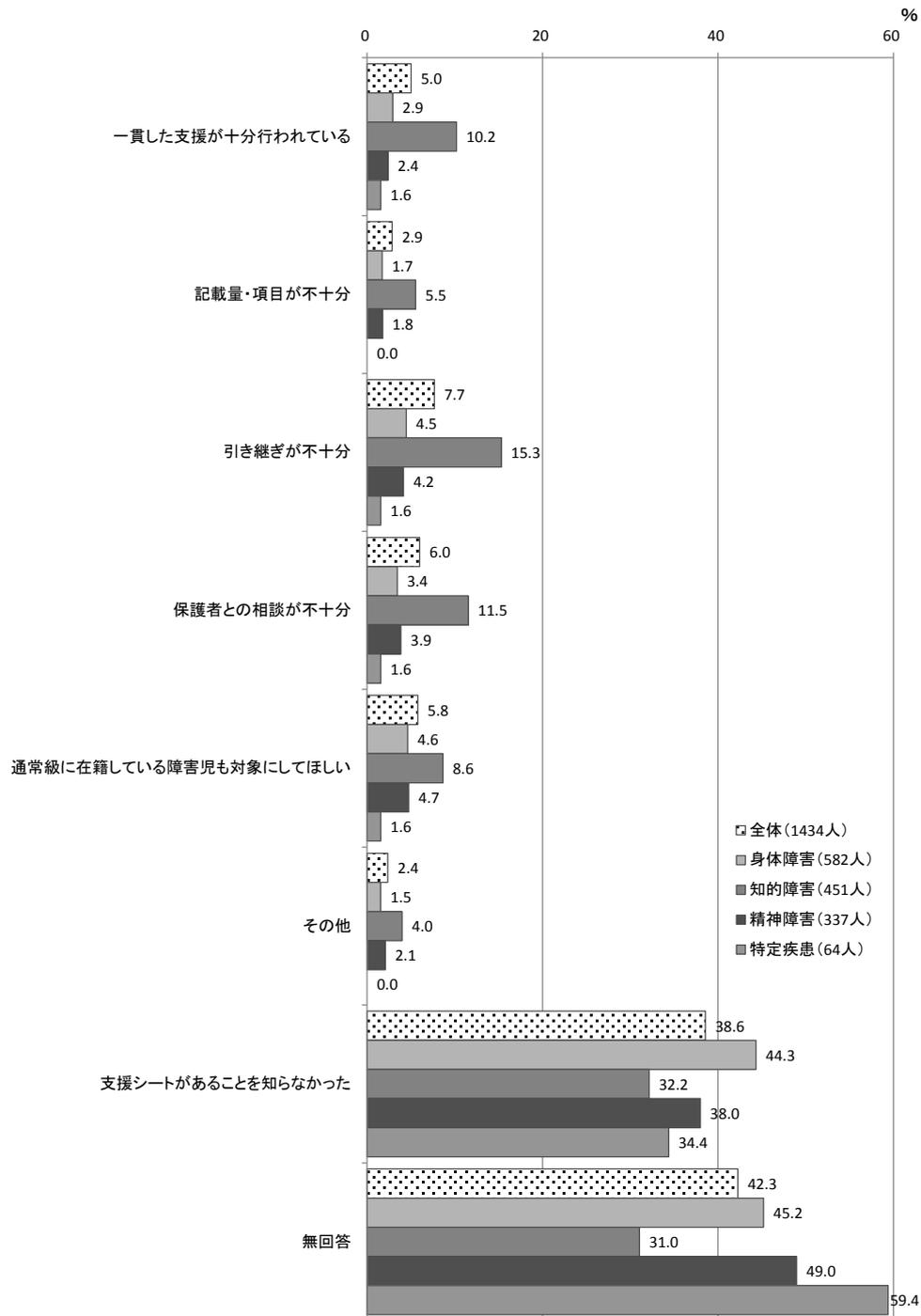


(2) 進学して通う場所が変わっても、障害のある子どもに対する一貫した支援を行うよう、「本人・保護者とともにつくる支援シート」を推進していますが、それについてどう思いますか。(〇はいくつでも)

「本人・保護者とともにつくる支援シート」については、「引き継ぎが不十分」(7.7%)、「保護者との相談が不十分」(6.0%)、「通常級に在籍している障害児も対象にしてほしい」(5.8%)などの意見があります。一方で、「一貫した支援が十分行われている」(5%)という評価もされています。

また、「支援シートがあることを知らなかった」とする人が38.6%います。

「本人・保護者とともにつくる支援シート」について、障害別（複数回答）

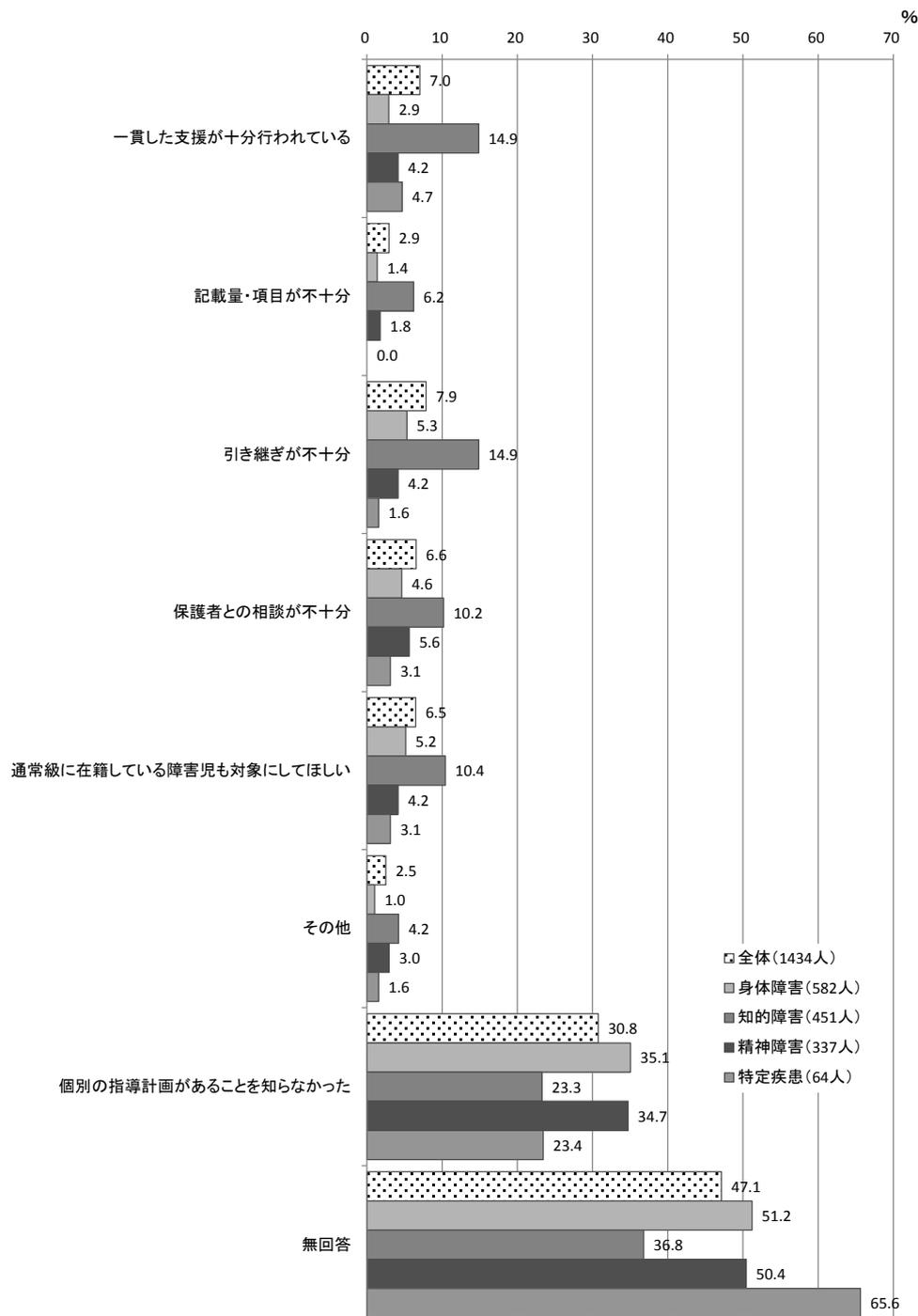


(3) 学年が上がり、担任の先生が変わっても、障害のある子どもの実態に応じたきめ細かな指導を一貫して行う「個別の指導計画」を毎年作成していますが、それについてどう思いますか。(〇はいくつでも)

「個別の指導計画」については、「引き継ぎが不十分」(7.9%)、「保護者との相談が不十分」(6.6%)、「通常級に在籍している障害児も対象にしてほしい」(6.5%)などの意見や、「一貫した支援が十分行われている」(7.0%)という評価があります。

一方で、「個別の指導計画があることを知らなかった」とする人が30.8%います。

「個別の指導計画」について、障害別(複数回答)

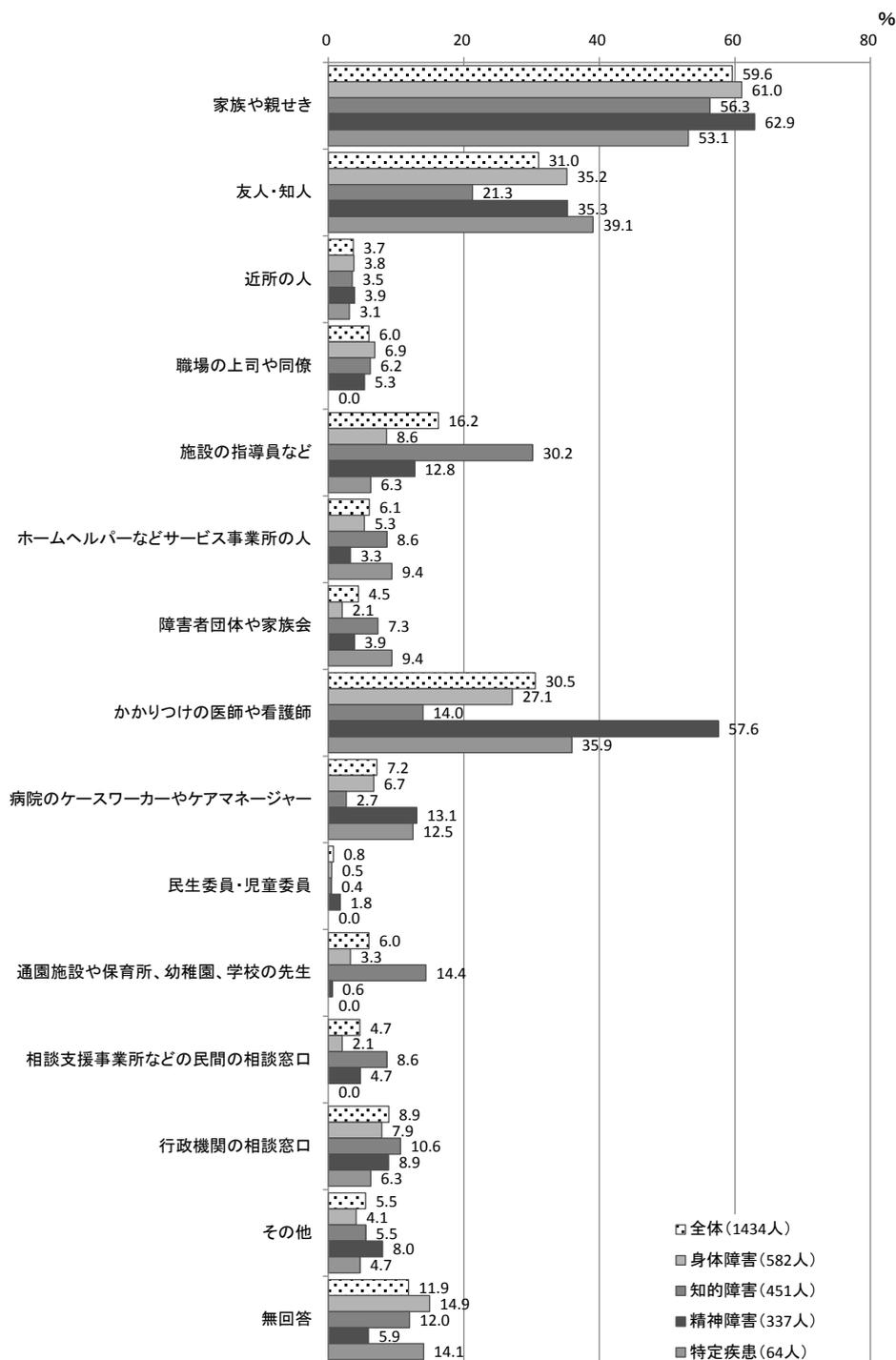


7. 相談相手や情報の入手について

(1) あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(〇はいくつでも)

全体の59.6%が「家族や親せき」としています。また、身体障害で61.0%、知的障害で56.3%、精神障害で62.9%、特定疾患で53.1%と、いずれの障害においても「家族や親せき」が最も多くあげられています。なお、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」(57.6%)も多くなっています。

困ったときの相談先、障害別（複数回答）

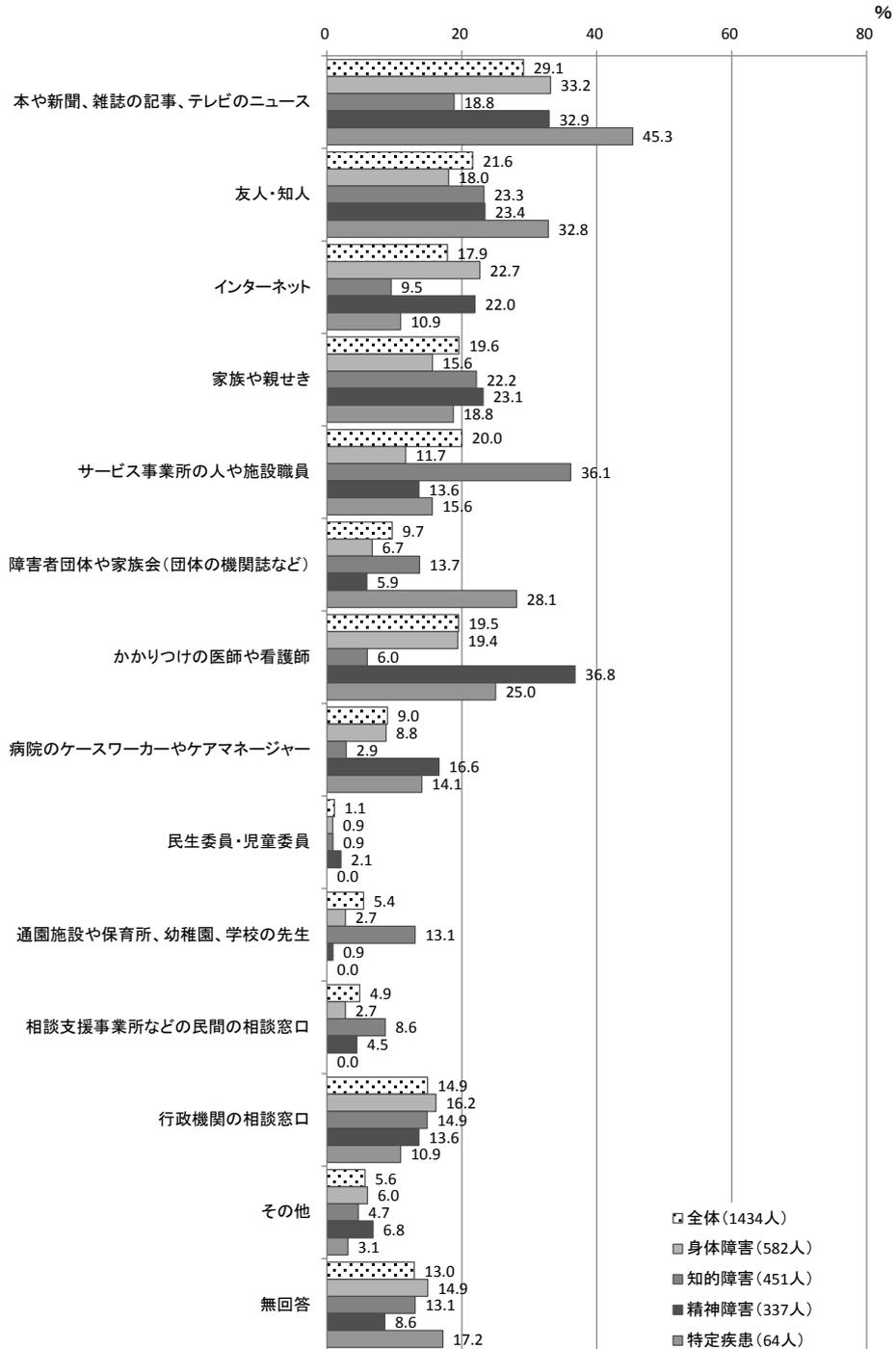


(2) あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(〇はいくつでも)

多岐にわたっていますが、「本や新聞、雑誌の記事、テレビのニュース」が最も多く、29.1%です。

「本や新聞、雑誌の記事、テレビのニュース」は、身体障害の33.2%、特定疾患の45.3%があげています。また、知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」(36.1%)、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」(36.8%)が最も多くあげられています。

情報入手先、障害別（複数回答）

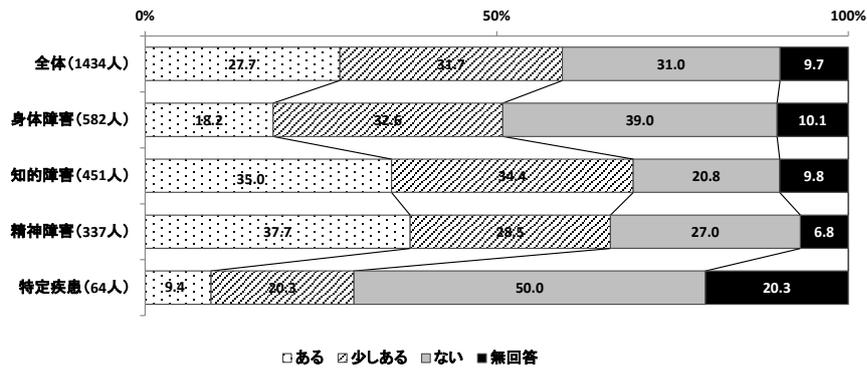


8. 権利擁護について

(1) あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをしたり、配慮や工夫をしてもらえなくて困ったりしたことがありますか。(〇は1つ)

全体では「ある」と「少しある」を合わせて59.4%の人が困った経験があると答えました。身体障害(50.8%)や特定疾患(29.7%)では比較的少なく、知的障害(69.4%)と精神障害(66.2%)には多く見られます。

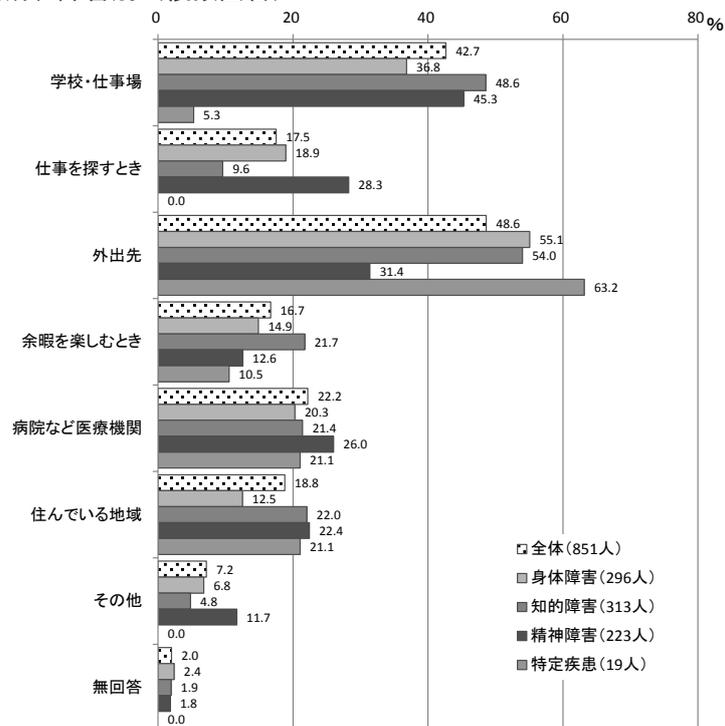
障害があることで配慮や工夫がなく困ったことの有無、障害別



(2) どのような場所で差別や嫌な思いをしたり、配慮や工夫をしてもらえなくて困ったりしましたか。(〇はいくつでも)

全体では「外出先」(48.6%)、「学校・仕事場」(42.7%)の順に多くなっています。精神障害では、「外出先」(31.4%)よりも「学校・仕事場」(45.3%)と回答する割合の方が多くなっています。

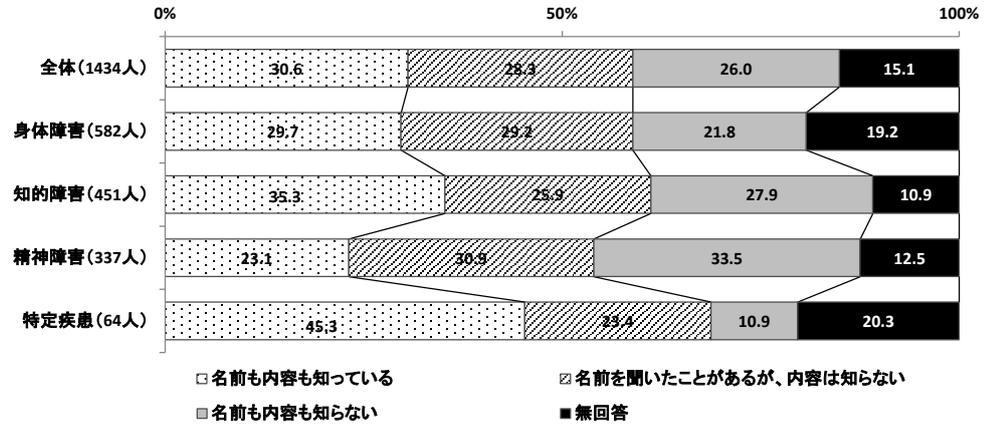
困ったりした場所、障害別(複数回答)



(3) 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つ)

全体では「名前も内容も知っている」が30.6%で、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせると54.3%と半数の人が内容を知らないと回答しています。

成年後見制度の認知、障害別

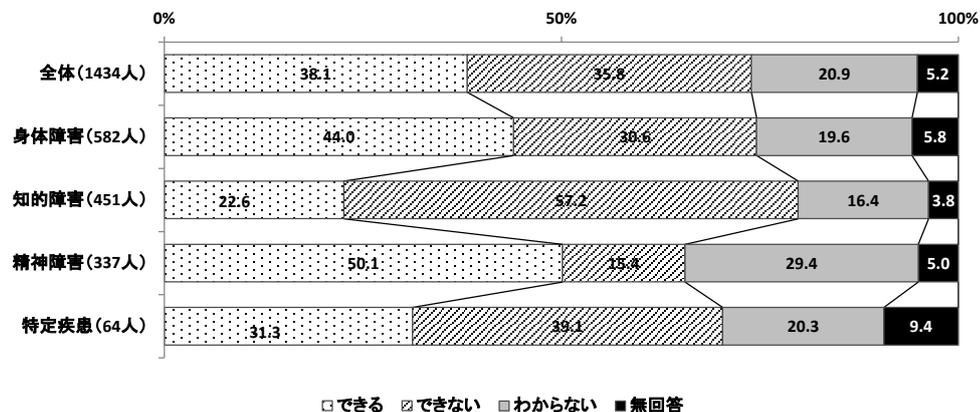


9. 災害時の避難等について

(1) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つ)

全体では「できる」(38.1%)と「できない」(35.8%)とほぼ同じ割合ですが、「わからない」とする人が20.9%います。知的障害では「できない」(57.2%)が多くなっています。

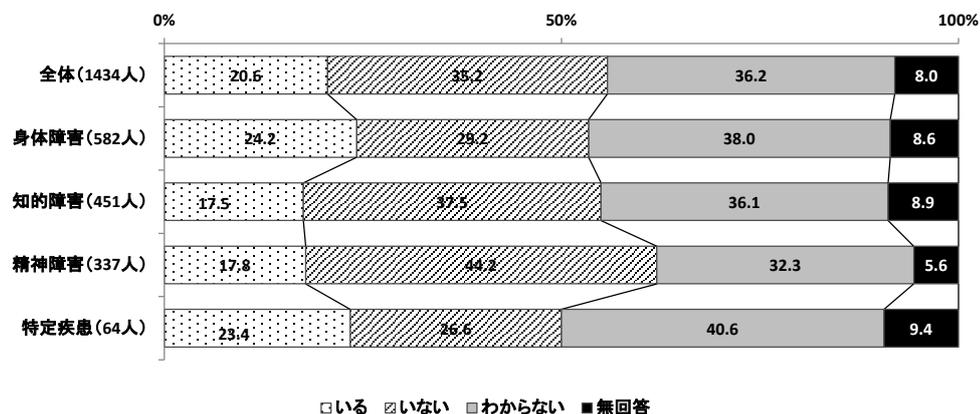
火事や地震等の災害時に一人で避難できるか、障害別



(2) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つ)

全体では「いる」(20.6%)よりも「いない」(35.2%)とする割合の方が多くなっています。また「わからない」(36.2%)と回答した人も多くなっています。精神障害では「いない」とする人が44.2%と、特に多くいます。

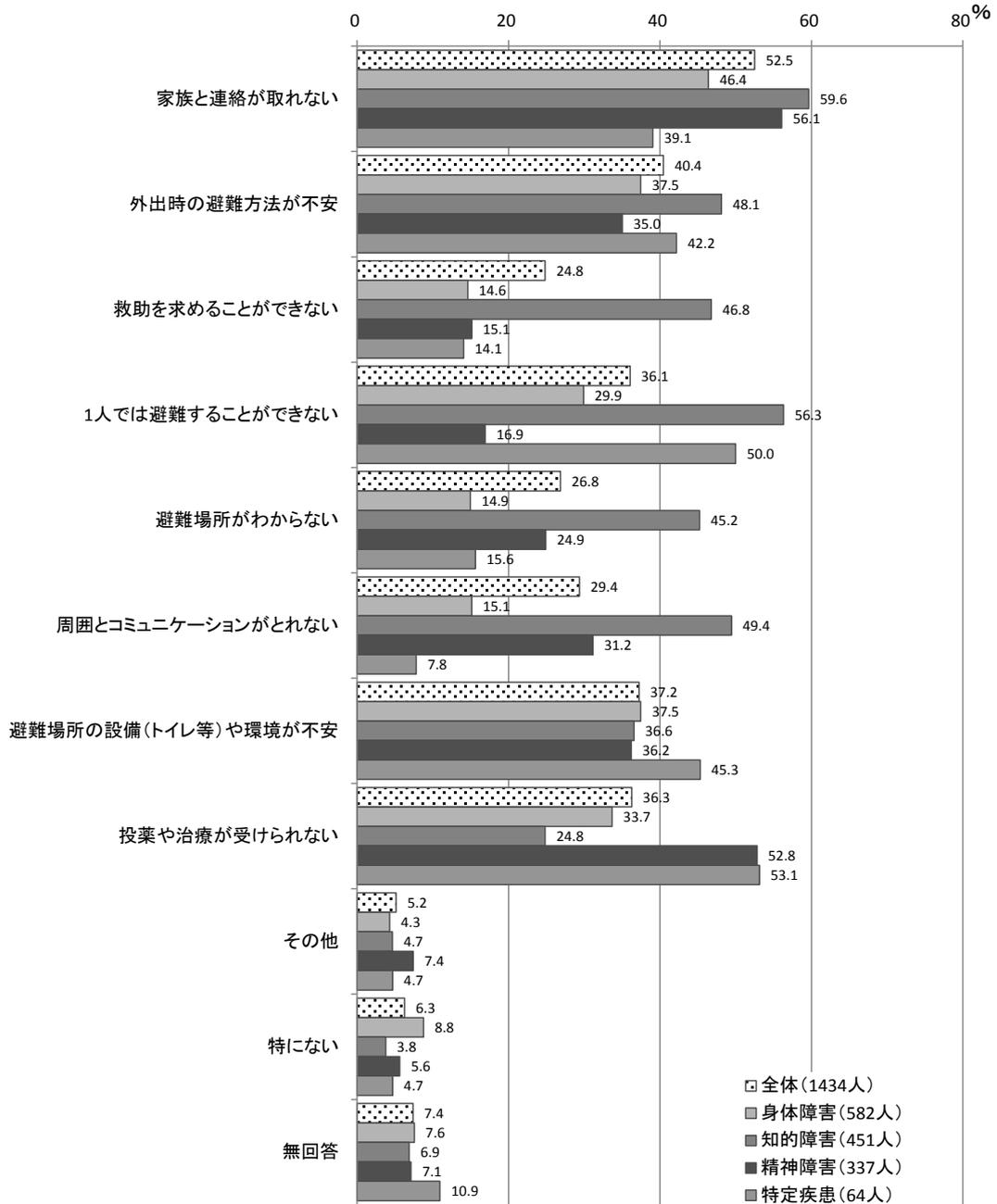
近所にあなたを助けてくれる人はいますか、障害別



(3) 火事や地震等の災害時に不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

全体では「家族と連絡が取れない」(52.5%)が最も多くなっています。知的障害では「1人では避難することができない」(56.3%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(49.4%)、「外出時の避難方法が不安」(48.1%)、「救助を求めることができない」(46.8%)などで他の障害よりも多くなっています。精神障害(52.8%)、特定疾患(53.1%)では「投薬や治療が受けられない」と回答した人が多くいます。

火事や地震等の災害時に不安に思うこと、障害別(複数回答)



6 第3期横須賀市障害福祉計画の実施状況（平成25年度末まで）

1 数値目標に対する実績

■ 施設入所者の地域生活への移行

		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成25年度 末累計
地域生活 移行者(①)	平成19~26年度の目標	40人								40人
	実績	6人	9人	2人	4人	3人	3人	0人	—	27人
新規施設 利用者(②)	平成19~26年度の目標	24人								24人
	実績	5人	7人	8人	5人	8人	1人	8人	—	42人
実地域生活 移行者数 (①-②)	平成19~26年度の目標	16人								16人
	実績	1人	2人	-6人	-1人	-5人	2人	-8人	—	-15人

■ 福祉施設から一般就労への移行

		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
一般就労 移行者	平成26年度までの 目標(1年あたり)	12人							
	実績	1人	4人	3人	5人	6人	11人	9人	—

(注) ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス(日中活動系・居住系サービス)が対象となります。

(注) 平成26年度までに、1年あたり12人を達成することが目標となります。

■ 就労移行支援事業の利用者数

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援事業の 利用者数	目標	33人		
	実績	33人	42人	—

(注) 平成26年度末において、1か月当たり33人が就労移行支援事業を利用することが目標となります。

■ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援事業 利用者数	就労継続支援（A型） 利用者数（人）	21	37	—
	就労継続支援（B型） 利用者数（人）	274	287	—
	合計	295	324	—
	A型利用者数の 割合	目標	4.5%	
実績		7.1%	11.4%	—

■ 障害児支援施設関連の数値目標

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
重症心身障害児施設	目標	1 施設		
	実績	0 施設	0 施設	—
	各年度末の 累積総数	0 施設	0 施設	—

（注）重症心身障害児者施設については、平成 26 年 4 月に社会福祉法人みなと舍ゆうにより、「ライフゆう」が開設されています。

■ バリアフリー関連施策の数値目標

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
駅舎エレベータ設置	目標	20 駅		
	実績	1 駅	0 駅	—
	各年度末の 累積総数	20 駅	20 駅	—
バリアフリー化 （市道段差解消）	目標	1,500 か所		
	実績	140 か所	95 か所	—
	各年度末の 累積総数	1,466 か所	1,561 か所	—

2 障害福祉サービス等の見込量に対する実績

(1) 障害福祉サービスの見込量に対する実績

■ 訪問系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問系サービス	見込量 (時間)	15,200	15,978	16,756	
	実績 (時間)	13,491	14,675	—	
	(内訳)	居宅介護実績 (時間)	12,194	13,209	—
		重度訪問介護実績 (時間)	668	721	—
		行動援護実績 (時間)	13	12	—
		重度障害者等包括支援実績 (時間)	0	0	—
		同行援護 (時間)	616	733	—
	見込量 (人)	715	748	782	
	実績 (人)	655	701	—	
	(内訳)	居宅介護実績 (人)	610	656	—
		重度訪問介護実績 (人)	4	3	—
		行動援護実績 (人)	2	2	—
		重度障害者等包括支援実績 (人)	0	0	—
同行援護 (人)		36	40	—	

(注) 数値は1か月あたり。

■ 日中活動系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	見込量 (人日)	14,576	15,117	15,627
	実績 (人日)	15,000	15,749	—
	見込利用者数 (人)	864	896	926
	実績利用者数 (人)	857	930	—
自立訓練 (機能訓練)	見込量 (人日)	91	91	91
	実績 (人日)	120	184	—
	見込利用者数 (人)	17	17	17
	実績利用者数 (人)	17	25	—

(注) 数値は1か月あたり。

自立訓練 (生活訓練)	見込量 (人日)	413	453	492
	実績 (人日)	263	157	—
	見込利用者数 (人)	21	23	25
	実績利用者数 (人)	14	9	—
就労移行支援	見込量 (人日)	600	600	600
	実績 (人日)	616	724	—
	見込利用者数 (人)	33	33	33
	実績利用者数 (人)	30	42	—
就労継続支援 (A型)	見込量 (人日)	271	271	271
	実績 (人日)	394	667	—
	見込利用者数 (人)	14	14	14
	実績利用者数 (人)	21	37	—
就労継続支援 (B型)	見込量 (人日)	3,285	4,114	4,351
	実績 (人日)	4,790	4,760	—
	見込利用者数 (人)	222	278	294
	実績利用者数 (人)	274	287	—
療養介護	見込量 (人)	29	30	31
	実績 (人)	32	35	—
短期入所	見込量 (人日)	945	1,002	1,082
	実績 (人日)	788	853	—
	見込利用者数 (人)	134	142	154
	実績利用者数 (人)	151	174	—

(注) 数値は1か月あたり。

■ 障害児通所支援サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	見込量（人日）	1,210	1,210	1,210
	実績（人日）	866	1,033	—
	見込利用者数（人）	134	134	134
	実績利用者数（人）	125	171	—
医療型 児童発達支援	見込量（人日）	182	182	182
	実績（人日）	162	152	—
	見込利用者数（人）	18	18	18
	実績利用者数（人）	18	20	—
放課後等 デイサービス	見込量（人日）	464	464	464
	実績（人日）	1,057	2,422	—
	見込利用者数（人）	54	54	54
	実績利用者数（人）	165	326	—

（注）数値は1か月あたり。

■ 居住系サービスの見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	見込量（人分）	321	319	317
	実績（人分）	331	333	—
共同生活援助 共同生活介護	見込量（人分）	216	228	240
	実績（人分）	231	231	—
	（内訳）	共同生活援助実績 （人分）	7	5
	共同生活介護実績 （人分）	224	226	

（注）数値は1か月あたり。

（注）共同生活援助・共同生活介護は、平成 26 年度から共同生活援助に一本化されています

■ 相談支援（サービス利用計画作成費）の見込量

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	見込量（人分）	100	150	200
	実績（人分）	38	96	—
地域移行支援	見込量（人分）	13	13	13
	実績（人分）	0	0	—
地域定着支援	見込量（人分）	12	16	24
	実績（人分）	0	0	—

（注）数値は1か月あたり。

（2）地域生活支援事業の見込量に対する実績

■ 地域自立支援協議会の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域自立支援協議会	見込量（か所）	1	1	1
	実績（か所）	1	1	—

■ 相談支援事業の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	見込量（か所）	4	4	4
	実績（か所）	4	4	—
障害児等療育支援事業	見込量（か所）	1	1	1
	実績（か所）	1	1	—
成年後見制度利用支援事業	見込量（人）	1	1	1
	実績（人）	2	2	—
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	見込量	実施		
	実績	一部実施		
市町村相談支援機能強化事業	見込量	実施		
	実績	実施		

■ コミュニケーション支援事業の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者 派遣事業	見込量 (件)	1,053	1,053	1,053
	実績 (件)	1,169	960	—
	見込量 (人)	90	90	90
	実績 (人)	72	76	—
要約筆記者 派遣事業	見込量 (件)	294	294	294
	実績 (件)	273	269	—
	見込量 (人)	29	29	29
	実績 (人)	39	29	—
手話通訳者 設置事業	見込量 (人)	2	2	2
	実績 (人)	2	2	—

(注) 数値は1年あたり。

■ 日常生活用具給付事業の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練 支援用具	見込量 (件)	31	31	31
	実績 (件)	32	28	—
自立生活 支援用具	見込量 (件)	65	65	65
	実績 (件)	50	75	—
在宅療養等 支援用具	見込量 (件)	69	69	69
	実績 (件)	37	69	—
情報・意思疎通 支援用具	見込量 (件)	91	91	91
	実績 (件)	73	65	—
排泄管理 支援用具	見込量 (件)	4,381	4,605	4,840
	実績 (件)	4,739	4,854	—
居宅生活動作 補助用具	見込量 (件)	12	12	12
	実績 (件)	15	19	—
合 計	見込量 (件)	4,649	4,873	5,108
	実績 (件)	4,946	5,110	—

■ 移動支援事業の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	見込量・利用者数（人）	790	868	946
	実績・利用者数（人）	834	995	—
	見込量・時間数（時間）	13,265	14,578	15,891
	実績・時間数（時間）	13,894	16,544	—

（注）利用者数、時間数は1か月あたり。

■ 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援 センター （地域作業所を 含む）	見込量・か所数（か所）	41	40	41
	実績・か所数（か所）	38	35	—
	見込量・利用者数（人）	508	496	508
	実績・利用者数（人）	472	436	—

（注）数値は1か月あたり。



横須賀障害者福祉計画 (第4期横須賀市障害福祉計画を含む)

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市 福祉部 障害福祉課
TEL : 046-822-9398 FAX : 046-825-6040
E-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

リサイクル適性 (A)

本冊子は、グリーン購入法に基づく平成26年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

この冊子は、400部作製し、1冊あたりの印刷経費は1,500円です。